

太陽光発電設備 設置校一覧

R07.06.23更新

番号	施設名	容量	竣工年度	自立運転	太陽光パネル設置場所	メーカー ・上パネル ・下PCS
1	駒沢小（改築）	30.0 K w	H17	×	校舎屋上	・パナソニック ・パナソニック
2	赤堤小（一部改築）	10.0 K w	H18	×	校舎屋上	・パナソニック ・パナソニック
3	松沢小（改築）	10.0 K w	H20	×	校舎屋上	・京セラ ・GSユアサ
4	塚戸小（一部改築）	4.0 K w	H20	○	校舎屋上	・パナソニック ・不明
5	三宿小（一部改築）	4.0 K w	H20	○	校舎屋上	・パナソニック ・パナソニック
6	桜小（改築）	10.0 K w	H22	×	校舎屋上	不明
7	京西小（改築）	10.0 K w	H22	×	校舎屋上	不明
8	桜町小（一部改築）	4.0 K w	H22	○	校舎屋上	・パナソニック ・パナソニック
9	砧中（一部改築）	4.0 K w	H22	×	校舎屋上	不明
10	芦花小・中（一部改築）	20.0 K w	H23	×	校舎屋上	・京セラ ・GSユアサ
11	上北沢小（改築）	10.0 K w	H23	○	校舎屋上	・シャープ ・荏原電産
12	烏山北小（一部改築）	10.0 K w	H23	×	校舎屋上	・シャープ ・新電元工業
13	桜木中（一部改築）	4.0 K w	H23	○	校舎屋上	不明
14	中里小（一部改築）	5.0 K w	H23	○	校舎屋上	不明
15	千歳台小（増築）	4.0 K w	H23	○	校舎屋上	不明
16	砧南小（増築）	4.0 K w	H24	○	校舎屋上	不明
17	二子玉川小（増築）	8.0 K w	H24	○	校舎屋上	不明
18	千歳小（一部改築）	10.0 K w	H24	○	校舎屋上	・シャープ ・三菱電機
19	船橋希望中（一部改築）	30.0 K w	H25	○	校舎屋上	不明
20	世田谷中（改築）	30.0 K w	H25	○	校舎屋上	不明
21	太子堂中（改修）	30.0 K w	H26	○	体育館屋上	不明
22	太子堂小	16.7 K w	H27	○	校舎屋上	・京セラ ・GSユアサ
23	多聞小	30.0 K w	H27	○	校舎屋上	・シャープ ・荏原電産
24	深沢中（整備）	20.0 K w	H28	○	校舎屋上	不明
25	城山小（改築）	30.0 K w	H28	○	校舎屋上	・京セラ ・GSユアサ
26	下北沢小（改築）	30.0 K w	H29	○	校舎屋上	不明
27	喜多見小（一部改築）	10.0 K w	H29	○	校舎屋上	不明
28	山野小（改築）	30.0 K w	H29	○	校舎屋上	・三菱電機 ・GSユアサ
29	船橋小（増築）	5.0 K w	H30	○	校舎屋上	・パナソニック ・パナソニック
30	若林小（改築）	30.0 K w	R1	○	校舎屋上	・シャープ ・GSユアサ
31	代沢小（改築）	20.0 K w	R1	○	校舎屋上	・京セラ ・GSユアサ
32	松原小（増築）	6.8 K w	R3	○	校舎屋上	不明
33	池之上小（改築）	30.0 K w	R6	○	校舎屋上	不明
34	瀬田小（改築）	30.0 K w	R6	○	校舎屋上	・京セラ ・GSユアサ

・メーカー名の後ろに のあるものは、設計図面上で参考機器として記載のもの

日本電機工業会・太陽光発電協会 技術資料

太陽光発電システム保守点検ガイドライン

Guideline on maintenance of PV systems

2016 年(平成 28 年) 12 月 28 日 制定

2019 年(令和 元 年) 12 月 27 日 改訂



一般社団法人日本電機工業会



目次

1	適用範囲と目的	1
1.1	適用範囲	1
1.2	目的	2
2	引用規格	2
3	用語及び定義	3
4	システム文書要件	7
4.1	一般	7
4.2	システムデータ	7
4.3	結線図	7
4.4	ストリングレイアウト	9
4.5	データシート（製品仕様書・仕様表）	9
4.6	架台，基礎の設計情報	9
4.7	非常用機器情報	9
4.8	竣工検査報告書	9
4.9	運用・保守情報	9
4.10	発電性能ベンチマーク	10
4.11	手順書（手順の文書化）	10
5	検証（点検）	10
6	試験手順-カテゴリ 1	10
7	試験手順-カテゴリ 2	10
8	試験手順-追加試験	10
9	点検報告書	11
9.1	一般	11
9.2	点検前の書類の確認	11
9.3	定期点検	11
10	保守・定期点検の進め方	12
10.1	一般	12
10.2	点検の頻度とトリガー	12
10.3	具体的な点検頻度を決定するためのその他の考慮点	17
11	点検作業	18
11.1	一般的なサイト目視検査	18
11.2	機器類検査及び安全に係わる保守	19
11.3	発電性能に係わる保守	23
12	トラブルシューティングと修理	26
12.1	危険事象による設備停止	27
12.2	非危険事象に対するトラブルシューティング	27
12.3	トラブルシューティング事故又は事象誘起の問題	27
12.4	発電性能に関する問題の診断	27

13 追加手順.....	30
13.1 一般.....	30
13.2 解列手順.....	30
13.3 製造業者指定の保守・検査.....	32
13.4 電気試験の手順.....	32
13.5 診断手順.....	36
附属書 A（規定）電気安全上の考慮点	41
A.1 専門技術者.....	41
A.2 一般安全注意点	41
A.3 保護具.....	42
A.4 解列手順.....	42
A.5 ロックアウトタグアウト	43
A.6 PV システム専用の標識と表示	43
A.7 PV 設備に係る感電防止のための表示	44
附属書 B（参考）定期点検要領の例.....	45
B.1 一般.....	45
B.2 一般用電気工作物の定期点検要領例	45
B.3 事業用（自家用）電気工作物の定期点検要領例	59
附属書 C（参考）PV システム運用	71
C.1 基本的な管理業務（手順及び手続き），及び保守要件並びに推奨案.....	71
附属書 D（規定）点検要件と方法	72
D.1 検証（点検）	72
D.2 試験手順-カテゴリ 1.....	78
D.3 試験手順-カテゴリ 2.....	82
D.4 試験手順-追加試験.....	88
附属書 E（参考）I-V 曲線形状の解釈	91
E.1 一般.....	91
E.2 バリエーション 1ー曲線に段差又は変形	91
E.3 バリエーション 2ー電流小	92
E.4 バリエーション 3ー電圧低下	92
E.5 バリエーション 4ー肩部分の曲線が緩やかになる	93
E.6 バリエーション 5ーこう配部の傾きが緩やかになる	93
E.7 バリエーション 6ー上部緩こう配部のこう配の変化	93
 【解説】	
1 制定の趣旨	94
2 IEC 規格の制定の趣旨.....	94
3 適用範囲の考え方	95
3.1 適用範囲の具体例.....	95
4 国内法の順守	96

5	参考情報 I.....	96
5.1	点検の基本原則.....	97
5.2	点検前の準備.....	99
5.3	日常点検.....	99
5.4	点検に用いる機械器具.....	100
5.5	測定方法の補足.....	101
6	参考情報 II.....	119
6.1	断路器，開閉器，遮断器（全般）.....	119
6.2	竣工時に提供されるシステムデータの例（4.2 関連情報）.....	119
6.3	架台，基礎設計情報（4.6 関連情報）.....	120
6.4	日影評価（D.4.5 関連情報）.....	120
6.5	屋根設置システム（11.1.2，附属書 B 関連情報）.....	121
6.6	太陽電池アレイの汚染と清掃（11.3.6 関連情報）.....	121
6.7	発電性能に関する問題の診断（12.4 関連情報）.....	121
6.8	パワーコンディショナ製造業者指定検査（13.3.1 関連情報）.....	121
6.9	追尾装置製造業者指定検査（13.3.2 関連情報）.....	122
6.10	データ収集システム専用検査（13.3.3 関連情報）.....	122
6.11	パワーコンディショナ診断（13.5.2 関連情報）.....	123
6.12	PV 設備に係る防火安全対策（箇条 A.6 関連情報）.....	124
6.13	土木構造物等に対する具体的な根拠資料の例（4.6 関連情報）.....	126
6.14	DC システムー感電保護（D.1.2.3 関連情報）.....	126
6.15	パフォーマンスレシオ（PR 値）による発電性能の検証（12.4 関連情報）.....	127

太陽光発電システム保守点検ガイドライン

Guideline on maintenance of PV systems

まえがき

太陽光発電システムは発電設備である。発電設備を設置・管理する責任は、発電設備の施工業者や設備メーカー等ではなく、発電設備の所有者（システム所有者）にある。システム所有者は、電気事業法第 39 条又は第 56 条に基づき、所有する発電設備を、経済産業省令で定める技術基準に適合させる義務があり、技術基準に適合していないことが判明した場合、自主的に補修等を行う必要がある。また、電気事業法第 107 条に基づく発電設備の立入検査が実施されることがあり、適切な保守点検がされていない、状態の悪い発電設備は、稼働の一時停止を命じられることがある。もし、補修等を行わないまま稼働を継続した場合、電気事業法第 40 条又は第 56 条に基づく「技術基準適合命令」が発令され、その事実が経済産業省や各地域の産業保安監督部のホームページなどで公表される。

この技術資料は、2018 年に CDV（Committee Draft for Vote：投票用委員会原案）として発行された IEC 62446-2、2016 年に一般社団法人日本電機工業会（JEMA）及び一般社団法人太陽光発電協会（JPEA）が共同で作成した「太陽光発電システム保守点検ガイドライン JM16Z001」を元に改訂した JEMA 及び JPEA の技術資料である。

この技術資料は、電気設備の技術基準などを、IEC の基準を参照して記載している。国内では、“電気設備に関する技術基準を定める省令”及びその解釈を示す“電気設備の技術基準の解釈”が定められており、IEC の基準に代えて上記国内基準に準拠することによっても、電気設備の技術基準を満たすことができる。

この技術資料は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この技術資料の一部が、特許権、出願公開後の特許出願、実用新案権、又は出願公開後の実用新案登録出願に抵触するおそれがあることに注意を喚起する。JEMA 及び JPEA は、このような特許権、出願公開後の特許出願、実用新案権、又は出願公開後の実用新案登録出願に関わる確認について、責任をもたない。

1 適用範囲と目的

1.1 適用範囲

この技術資料は、直流 1 500V 以下（日本国内では、直流 750V 超は高压に区分）の太陽光発電システム（太陽電池アレイ、接続箱・集電箱、パワーコンディショナ及びこれらを構成するケーブルなど。以下、PV システムとする。）を対象とし、パワーコンディショナから先の交流側は規定しない。ただし、PV システムに受変電設備が含まれない場合は、電気事業用設備又は需要設備との責任分界点までの設備、ケーブルなどを含む。また、PV システム以外の発電設備又は蓄電池その他の貯蔵装置を含むシステムでは、PV システム部分を対象とする。

この技術資料は、上記範囲の系統連系 PV システムの基本的な予防保全、是正、及び発電性能に係わる保守要件並びに推奨案を記載する。この技術資料は、次の内容を扱う。

- 信頼性、安全性及び耐火性に係るシステム機器及び接続部の基本的保守
- 不具合対応手順及びトラブルシューティングのための手段
- 作業者の安全

この技術資料は、太陽電池モジュールの洗浄、植生の管理など、期待される発電性能を最大限にするための保守項目も扱っている。屋根設置、地上設置それぞれ特有の配慮点をまとめている。系統と連系して

いないシステム、PV システム以外の発電設備及び蓄電池その他のエネルギー貯蔵装置は対象外であるが、これらのシステムの PV に係わる回路について適用する場合がある。システムが適切な設計規格及び/又は設置規格に準拠していることを前提としており、その確認のために実施された竣工検査（新規設置の完成時又は既存設備の変更の完成時に行う検査）の結果を参照することがある。

PV システムの保守は、運用及び保守（O&M）という包括的な用語で一括りにされることが多い。この技術資料は、運用に係わるビジネスプロセス又は経営プロセス（例 予測又は電気料金優遇措置など）、システムの基本動作条件、安全性及び発電性能以外の要素に左右されるその他の事項については扱わない。

注記 需要設備とは、電力を消費する設備のことで、電気使用場所と同一の構内に設置する電気工作物の総合体をいう。ただし、その電気使用場所の構内にある発電設備及び変電所は除く。需要設備に該当する具体的な電気設備としては、ビル又は工場などに設置される受電設備、変電所以外の変電設備、構内電線路、負荷設備、非常用予備発電装置などが挙げられる。

1.2 目的

システム所有者の保安責任を果たすため、この技術資料の目的は、次による。

- システムの種類（設置場所、設備規模など）、システム所有者、資金調達要件によって異なる場合がある保守要件の最低限の保安要件を特定する。
- 推奨又は追加の保守項目を特定する。
- 適切な点検頻度を決定するための要因を特定する。
- 定期点検、問題特定及び早期故障検出の手段として、遠隔診断法が認められる条件を特定する。
- イノベーション、製造業者特有の方法、変化するシステム所有者の要求などに対応するために、保守関連要件を満たすための代替の方法が認められる条件を特定する。

2 引用規格

次に掲げる規格は、この技術資料に引用されることによって、この技術資料の規定の一部を構成する。

JIS C 1010 測定用、制御用及び試験室用電気機器の安全性—第 1 部：一般要求事項

JIS C 1302 絶縁抵抗計

JIS C 8960 太陽光発電用語

JIS C 8992-1 太陽電池モジュールの安全適格性確認—第 1 部：構造に関する要求事項

JIS C 8992-2 太陽電池モジュールの安全適格性確認—第 2 部：試験に関する要求事項

改正 FIT 法 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(2017 年 4 月施行)

IEC 60364(all parts) Low-voltage electrical installations - Part 1: Fundamental principles, assessment of general characteristics, definitions

IEC 61724-1 Photovoltaic system performance - Part 1: Monitoring

IEC 61724-2 Photovoltaic system performance - Part 2: Capacity evaluation method

IEC 61724-3 Photovoltaic system performance - Part 3: Energy evaluation method

IEC 61829 Crystalline silicon photovoltaic (PV) array - On-site measurement of I-V characteristics

IEC 62446-1 Photovoltaic (PV) systems - Requirements for testing, documentation and maintenance - Part 1: Grid connected systems - Documentation, commissioning tests and inspection

IEC 62446-3 Photovoltaic (PV) systems - Requirements for testing, documentation and maintenance - Part 3: Photovoltaic modules and plants - Outdoor infrared thermography

IEC 62548 Photovoltaic (PV) arrays – Design requirements

IEC TS 61836 Solar photovoltaic energy systems - Terms, definitions and symbols

3 用語及び定義

この技術資料で用いる主な用語及び定義は、JIS C 8960（太陽光発電用語）によるほか、次による。

3.1

太陽電池セル，PV セル（PV cell）

太陽光発電に用いる太陽電池の構成要素の最小単位。

3.2

太陽電池モジュール，PV モジュール（PV module）

太陽電池セル又は太陽電池サブモジュールを，耐環境性のため外囲器に封入し，かつ，既定の出力をもたせた最小単位の発電ユニット。

注記 太陽電池セル同士を電氣的に接続し，バイパスダイオードで閉回路にしたものを，クラスタ（cluster）と日本国内では呼称することがある。

3.3

太陽電池アレイ，PV アレイ（PV array）

太陽電池架台及び／又は基礎，その他の工作物をもち，太陽電池モジュールを機械的に一体化し，電氣的に接続された集合体。

3.4

AC モジュール（AC module）

交流出力のパワーコンディショナを組み込み，直接交流出力を発生するようにした太陽電池モジュール。

3.5

モジュール一体型エレクトロニクス（module integrated electronics）

マイクロインバータ，DC-DC コンバータなどの，太陽電池モジュールに内蔵される電子機器。

3.6

ストリング（PV string）

太陽電池アレイ又は太陽電池サブアレイが規定の出力電圧を満足するよう，太陽電池モジュールを直列に接続した回路。

3.7

インバータ（inverter）

直流電力を交流電力に変換する装置。

3.8

マイクロインバータ（micro inverter）

太陽電池モジュール1基又は2基に直接，接続するように設計されているインバータ。

注記 マイクロインバータは，太陽電池モジュールに組み込まれた接続ケーブルに直接接続し，通常，工場取り付けの太陽電池モジュールリード線に直接接続し，太陽電池モジュールのフレームに固定するか太陽電池モジュールに隣接して取り付けられる。

3.9

パワーコンディショナ（power conditioner）

主幹制御監視装置，直流電圧調整回路（昇圧，降圧コンバータ），直流－交流変換回路（インバータ），直流－直流インタフェース，交流－交流インタフェース，交流系統インタフェースなどの，一部又はすべて

で構成し、太陽電池アレイ出力を規定の電力に変換する機能を備えた装置。

注記 スtring毎の入力をもつなどによりStringの点検が容易な小容量のパワーコンディショナを分散型パワーコンディショナ、直流集電箱などにより、多数のStringが並列接続された大容量のパワーコンディショナを中央集中式パワーコンディショナという。

3.10

接続箱（Combiner box）

複数のString又は単位並列回路をある一定のブロックごとに並列接続した回路をもつ盤。

注記 集電機能、逆流防止機能、回路分離機能をもち、開閉器、遮断器、逆流防止素子、避雷素子を備えているものが一般的。

3.11

直流集電箱（DC combiner box）

複数の接続箱からの直流電力を一定のブロックごとに並列接続した回路をもつ盤。

String、PV サブアレイ又は PV アレイを取付ける開閉器・遮断器だけでなく、過電流、サージ保護装置など保護装置を内蔵したものもある。

注記 入力側遮断器（逆接続可能形）、出力側端子台、ラグ端子又は遮断器（逆接続可能形）を備えているものが一般的。

3.12

交流集電箱（AC combiner box）

複数のパワーコンディショナの出力（交流）の電線を集電し、これらを開閉する遮断器を内蔵したものを交流集電箱という。サージ保護装置など保護装置を内蔵したものもある。

3.13

配線ハーネス（wiring harness）

電源供給又は信号通信などに用いられる複数の電線が集約されたもの。

注記 配線ハーネスには、ヒューズを含んでいるものもある。

3.14

アレイ支持物（support structure）

太陽電池モジュール又は太陽電池アレイを支持することを目的とした単柱、架台などの工作物の総称。“ラッキング”とも呼ばれる

3.15

データシート（data sheet）

基本的な製品説明と仕様。

注記 一般に 1～2 ページ。本式の製品マニュアルではない。カタログの仕様欄程度。

3.16

最大過電流保護定格（ $I_{MOD_MAX_OCPR}$ ）

JIS C 8992-2（MST26）によって決定される太陽電池モジュールの過電流保護の最大定格値。

注記 これは太陽電池モジュール製造業者が JIS C 8992-1 に準拠し、太陽電池モジュール、取扱説明書及び据付説明書に表示する。

3.17

基礎, 土台 (equipment pad)

主に太陽光発電システム支持部材及び関連する機器を据え付けるための、コンクリート又はセメントで作成された基礎, 土台。

注記 基礎, 土台は, 主に地上設置システム, 又は隣接する建造物の壁に取付けるには大きすぎる機器をもつ大規模屋上設置システムの設置に用いる (床置き of 装置・設備の台座)。

3.18

専門技術者 (professional engineer)

訓練, 資格, 経験又はこれらの組合せを通して, 要求された作業を正しく行うことができるための知識と技能をもつ者。

注記 PV システムに関する基礎知識を保持する者。A.1 に記載の訓練を受ける必要がある。点検作業を実施するに当たり資格などが必要な場合がある。

3.19

係員 (authorized personnel)

システムの所有者又は運用者によって指定された特定の職務を遂行する者。

3.20

有資格者 (qualified person)

訓練, 資格, 経験又はその組み合わせによって知識と技能を身に着け, 要求されている作業を正しく行えるようになった者。

3.21

保護具(PPE) (personal protective equipment)

作業時において, 作業者に及ぶ健康及び安全に係わる危険に対する保護のために個人が装着又は携行できる装置又は器具

3.22

ロックアウト/タグアウト(LOTO) (lockout/tagout)

機器が正しく遮断され, 作業が可能な状態であることを明確にし, 作業完了時に該当する有資格者が安全だと判断するまで再び通電されない, ということを確実にするための安全手順。ロックアウトとは, 動力源を遮断し, 間違って遮断が解除されないように遮断状態を器具などでロックすること, タグアウトとは, ロックアウトされた状態を警告タグなどを使い, 表示することである。作業中の誤操作防止が目的。

注記 LOTO は, いくつかの国で実践されている方法である。欧州の EN 50110 による”安全 5 箇条”など, 世界では他の安全確認方法も実践されている。

3.23

検査 (Inspection)

電気設備に電気機器が正しく選定及び適切に施工されたことを確認するための調査。

3.24

試験 (testing)

有効性が証明されている方法によって実施される電気設備の測定。

注記 試験は, 適切な測定器具を用いて, 検査では見つけれない値を確認することを含む。

3.25

検証 (verification)

JIS C 60364（規格群）の当該要求事項に電気設備が適合することを照合するためのすべての手段。

注記 検証は、検査、試験、及び報告から構成される。

3.26

報告 (reporting)

検査及び試験の結果の記録。

注記 検査及び試験の結果を報告書に記載し、書面又は電子データにて提出することが一般的。

3.27

中央集中式パワーコンディショナ (central inverter)

入力側に複数のサブアレイ回路もしくはアレイ回路をもつパワーコンディショナ

注記 分散型パワーコンディショナに比較して中央集中式パワーコンディショナは容量が大きい。一般的な容量として 100 kW から 4 MW となっている。

3.28

モジュールレベルモニタリング (module-level monitoring , MLM)

太陽電池モジュールレベルで電力及び電圧を監視する装置又は機器

注記 マイクロインバータ及びモジュールレベルの DC/DC コンバータは、大抵これらの機能を持つ。

3.29

マイクロクラック (micro-crack)

一般に裸眼で検出することが不可能な、結晶系シリコン太陽電池モジュールにある圧力又はストレスによって太陽電池モジュール内部の太陽電池セルに発生する微小な亀裂。

注記 目に見えるマイクロクラックの症状として、製造業者の間で知られる”スネイルトレイル”という変色がある。スネイルトレイルは、セル表面に水分が浸透することにより発生する。その後の腐食性又は化学的な反応は、亀裂の経路に沿って非常に顕著な変色を引き起こす。すべてのマイクロクラックでスネイルトレイルが発生するわけではないが、全てのスネイルトレイルの原因はマイクロクラックによるものである。

3.30

データ収集システム (data acquisition system, DAS)

PV システムの多種のパラメータを計測・収集・監視するシステム

（例: パワーコンディショナの運転状態、出力電力、電圧、電流[モジュール、アレイ、サブアレイ又はストリング単位]、日射量、温度、風速など）

3.31

シャットダウン制御 (shutdown control)

PV アレイ構成機器の遮断、PV アレイ毎の切り離し、交流遮断に対応した遮断又は遠隔制御

注記 国によっては、緊急遮断のために”ラピッドシャットダウン”用の機器が具備される。

3.32

パフォーマンスレシオ, PR 値 (performance ratio)

PV システムの発電量を評価する指標のこと。PV システムの定格出力、傾斜面、日射量、及び実発電電力量（電力メーター値）から算出される。システム出力係数や PR 値とも言われる。

4 システム文書要件

4.1 一般

この箇条の目的は、系統連系 PV システムの設置後に提供されるべき最小限の文書を保管することである。これらの文書によって、システム所有者、専門技術者、作業員、係員が重要なシステムデータを容易に利用できるようになる。当該文書には、竣工時に提供される基本的なシステムデータと、運用及び保守において提供することが期待される情報が含まれる。

保守の活動と対策を支援するために追加的な文書が維持されるべきで、検査、保守、修理活動の後で専門技術者によって、継続的に記録・作成されることを推奨する。日付、活動内容、所見なども含め当該記録に記載することを推奨する。

4.2 システムデータ

4.2.1 基本システム情報

関係者（会社、法人など）は、少なくとも次の基本的なシステム情報を提供しなければならない。

- a) 設備 ID などの事業識別番号（該当する場合）
- b) 定格（銘板）システム出力（kW DC 及び/又は kVA AC, kW AC）
- c) 太陽電池モジュール及びパワーコンディショナ製造業者名、型式名、数量
- d) 設置日
- e) 受渡日
- f) システム所有者名
- g) 所在住所

4.2.2 システム設計者情報

少なくとも、当該システムの設計（架台及び基礎を含む）に責任をもつすべての関係者（会社、法人など）は、次の情報を提供しなければならない。システム設計に責任をもつ関係者が複数である場合は、当該事業における各関係者の役割説明と共に、次の情報をすべての関係者について提供することを推奨する。

- a) 設計会社名及び/又は法人名
- b) 担当者名
- c) 郵送先住所、電話番号、電子メールアドレス

4.2.3 システム施工者情報

少なくとも、当該システムの施工（架台及び基礎を含む）に責任をもつすべての関係者は、次の情報を提供しなければならない。システム施工に責任をもつ関係者が複数である場合は、当該事業における各関係者の役割を説明すると共に、次の情報をすべての関係者について提供することを推奨する。

- a) 施工会社及び/又は法人名
- b) 担当者名
- c) 郵送先住所、電話番号、電子メールアドレス

4.3 結線図

4.3.1 一般

施工会社又は法人は、少なくとも単線結線図を提供しなければならない。この図面には、**4.3.2～4.3.6**に詳述する情報を含めるように注釈をつけなければならない。

この情報は、単線結線図に注釈として提供、又は表形式で提供してもよい。

注記 単線結線図以外の詳細な設計図、施工図などでもよい。

4.3.2 太陽電池アレイ一般仕様

結線図，システム仕様書，設計図，施工図などには，次の太陽電池アレイ設計情報を含めること。

- a) 太陽電池モジュールの種類（単数又は複数）
- b) 太陽電池モジュール合計数
- c) スtring数
- d) String当たりの太陽電池モジュール数，開放電圧及び短絡電流
- e) Stringがどのパワーコンディショナ及び接続箱に接続されているかの特定
- f) 標準太陽電池アレイ出力
- g) 標準太陽電池アレイ出力電圧
- h) 標準太陽電池アレイ開放電圧
- i) 太陽電池アレイ面の方位（単数又は複数）
- j) 太陽電池アレイ面の傾斜角度（単数又は複数）

太陽電池アレイが太陽電池サブアレイに分かれている場合は，太陽電池アレイサブアレイの設計である旨を示し，各太陽電池サブアレイに対して上記のすべての情報を含めなければならない。

4.3.3 String情報

結線図又はシステム仕様書には，次のString情報を記載しなければならない。

- a) Stringケーブルの仕様（サイズ及び種類）
- b) String過電流保護装置が設置されている場合は，その仕様（種類，定格電圧及び定格電流）
- c) 逆流防止ダイオード又はヒューズが設置されている場合は，その仕様（種類，定格電圧及び定格電流）

4.3.4 太陽電池アレイの電氣的詳細情報

結線図又はシステム仕様書には，太陽電池アレイについての次の電氣的情報を記載しなければならない。

- a) 太陽電池アレイメインケーブルの仕様（サイズ及び種類）
- b) 接続箱及び/又は直流集電箱の位置
- c) DC 断路器及び遮断器の位置及び定格値（電圧及び電流）
- d) 太陽電池アレイ過電流保護装置－種類，位置及び定格値（電圧及び電流）
- e) その他の太陽電池アレイの電子保護回路（アーク故障検知など）が該当する場合は，その種類，位置及び定格値（電圧及び電流）

4.3.5 ACシステム

結線図又はシステム仕様書には，次の AC システム情報を記載しなければならない。

- a) 断路器又は開閉器の位置，種類及び定格値
- b) 過電流遮断器の位置，種類及び定格値
- c) 漏電遮断器が設置されている場合は，その位置，種類及び定格値

4.3.6 接地及び過電圧保護

結線図又はシステム仕様書には，直流（太陽電池，接続箱）側，交流側の接地及び過電圧保護に関する情報を記載しなければならない。

- a) すべての接地線の詳細（サイズ及び種類）。接地抵抗の種類（A，B，C，D 種）とその値。太陽電池アレイフレームの等電位ボンディングケーブルが取り付けられている場合は，そのサイズ及び種類。
- b) 既存の避雷設備（LPS）への接続がある場合は，その詳細。
- c) サージ保護装置（AC と DC ライン上の両方）が設置されている場合は，その詳細，位置，種類及び定格値を含める。

注記 接地の取り方は集中接地や分散接地（AC と DC ラインの接地を分ける）などサイトの状態に依存するので、点検作業者が分かるように接地した場所・箇所を結線図又はシステム仕様書に記載しておくこと。

4.4 ストリングレイアウト

ストリングを3列以上もつPVシステムでは、太陽電池アレイがどのように分割され、ストリングに接続されているかを示すレイアウト図面を提供しなければならない。

注記 これは大規模システムで故障を発見するためと、建物上に設置され、太陽電池モジュールの裏側にアクセスしにくい太陽電池アレイの場合について、特に有用である。

4.5 データシート（製品仕様書・仕様表）

少なくとも次のシステム機器のデータシート（製品仕様書・仕様表）を提供しなければならない。

- a) PV システムに使用されているあらゆる種類の太陽電池モジュールについて、JIS C 8992-1 の要件による太陽電池モジュールデータシート
- b) PV システムに使用されているあらゆる種類のパワーコンディショナについて、パワーコンディショナデータシート

他の重要なシステム機器についてのデータシートの提供も、考慮することが望ましい。

4.6 架台、基礎の設計情報

太陽電池アレイの支持物（基礎及び架台）についての図面、構造設計書（設計用荷重算出結果、強度計算結果など）を提供しなければならない。地質調査結果、杭の載荷試験結果なども提供する必要がある。施工記録（施工経過の写真など）も提供することが望ましい。

4.7 非常用機器情報

PV システムに関連する非常用機器（火災報知器、煙報知器など）に関連する文書。この情報には、運用と設計の両方の詳細を含めなければならない。

4.8 竣工検査報告書

竣工時の検査結果を記載した文書。

4.9 運用・保守情報

必要に応じて、次の運用及び保守の情報を提供しなければならない。

- a) システムの正常な動作を検証するための手順
- b) システム障害が発生した場合に何をすべきかの確認リスト
- c) 緊急停止及び解列の手順
- d) 機械、土木及び電気などの保守点検とクリーニングの推奨
- e) 太陽電池アレイに関連する将来の建築工事に関する考慮事項（例えば、屋根葺き替え、防水工事など）
- f) 太陽電池モジュール及びパワーコンディショナの保証の書類（保証開始日と保証期間を含む）
- g) システムの設置及び気象条件に対する保証に関する文書
- h) 監視システムのアラームの設定
- i) 10.2 で決定される点検作業と頻度の表
- j) 保守活動、試験及び検査中の所見に基づく、定期点検又はフォローアップ点検に対するサイト固有の推奨事項の更新
- k) 施工完了図及び正確な主要機器のリスト、任意の代替の特記、損傷及び/又は交換した部品
- l) 交換部品一覧及び該当する機器の交換予定の期間

- m) 新しい技術又は PV システムの定期的な監視及び試験についてのサイト特有の推奨事項
- n) 電源及び気象監視機器を含む機器の校正予定の期間
- o) 機器の校正の証明書及び日付，又はそれらの交換日程の履歴
- r) 使用前自主検査結果
- s) 使用前自己確認結果

係員は，責任をもって文書管理に当たり，保管すべき文書の欠落・紛失などがあった場合は，システム所有者に報告するとともに，再作成も含めて保管すべき文書の収集を行うことが望ましい。

4.10 発電性能ベンチマーク

この技術資料の発電性能関連の箇条（少なくとも **11.3** に示される試験結果を含む）に従って実施した試験の報告書から得られたシステム性能のベンチマーク（竣工時の特性）を，記録及び保管しなければならない。

次のひとつ以上に従って実施した試験の報告書から得られたシステム性能のベンチマークを，記録保管しなければならない。

- a) このガイドラインの **11.3** に示される試験結果
- b) **IEC TS 61724-2**
- c) **IEC TS 61724-3**
- d) 追加の性能関連試験

当該ベンチマークはこのガイドラインで記載する保守手順中に繰り返される性能確認との比較のために使用する。ベンチマーク情報は，最低でも，**IEC 62446-1** の**附属書 C**に記載されている模範 PV アレイ試験報告書のパラメータと情報を含むことが望ましい。

4.11 手順書（手順の文書化）

箇条 9 で詳述されている点検によって発見された不具合やその兆候，進展などを示す試験データ及び結果は，残さなくてはならない。これら記録は，性能のトレンド把握，是正措置のため，及び保証クレームやシステム所有者が替わったことなどの一般的な記録として保管されなければならない。これら文書の写しを保管することを推奨する。

5 検証（点検）

附属書 D の **D.1** は，この技術資料によって特に要求される場合に適用する。

6 試験手順-カテゴリ1

附属書 D の **D.2** は，この技術資料によって特に要求される場合に適用する。

7 試験手順-カテゴリ2

附属書 D の **D.3** は，この技術資料によって特に要求される場合に適用する。

8 試験手順-追加試験

追加試験とは，原因不明の発電電力変化や地絡に関連するエラーの発報などの調査のため，状況によって実施する試験である。

附属書 D の **D.4** は，この技術資料によって特に要求される場合に適用する。

9 点検報告書

9.1 一般

点検の完了と共に報告書を作成する。この報告書には次の情報を記載しなければならない。

- 当該システムを説明する概要情報（名称，住所，その他）
- 検査及び試験を実施した，回路及び設備のリスト
- 点検記録
- 試験を実施した回路毎の試験結果の記録
- 当該点検を実施した責任者の署名

注記 点検頻度は，電気事業法又は関連法令に定められている場合はそれに従う。

9.2 点検前の書類の確認

設備の点検を行う前に，**箇条 4**に記載の文書のうち，点検に必要な文書を確認する。上記文書に，設備の種類，機器，その用途，運用及び点検の頻度並びに品質，外的環境を考慮した上で決定された定期点検の頻度が推奨されていることを確認する。

9.3 定期点検

システムの定期点検は，**箇条 11** 及び**附属書 D**に従って実施しなければならない。必要に応じて，それ以前の定期点検の結果及び勧告を考慮しなければならない。

定期点検報告書は，不具合及び修理又は改善（現行規定に適合するためのシステムアップグレードなど）の勧告のリストを含めて，提出しなければならない。

10 保守・定期点検の進め方

10.1 一般

この箇条は、PV システムの保守・定期点検の進め方を記載する。これには次の項目を含む。

- 必須点検－設備及び構成機器が安全な使用に足る状態であるかどうかを、合理的に実行可能な範囲で判断するために、定められた周期で実施する点検。必須点検には、目視検査、機器類検査及び安全に係わる試験が含まれる。
- 発電性能に係わる保守－実施が推奨される、定期的な発電性能に係わる保守。（11.3 に該当）
- 修繕・改良・復旧対応－点検、監視、検査又は試験で発見された不具合、又は問題の原因特定及び修繕・改良。（箇条 12 に該当）
- 定期的保守活動点検－契約又は各機器の保証によって要求されるもの。これには、機器の期待寿命を担保するために定期的実施すべきオーバーホールなどの予防保全を含む。
- 不具合対応手順－特定された不具合に対応して実施される具体的な修繕・改良手順。
- トラブルシューティング－この技術資料に記載する一般化された手段と個々の機器の製造業者特有の手順を含む復旧作業手順。

なお、定期点検の一部代替又は問題発見の手段などとして、遠隔監視システム又は計測により診断を行うことも可能とする。また、本技術資料に記載される以外の手法（製造業者が定める方法、事業者による要求など）により求められる保守要件が満たされる場合には、それを妨げない。

PV システムの点検を行う人員は、当該手順を行うに適格な技能・資格をもち、附属書 A に記載されている一般的ガイドラインに従うことが望ましい。

10.2 点検の頻度とトリガー

部品及び機器が故障したままとするのではなく、機器製造業者、設計及び/又は施工者の推奨、又は保証規定に基づいて、PV システムが故障する前に部品及び機器を交換する予防保全活動を計画すること。これによって設備を最適な運転条件に保ち、理想的には発電停止期間を最小化し、予期せぬ修理のために長い発電停止期間が発生するのを避ける。大規模システムにおいては、修理又は交換に要する時間を最小化するため、重要な機器の交換部品を保管することを推奨する。また、製造業者の推奨並びにシステム所有者の意向により、パワーコンディショナの清掃、及び消耗部品（防塵フィルタ等）の交換、太陽電池モジュールケーブル用樹脂製結束バンド、電源スイッチ、ヒューズの交換などが含まれる場合がある。

点検及び保守は、PV システムの稼働期間中終始行い、また具体的なトリガーに応じて繰り返すことが望ましい。これらの頻度は、次に基づいて大きく変わりうる。

- システムの種類（地上設置型発電システム、業務用、家庭用など）
- 遠隔監視能力の程度
- 契約規定又は発電性能保証
- 特定の機器の保守につき製造業者の推奨する実務
- サイト固有の考慮点（周囲の環境など）
- 稼働期間や経年劣化の度合い

用途、サイト及びシステム所有者の責任範囲によって様々な要因が多数あるため、この技術資料では、点検の頻度を規定しない。しかしながら、表 1 ではシステムと機器のレベルにおける点検作業を特定して、点検の頻度を決定するため、考慮すべき要因を示す。“点検頻度を決定するための要因の欄”は、より高い点検頻度の根拠となる具体的な例を記載している。例えば、洪水又は雷雨の発生しやすいサイトに所在するシステムは、特定の機器について点検、又は性能確認をより頻繁に行うことを推奨する。

表 1 は、関連条項の欄に点検又は作業に関連するこの技術資料中の項番を示す。P 欄と I 欄は、トラブルシューティングにより、測定出力が低いなどの検知された発電性能上の問題（P: performance issues）がトリガーとなっているか、地絡又は機器の故障のような具体的な事象（I: specific incidents）がトリガーとなっているかを示す。なお、**表 1** に記載する点検作業の具体的な箇所及び方法は、**箇条 11～13** 及び**附属書 D** を参照すること。

表 1 – 点検作業並びに点検頻度を決定するための要因

機器／点検作業		関連条項	P	I	点検頻度を決定するための要因
システムの外周					
	フェンス（防護柵）の錆、破損の検査	11.1.3			経年劣化、外的要因によるフェンス、鍵の破損
	標識（事業計画、注意）の視認性の検査	11.1.3			汚損・経年劣化に伴う視認性の低下、破損
	アクセス箇所（通路、点検場所）の検査	11.1.3 11.2.1			通行、点検作業の妨げ
	排水路の状態の検査	11.1.3		○	排水路のごみの堆積
	周辺環境の変化の有無検査	11.1.3	○		樹木、建造物の影による発電能力の低下
太陽電池モジュール					
	き裂、はく離、破損、焦げ跡の有無検査	11.2.3	○	○	落雷及び/又は強風が頻発する地域、建設・採掘現場に近い、（はく離の場合）老朽化したシステムであるか否か。
	スネイルトレイルの有無検査 注記 太陽電池セル（発電素子）の表面に、黒色又は白色の線状の模様が発生する現象。安全性及び性能低下が認められなければ検査は不要。				雪及び風による外力を太陽電池モジュールが受けるサイト。高湿度の地域ではこの影響が高くなりうる。
	土又はふん（糞）による過度の汚れ蓄積の有無検査			○	泥汚れ又は鳥のふん（糞）、噴火による降灰、塩害などを受けやすいサイト。
	端子箱、セルのばらつき、内部接続及び部分的な動作を見るための熱画像	11.2.3	○	○	大規模システムに対する初期的な点検手法（例 航空写真を使う）。雷の発生しやすい場所の場合、バイパスダイオード（バイパス素子）の診断に用いることができる。また、高日射時において、状態確認のために用いることができる。
	コネクタの確認 - 目視で分かる損傷、防水及び気密性	11.2.4	○	○	コネクタが強風による動き又はひずみの原因に曝されている箇所。異なる製造業者のコネクタでかん合されている箇所。
太陽電池アレイ					
	絶縁不良、き裂又は破損した接続部が分かる太陽電池モジュールコネクタの画像撮影	11.2.4	○	○	システムにこれまでコネクタ起因の問題が発生していて、さらにアークによる地絡・短絡痕の確認、高感度の地絡検知又は太陽電池アレイの絶縁抵抗測定によって規格を下回る結果が確認されたサイト。
	太陽電池アレイの下にごみ又は物の有無検査	11.1.1		○	地上設置型発電システムの場合は、建設工事又は大掛かりな保守の後。風、その他の原因による他のごみを考慮する。
	太陽電池アレイの下に動物又は虫類の侵入の有無検査	11.1.1			サイト条件と、配線又は設備への影響の有無による。例えば春の巣作りのように、動物によっては季節的である場合がある。

表 1 - 点検作業並びに点検頻度を決定するための要因 (続き)

機器／点検作業		関連条項	P	I	点検頻度を決定するための要因
太陽電池アレイ					
定期的な絶縁抵抗測定	D.2.6	○	○	機能接地をもつ太陽電池アレイでは、過去に配線に損傷があった場合又は受けやすい場合、若しくは定期的なパワーコンディショナの確認と一緒に試験を行うことができる場合に、定期的にサイトで試験を行う。	
竣工検査中のベースラインに比較した日影発生源の確認	11.3.3	○		発電性能の問題を診断するために必要に応じて行う。直近に木の成長が確認できるところ、又は契約上の発電性能規定がある場合には、判断材料として有効でありうる。	
ベースライン比較のためのストリング（又は配線ハーネス）V _{OC} 測定	11.3.4.1	○	○	発電性能診断又はトラブルシューティングのために、必要に応じて、又は契約上、性能のベースラインが必要な場合。	
ベースライン比較のためのストリング（又は配線ハーネス）電流の測定	11.3.4.2	○	○		
ストリング（又は配線ハーネス）I-V 曲線ベースライン比較、ID の不整合）	11.3.4.3	○	○	ストリングの電圧、電流確認の代替方法。ストリング発電性能の高度な診断に特に有効である。 注記 ストリングの I-V 曲線を確認する際、ストリングの開放電圧が DC750 V を超過する場合は高圧として扱う必要があり、測定器の仕様にも注意する必要がある。	
植生の管理 - 伐採, 除去, 成長抑制	11.3.5	○		サイトの地域性と季節により必要性及び頻度は異なる。サイトの見直し時又は初年度の運用時に確認する。発電性能を確保するため、設備の保護のため又はその両方のために行う。	
パワーコンディショナ					
パワーコンディショナのランプとディスプレイの表示内容の確認	13.5.2	○	○	専門技術者以外によるものを含めて小形システムの確認に有効。トラブルシューティングにも有効。	
パワーコンディショナ筐体検査 - 外面	11.2.1			低頻度又はパワーコンディショナ製造業者指定の頻度で行う。腐食環境にあるサイトは定期点検を推奨する。	
パワーコンディショナ内部（水, ほこり, げっ歯類）の確認	11.2.1	○	○	低頻度で行う。ただし、げっ歯類の問題、大雨、洪水及び接続電線管内で結露が見られたサイトは除く。	
パワーコンディショナ内部 - 現場接続端子の上のトルクマーク, 焦げ跡の有無検査	11.2.1	○	○	トラブルシューティング又はパワーコンディショナ製造業者指定の検査の一部として行う。最初の 1-2 年は検査頻度が高くなる場合がある。	
フィルタの汚れ, 劣化の確認	12.4	○	○	フィルタ汚れ, 目詰まりまでの時間・期間	
冷却ファン, エアコンの作動確認	12.4	○	○	パワーコンディショナの設置環境, 周辺の温度上昇が懸念される場合	
定期保守 - 製造業者指定	13.3.1	○		指定による。	
筐体					
電氣的筐体のアクセス（鍵付）	11.2.1			アクセスが容易, 又は人通りが多いサイトにおいては、定期的な検査を推奨する（学校, 公共の建物, 公園, その他）。	
筐体の腐食, 発せい（錆）, 配線の損傷	11.2.2.2 11.2.5			低頻度で行う。腐食環境のあるサイトは定期点検を推奨する。	

表 1－点検作業並びに点検頻度を決定するための要因（続き）

機器／点検作業		関連条項	P	I	点検頻度を決定するための要因
断路器、開閉器、遮断器					
	現場設置の接続部のトルクマークの検査	11.2.2.1	○		製造業者及び／又は供給業者の推奨による。
	ごみ、水跡の有無検査	11.2.2.3 11.2.2.4	○	○	大雨、洪水、又は風によるごみ（埃、虫、種子など）の吹き溜まりが多く発生するサイト。電線路が大量の結露を発生しやすい場合。
	端子、ボード、ヒューズホルダに焦げ跡／アークによる変色の有無検査	11.2.2.1	○	○	雷が多い場所又は同じような問題が過去にあったサイト。
	接触面にほこりの蓄積の有無検査	11.2.2.1			風により、ほこりその他の粒子の影響を受けやすいサイト。
	高抵抗性の接続の有無検査のサーモグラフィ試験	11.2.2.1	○		気候上の考慮点、すなわちサイトの温度サイクル幅が大きく、材料に膨張特性がある場合。検査を必要とする問題が過去に当該サイトであった場合。
	必要に応じて、現場接続端子又は工場接地端子のトルク締め直し	11.2.2.1	○		製造業者及び／又は供給業者の推奨による。終端部と接続部へのアクセス。
	筐体の腐食又は劣化。これには接地接続、ヒンジ、ロック機構その他を含む	11.2.2.2		○	高湿度、塩分（海の近く）、腐食環境（例 化学産業又は農業）のあるサイト。
	水の浸入について、水の出所をつきとめ、密閉	11.2.2.3		○	大雨又は洪水の発生する地域にあるサイト。
	水の浸入について、ドアガasketの堅牢性の確認			○	
	ごみ及びげっ歯類について、除去して目張り	11.2.2.4			ごみ（埃、虫、種子など）が風で吹き寄せられやすいサイト、又はげっ歯類その他の虫類の活動のあるサイト。
	断路器又は開閉器の動作の確認	11.2.2.5			製造業者の推奨によるか、現場の発電性能データにもとづく。
	ヒューズの交換	13.4.2	○	○	前回検査時と比較する。可能ならば故障前に交換する。
配線					
	太陽電池モジュール及びストリング配線がしっかりとっていて、擦れがないこと、鋭利な荒い表面がないことの確認	11.2.5		○	強風、その他の原因で、配線が動いたり、又は引張りがある場所。
	太陽電池モジュール及びストリング配線に鋭利な荒い表面又はピンチ点がないことの確認	11.2.5.1		○	配線が、動き又はひずみの面に曝されている場所。建物又は追尾装置に沿って設置されており、電線路に入っている部分が少ない場合。
	ストリングの結束バンドの破断又は損傷、導体への影響の確認	11.2.5.1			結束バンドを、荷重支持又はケーブル束を配置するために用いている場合。
	太陽電池サブアレイケーブルに、筐体、つなぎ目、暴露された場所での摩耗の兆候の有無検査	11.2.5.2	○		太陽電池サブアレイケーブルの曲がりがかきつい、又は通常よりもむき出し部分が大きい場合。
	定期的な絶縁抵抗測定	D.2.6		○	パワーコンディショナが通常動作で絶縁抵抗測定をしない、機能接地のあるシステム向け。岩が多い、土壌のふるいがけが不十分、又は過去に地絡が起きたなど、直接埋設したケーブルが影響しやすいと思われるサイト

表 1－点検作業並びに点検頻度を決定するための要因（続き）

機器／点検作業		関連条項	P	I	点検頻度を決定するための要因
電線路					
電線管／トレイの支持、ブッシング、ガスケット、接合部の摩耗又は腐食の有無検査	11.2.7		○		高負荷がかかる場合又は材料の選定及び設計の安全係数のためにストレスの兆候があるシステム。腐食性の高い地域にあるシステム。
トレイについて、トレイカバーを外して、配線内容、一体性、げっ歯類及び異物の侵入の有無検査	11.2.7				げっ歯類の侵入を受けやすいシステム、温度による膨張又は筋交い不足によって過度の動きを受けやすいシステム。
可とう電線管がしっかりしているかどうか（該当する場合）の確認	11.2.7		○		筐体への機械的な接続のため、可とう電線管の使用が必要な場合。区切りなしに長く続く電線路又はトレイがある場合。
接地					
筐体、架台構造、フレーム、配線路、機器の基礎・土台部分の接地接続の確認	11.2.5.2				腐食、げっ歯類、異種材料の接触による劣化及び強風が頻発するために接続部が劣化しやすい場合。
接地箇所への導通の確認	D.2.1				
接地接続について、締め直し、又は交換	11.2.5.3				
接地電路として使われている場合、電線路の金物と接続強度の確認	11.2.7				
定期的な接地抵抗測定	解 5.5.4				規定の接地抵抗が得られにくいサイト
太陽電池架台					
アレイ支持物のさび、腐食、垂れ、変形、破損、ボルトの閉まり具合の確認	11.2.6		○		高負荷及び材料の選定によるストレスの兆候のあるシステム。強風、積雪、地震、腐食性の場所にあるシステム。
地盤沈下、膨張土、凍上による動きなどの有無検査	11.2.6		○	○	土壌条件にばらつきがあるサイト、構造又は土壌分析が未完成なサイト、凍結線の考慮を行わなかったサイトに設置された地上設置型システム。特に極端な天候条件があった場合、又は極端な天候条件があった年。
杭の腐食の有無検査	11.2.6		○		水分量、塩分量が高いなど、腐食性の強い土壌のサイト。
植生の管理－防除、成長の抑制	11.3.5		○	○	植生の成長が早く、管理が必要なサイト。
追尾装置					
追尾装置の方角の正確さの確認	11.1.3		○	○	製品又はサイト特有の問題がない限りは、一般に発電性能をトリガーとする。
定期的な保守 - 製造業者指定要件	13.3.2				製造業者指定又は現場の履歴から必要と見なされる場合。
基礎・土台					
パワーコンディショナ、基礎・土台のき裂、摩耗、有害な貫通性侵食及び動物の活動の兆候の有無検査	11.2.1		○		土壌が不安定なサイト、大雨、洪水地域及び地震多発地帯のサイトに最も関連する。地盤沈下、膨張土、凍上による動きなど。
パワーコンディショナ及び基礎・土台のボルトの緊結（ゆるんでおらず損傷していない）の確認	11.2.1				

表 1－点検作業並びに点検頻度を決定するための要因（続き）

機器／点検作業		関連条項	P	I	点検頻度を決定するための要因
屋根					
	十分な排水性、目詰まりなし、太陽電池アレイ近傍に鳥の巣、水たまりなしの確認	11.1.2			屋根表面のこう配が十分か。排水、樹木、鳥の巣、その他から吹き寄せられるごみの量が妥当か。
	屋根上太陽電池アレイの植生の確認	11.1.2	○		一般にはシステム（製品又は屋根）のタイプと気候による。
	屋根貫通部の水密性の確認	11.1.2		○	一般には事故がトリガーとなるが、屋根の経過年数と強度又はそれまで問題がどのくらいあったかにも依存しうる。
	新しい日影源の確認－例 人工衛星アンテナ	11.1.2	○		日影が過度にならないように木の剪定が必要な場所に最も関係する。人工衛星アンテナ及びその他の設備が、業務用、場合によっては住宅用のシステムに付加される場合もある。
その他					
	パワーコンディショナの設置場所にごみ又は保管物が無いかの確認	11.1			工事、保守作業、装置のアップグレード、清掃など、作業の頻度が高いサイト。
	なくなっているか、消えかかっているか、又は使用に耐えない看板又は標識の特定	A.6			高温かつ高日射地、品質の悪い材料を使った標識の使用など。
天候／データ 機器					
	センサの調整、洗浄度及び通気の確認	13.5	○		発電性能トラッキング要件、汚れの現場状況、堆積ごみ類などによる。
	データ収集システムの定期的な保守	13.3.3			製造業者の指定又は現場の実績による。
	定期的な校正	13.3.3	○		製造業者指定及び性能トラッキングの必要性に応じて。
太陽電池アレイの清掃					
	太陽電池アレイ面及び太陽電池モジュール面の清掃	11.3.6	○		太陽電池モジュール製造業者の推奨に従う。

この技術資料では点検の頻度を規定しないが、参考として**附属書 B**に点検の時期を例として示す。これらは、点検頻度が増えるような複数の課題を抱えているサイト用のものである。**附属書 B**では、PV システムの出力及び契約電力が 50kW 未満（同一構内に風力発電、燃料電池など他の電源が無い場合）の低圧配電線と連系する一般用電気工作物（例：屋根設置の住宅用 10kW 未満）の具体的な点検項目及び要領を例示する。

また、事業用（自家用）電気工作物（全量買取の場合は、一部の例外を除き 50 kW 以上）は、保安規程を定めて電気主任技術者が管理する義務があり、**附属書 B**は保安規程における点検項目と点検頻度の一例を示す。

10.3 具体的な点検頻度を決定するためのその他の考慮点

点検作業の予定作り又は指定に影響する要因は、**表 1**に加えて多数存在する。

- 点検作業の中には、監視システムに定期的にアクセスするシステム所有者のような専門技術者以外によって行うことができるもの、又はシステムの問題を目視で特定できるものがある。こうした場合、専門技術者が関わる必要性を減らすことができる。
- 保守作業頻度は、他の作業と同時にを行うように調整するか設定することができる。例えば、他のトラブルシューティング又は検査作業のために専門技術者が既にサイトにいるような場合がある。
- 電気保護装置の有無又はどの程度の保護装置があるかが点検頻度に影響し得る。例えば、アーク故障検出機能を持っているシステムであれば、電線接続並びに端子接続の検査が少なくて済む場合がある。

11 点検作業

この箇条では、PV システム及びその構成機器の目視及び実地検査作業を示す。見落としのないように、検査用の確認リストの使用が望ましい。

11.1 一般的なサイト目視検査

11.1.1 全システム

- a) 事業に関係ない者が容易に近づき、感電などの被害が発生する事のないよう、発電設備には、係員だけが出入りできるような対策（システム外周をフェンスで囲う、関係者だけが出入りできるようなセキュリティシステム又は関係者だけが知りえる施錠・開錠の対策など）がなされており、事業情報を掲示した標識（20 kW 以上は必須）、立ち入り禁止の標識などが施されていることを確認する。
- b) 接続箱（パワーコンディショナ内蔵型を含む）、集電箱、開閉器、漏電遮断器及び電力量計を収納している筐体は、許可なくアクセスできないように、アクセスのための工具を必要とするか、施錠できる構造になっていることを確認する。
- c) 接続箱（パワーコンディショナ内蔵型を含む）、集電箱、開閉器、漏電遮断器及び電力量計を収納している筐体の外観及び架台に、著しい腐食、さび、きず及び機能を損なうような破損がないことを確認する。
- d) サイト全体の清掃度を確認する。機器の通気及び廃熱を考慮し、太陽電池アレイの下、パワーコンディショナ基礎・土台近辺、その他にごみがないこと、及び太陽電池アレイの下に何も物が置かれていないことを確認する。火災リスクを最小限に抑えるため、可燃物をパワーコンディショナ周辺に置いてはならない。
- e) 太陽電池アレイの下の植生の繁茂、動物及びその他虫類の侵入の兆候がないか確認する。
- f) 配線ケーブルに著しいきず、破損がないことを確認する。また、電線管及びケーブルラック、ラックカバー、固定部に著しい汚れ、さび、腐食がないこと及び正しく固定されていることを確認する。
- g) 地盤の崩壊、擁壁の倒壊、土石流、地すべり、土砂崩れ、外部への土砂流出、柵塀等の損壊などが発生していないかを確認する。

注記 g)については、本ガイドラインの適用範囲にある設備には直接は含まないが、PV システムとしては要素の一つであるため、記載した。各事象が発生している場合は、システム所有者に連絡し、土木・建築などの専門業者に相談する。

11.1.2 屋根設置システム

- a) 植物の繁茂又は、例えば衛星放送用パラボラアンテナなど、他に太陽電池アレイを遮光する新たな障害物などがいないか確認する。
- b) 屋根の防水層を貫通する場合は、コーキングなどの防水処理がされており、浸水の兆候など異常がないこと、屋根裏からの雨漏れ跡及び野地板の腐食がないことを確認する。
- c) 排水が十分で、排水口が詰まっておらず、太陽電池アレイ近傍に過度の水溜りができた兆候がないことを確認する。
- d) 可とう電線管、金属管、PF 管において、腐食、磨耗、破損がなく、また、過度のストレスがかかっていないこと、及び電線管内に水が溜まっていないことを確認する。

注記 b)については、確認が容易にできる範囲であり、PV とは関係のない建築物本体の点検項目はこのガイドライン上では除外する。

11.1.3 地上設置システム

- a) 地上設置システムの基礎付近に土壌浸食、地盤沈下、膨張土、凍結深度の影響、積雪による沈降、不等沈降、地際腐食及び架台多重連結による膨張変形、排水設計不備による基礎の洗掘、及び積雪・雨

水による盛土地盤の崩壊などがないことを確認する。

- b) 太陽電池モジュール、配線及び筐体に干渉している草又は灌木が、システム直近又はその下にないか確認する。
- c) 追尾装置を採用しているシステムでは、周囲の追尾装置が総体的に向いている方角を向いていない追尾装置がないか確認する。
- d) システム外周に適切なフェンス（柵、塀など）、標識があり、これらに傾きや損傷などの不具合がないことを確認する。
- e) システム外周のフェンスに適切な出入口があり、鍵で施錠されていることを確認する。
- f) 事業情報を掲示した標識（20 kW 以上は必須）、立入り禁止の標識が見やすい場所に破損、傾きがなく設置され、印字が見える（視認性が良い）ことを確認する。

11.2 機器類検査及び安全に係わる保守

11.2.1 パワーコンディショナ及び収納盤、基礎・土台

屋外設備のパワーコンディショナ及び収納盤、基礎・土台に、過度のひび割れ、磨耗、有害な貫通性侵食又は動物の活動の兆候がないか、雨水による基礎・土台周辺の土壌洗堀、流失がないか、検査する。パワーコンディショナは製造業者の設置要件により、すべての取付け点において基礎にボルトなどで固定されているか、またボルトの緩み又は損傷がないか確認する。システムのサイズ、場所、及び認められた者以外がどの程度システムにアクセスしやすいかを考慮し、パワーコンディショナ、接続箱、集電箱、断路器などは、各機器に許可なくアクセスすることができないように、アクセスには工具を必要とするか、施錠されていることを確認する。

パワーコンディショナの内外部の目視検査を行う。水分、げっ歯類（ネズミ、ムササビ等）、小動物、昆虫、ほこりのパワーコンディショナ内への侵入の兆候がないか確認する。施工時、ボルト締付作業でマーキングした、トルクマークを確認する。パワーコンディショナの製造業者特有の検査指示については、13.3.1 を参照する。

アーク放電又は保護具規定など、機器アクセスに対する注意標識がすべて遵守されているか検査する。欠落している標識、色あせた標識、その他使用不能になった標識を文書に記録する。

11.2.2 接続箱、集電箱、断路器、開閉器

11.2.2.1 電気接続部

接続箱、集電箱を開けて、接続部のトルクマークの位置が合っているかどうか確認する。箱の中にゴミがないか、有害な水の浸入の跡、及び錆がないか調べる。端子、基板、逆流防止ダイオード、ヒューズホルダにアークの発生が疑われる変色がないか調べる。ナットとハウジングのトルクマークがずれている場合は、ナットが動いてしまっているため、トルクをかけなおす必要がある。接続部は、トルク力を表示する種類のトルクレンチ又はねじ回しを使って、常に製造業者仕様に従ってトルクをかける。

トルクマークがない小さなねじなどについては、緩みがないか定期的にトルクレンチ又はねじ回しで確認する。

盤内に収納された電子部品及び端子部に付着している細かなほこりは、絶縁距離の実効値を小さくするおそれがあるため、溜まっていないか確認する。例えば緩んだ端子部、緩いスイッチ接触、不十分な絶縁距離などによって発熱した（抵抗性）接続部を探すために、赤外線サーモグラフィを用いてもよい。

製造業者が指定する定期点検、精密点検がある場合は実施することを推奨する。

11.2.2.2 腐食又は劣化

接続箱又は集電箱などの筐体について、定期的に腐食又は劣化が増大している兆候があるかどうか確認する。金属製筐体が腐食していると、接地システムの接続部が経時的に破損したり、過度の水分、ゴミ、

げっ歯類、小動物の侵入を招いたりするおそれがある。非金属製筐体は雨風に暴露されて時間の経過と共に劣化し、その結果、侵入の問題が発生したり、機械的健全性又は構造上の健全性が失われるおそれがある。ヒンジ、ロック機構及びインタフェースは、さらに精査が必要となる場合がある。これらの問題は、最終的に内部機器の電気故障につながるおそれがある。

低レベルの腐食は、きれいにして更なる酸化を防ぐシーリング剤を塗布することによって、抑制できる場合がある。筐体の種類により、その他の方法で問題箇所を局所補修してもよい。著しく劣化をした筐体は取り替えること。

断路器、開閉器に使われている樹脂製ハンドル又はノブの大きな劣化がないか確認する。

11.2.2.3 水の浸入

筐体の障害及び結露、又は接続した電線管由来の結露により、水が浸入するおそれがあるため、筐体には水があるか、筐体の底に水の浸入の痕跡を示す線があるかを確認する。これがある場合は、水の出所をつきとめ、密封する。また、以後の浸入水の排水のために、適切な取付け具を使用した製造業者の承認する水抜き穴を一つ又は複数、追加して用いてもよい。水の浸入及び滞留は故障及び発火の要因になり得るため、筐体の IP 等級は健全な状態に保持する。

ドアのガスケットの堅牢性を確認する。ドアのガスケットは、屋外環境では早く摩耗しやすい。劣化が大きい場合は、ガスケットの交換を推奨する。

11.2.2.4 ごみ及びげっ歯類の侵入

設置環境によって、経時的に筐体にごみがたまったり、げっ歯類（ネズミ、ムササビ等）、小動物、昆虫が侵入したりすることがある。侵入口があるかどうか確認し、あった場合にはこれを塞ぎ、既に入っているごみは取り除くこと。

11.2.2.5 電気機械的機構

断路器、開閉器、遮断器及びその他電気機械的な保護制御装置は保守が必要な場合（例として年に 1 度開閉する、機構部分に油を差す）がある。機器の点検、照合、保守及びそれらに該当する是正処置は、当該装置の取扱説明書に従って実施すること。

11.2.3 太陽電池モジュール

焦げ跡、ひずみ、スネイルトレイル、ガラスとフレームとの間のすき間又は分離、変色、はく離、ガラスの破損などの欠点がないか、また、泥の付着又は動物の糞による過度の汚損がないか、太陽電池モジュールを検査すること。破損がみられた場合、太陽電池モジュール製造業者に相談する。また、泥、糞、草などが確認された場合、取り除くこと。

太陽電池モジュールの動作状況確認のため、動作中、部分的な動作中又は動作していない太陽電池モジュールに、赤外線サーモグラフィ、又は電路探査器を用いてもよい。

注記 1 太陽電池モジュールの熱画像には、一般的な電気機器に比べて特有の要件がある。**D.3.3** を参照されたい。また、スネイルトレイルを確認した場合は、安全性及び発電性能の低下が認められたときは交換、認められない場合でも長期的には発電低下に影響する可能性があるので、経過観測とし、記録を残すことを推奨する。

注記 2 太陽電池モジュールの電路探査器による点検方法は **D.3.4** を参照されたい。

温度分布を確認することにより、部分的に太陽電池モジュールが健全に動作しているか否かを確認することができる場合がある。熱画像解析を行う場合には、**IEC TS 62446-3** を参照することを推奨する。

MLM（モジュールレベルモニタリング）が利用可能であれば、動作中の太陽電池モジュールでもこれらの不具合を検出できる場合がある。電力及び電圧の偏差がある場合には、例えば、熱画像解析のような追加の調査を行うことが望ましい。

注記 太陽電池モジュールに係わる問題は、再現性が低いことが多い。MLM の利用が可能であれば、運転履歴（異常、警報など）も確認すること。

ガラス割れ、機器の分離、アーク又は焦げ跡、き裂の入ったセル（すなわち、腐食による目に見える亀裂又はセルの遮蔽）、締め付けられたケーブル、構造内への水の浸入路の兆候、又は、バックシート、端子箱、終端部に熱損傷の跡がある太陽電池モジュールは交換することを推奨する。

また、太陽電池モジュールが次のような状態にある場合も、取扱説明書に従い交換することを推奨する。

- a) 太陽電池セル及びバスバーに、近隣の太陽電池セル又は太陽電池モジュールとは明らかに異なる重度の変色がある。
- b) 太陽電池セルに目に見える水分による剥離、影（広範囲にわたるマイクロクラック及びスネイルトレイルなど）又は他の要因による出力低下がある。

11.2.4 太陽電池コネクタ

適切に使用され、設置された太陽電池コネクタは、通常、接続の健全性を失うことはないが、この接続に不良がある場合、PV システム中の直列アークに係わる不具合及び火災の主な原因の一つとなる。

コネクタの不具合は次の様々な原因で発生する。

- a) 製造業者が異なるコネクタ又は部品の不完全なマッチング
- b) 不適切な設置（例 現場での終端部の不適切なクランプ）
- c) かん合コネクタとの接続が不適切（例 完全にはまっていない）
- d) 電線とコネクタの接続部分に過度の引張り又は曲げ応力がかかっていることによる接続の緩み、又は保護カバーへの水の浸入（垂れている電線、張り詰めた電線、推奨曲げ半径を越えている電線など）
- e) 接続の密閉性を損なうほこり、油、その他のごみの付着
- f) 温度の周期変化
- g) 霜
- h) こけ類又は菌類の発生
- i) 製造上の不良及び日影による過度の電流サイクル
- j) 接続した時、コネクタ自身が濡れていたことによる腐食

コネクタ定期検査には、接続の締め具合、熱損傷、腐食及び侵入の兆候がないかの目視検査を含めることを推奨する。赤外線サーモグラフィを使って、太陽電池アレイ中の接続部を撮影して、過度に温度（抵抗）の高い接続部を探すこともできる。コネクタ異常は、ストリングのインピーダンスに影響を及ぼすため、インピーダンスを測定することが望ましい。

11.2.5 配線

PV システムの配線においては、コネクタが確実に結合され、配線の著しい汚れ、さび、腐食、きず、破損、過剰な張力及び余分な緩みがないことを確認する。電線管、ケーブルトレイについては、規定した場所に正しく固定されていること、著しい汚れ、さび、腐食、きず及び破損がないことを確認する。

配線引込口にすき間などが生じていないこと、小動物などの侵入の痕跡がないことを確認する。

PV システムの配線は通常、外部の電線管、ケーブルラック、その他配線装置から複数種類のケーブルが混在している。可動台座のシステム（追尾システム）と固定トレイや補強部材の間にも配線はある。故に配線の検査と保守には十分な注意が必要である。将来の保守点検では、劣化した配線のラベルやマークの交換を推奨する。

11.2.5.1 スtring, 太陽電池サブアレイ, 太陽電池アレイ導体の健全性

太陽電池モジュールと接続箱間のStringの電線は、配線経路に沿って、絶縁及びきずの兆候を確認することを推奨する。単線でもより線の電線であれ、ラック構造物、ケーブルの集合部位、構造部材、追尾システムの可動部材、支持部材の隅角又は端面と接する部分は特に注意を払うことを推奨する。屋根材などの表面による摩損にも注意することを推奨する。

電線がしっかりと固定されているか検査し、必要に応じて修正することを推奨する。例えば、破損や重度の経年劣化を示す非金属製結束バンドは交換する。金属製結束バンドは、時間の経過と共に動いて角ができ、その結果、電線の絶縁を損なうおそれがある。電線クリップ又は電線ガイドの健全性を確認し、絶縁体の破損の有無を確認することを推奨する。更に、電線が適切に固定されていないと、風、雪、氷、雨、熱膨張・収縮により、擦れる、小さなきずがつく、その他意図しない動きをする電線があるかどうか確認する。故障につながり得る電線の過度の垂れ下がり、又はずれがないことを確認する。

11.2.5.2 太陽電池サブアレイ及び太陽電池アレイ導体の健全性

電線管や密閉筐体の境目の部分の電線のシースに、動きによる磨耗、電線管又は取付け具に対する応力、げっ歯類による損傷の跡の有無について検査することを推奨する。更に過度の磨耗又は経時的に増大する磨耗の兆候がある場合は、導体の保護又は交換を考慮することが望ましい。異なる電圧クラス間（AC、DC など）のクリティカルな絶縁距離及び結束バンド又はその他配線管理具を用いて作り出した絶縁距離が維持されていることを確認する。

11.2.5.3 機器の接地及びボンディング

筐体、架台の構造物、電線管又はケーブルトレイ、太陽電池モジュールフレーム、基礎・土台、機器などの内側、又は外側にある機器のアース（接地）接続部は、劣化、腐食、トルクマークのずれなどがなければ目視検査することを推奨する。必要に応じて、接続部は、適切なトルクレンチで締めなおすか、交換することが望ましい。

11.2.6 太陽電池架台

さびを含むきず、腐食、陥没、形状の歪み、及びクリップ又はボルトの欠けや破損がないか、雨水による基礎周辺の土壌洗堀、流失がないか、架台構造を検査する。特に架台に動きがあったことが疑われる場合、ボルトの締め具合を確認するためにトルクを確認することが望ましい。屋根設置システムの場合は、貫通部の健全性やバラスト（固定金具など）の動きを確認する。地上設置システムの場合は、金属の腐食、木材その他の部材の疲労又は劣化の兆候がないか調べる。特に接地部分、及び水分、雪、氷が逆流する又はその流れが妨げられるおそれのある部分を特に確認する。取付け具の締め具合を確認する。追尾システムにおいては、更にアラインメント調整及び製造元が推奨する項目を確認する。

地面が凍結する場所に設置されたシステムについては、凍結によって支持構造が動いていないか確認すること。太陽電池設置前に土壌調査を実施している場合は、設計段階でのデータと比較する。特に最初の凍融サイクルの後においては、土壌の動きを原因とする負荷が支持構造にかかった兆候があるかどうか地盤を調査することを推奨する。同様に、不均一な土壌条件又は膨張土によって支持構造が沈下しているかどうか、架台の傾き及び変形を調査することを推奨する。太陽電池アレイの傾き角度の変化の確認も有効である。これは、保証請求及びシステムに更にかかるダメージを避けるために特に重要である。

11.2.7 電線管及びケーブルトレイ

必要な箇所では、電線管、ケーブルトレイの支持及びブッシングが適当か、損傷したガスケット又は可とう電線管がないか検査すること。ケーブルに対する機械的保護を損なうような過度の磨耗、ひび割れ、腐食及びその他の劣化がないか検査する。特に接地電路として使われている場合は、取付け具が緩んでい

ないかを検査する。絶縁抵抗測定の結果が悪い場合には、ケーブルトレイのふたを外し、ケーブルの取り回し、ケーブルの健全性、植物その他の物質の過度の侵入及びげっ歯類の活動の跡がないか検査する。ケーブルに直接アクセスできない場合は赤外線サーモグラフィを使うとよい。

11.2.8 気象観測

気象観測機器類がある場合は、センサが正しい場所にあり、正しい傾きと方位にあることを確認する。全天日射計が水平で、太陽電池アレイ面日射計の面が太陽電池アレイ面と同じこう配と方向に設置されていることを確認する。日射計は、ごみ、鳥の糞及びその他の汚れがある場合、汚れを取り除く。また、気温用ふく射熱シールドも、温度センサにとって通気が十分かどうか確認し、場合によっては清掃を行うことを推奨する。製造業者が指定する定期点検、精密点検がある場合は実施することを推奨する。センサの校正、確認及び交換をルーチン化することで、正確な測定値の読み取りが期待できる。

11.3 発電性能に係わる保守

11.3.1 一般

性能に係わる保守とは、システムが、その設計、設置条件、設置環境及び経過年数に鑑み、可能な限り最大の発電が行なわれていることを確認するために行う、特定の試験又は保守手順のことである。

熱画像、日射、電力監視、ストリングの電流・電圧及び I-V 曲線の測定に加え、天候の影響を受けにくい測定手段を補完的に組み合わせるなど、複数の観点から調査し、それら調査結果を照し合わせる（クロスチェックする）ことで、判定確度を上げることができる。（**案** ストリングのインピーダンス（直列抵抗成分）測定による判断、クロスチェックの実施）

注記 保守・点検を行う組織は、基本となる性能を保証するだけでなく、その性能を上回る改善を行うことにより、財政上のインセンティブをもたらすこともある。

11.3.2 電線の接触抵抗

接続部の過度な抵抗は、発電性能を低下させ、不要な電気損失に至ると同時に、接続部が高温となり発火に至るおそれがあるため、11.2 に記載する安全に係わる保守の手順のうち、電線の接続に関する箇所は、発電性能に係わる保守にも適用すること。

11.3.3 日影評価

想定した発電性能と比較して PV システムの現行の発電性能がどうであるかの評価において、実際の日影状況の確認は非常に重要である。草木、その他の要因による影により日影環境は変化するため、D.4.5 に従って作成した日影記録を、保守時に評価する日影状況とのベンチマークとして使用する方法がある。D.4.5 に記載されている手順に従って、現在の日影状況を比較のために記録すること。

11.3.4 ストリング又は配線ハーネスの評価

ストリング又は配線ハーネスの電圧と電流の測定を行い、将来の比較のために初期の測定値を記録する。当初の測定値と大きく異なる発電性能の変化の兆候を見つけるために、定期的にストリング（又は配線ハーネス）測定を行うことが望ましい。試験は、全てのストリング（又は配線ハーネス）毎に行う。ここで記載しているストリング又は配線ハーネス毎の測定の代替として、システムに組み込まれている MLM（モジュールレベルモニタリング）による太陽電池モジュールレベルの記録を利用できる場合がある。

注記 1 MLM が継続的に取得するデータは、太陽電池モジュール又は太陽電池モジュールレベルの電力機器自身の、システム動作中の性能偏差を即座に表示させることができる。

注記 2 ストリング電流は日射の影響を受ける。ストリング電流を測定する際は日射が安定しているときや、MLM の当該データ、PR（パフォーマンスレシオ）値を活用することを推奨する。

11.3.4.1 スtring電圧確認

String（又はハーネス）が正しく配線された状態で、各回路のString電圧があるかどうか確認するため、又はショート故障したバイパスダイオードその他の問題によって発電性能が失われた太陽電池モジュールがあるかどうか特定するために、開放電圧（ V_{oc} ）測定を行うこと。試験は、D.2.4に従って行うか、D.3.1に記載されているI-V曲線測定の一部として行うことを推奨する。

D.2.4に示す試験の代替として、太陽電池モジュールの開回路電圧を記録するMLMを使用することができる。

11.3.4.2 String電流確認

D.3.2に従ってString（又は配線ハーネス）の電流測定を行う。

測定値は、初期測定値から得られた期待値と比較することを推奨する。直列数が同一のStringを複数もつPVシステムについては、安定した日射強度条件下で、各String（又は配線ハーネス）の電流測定値を比較しなければならない。これらの値は同等であるはずである（許容値は通常、安定した日射強度条件下の平均String電流の5%以内）。

D.3.2.3に示す試験の代替として、通常動作中の個々の太陽電池モジュールの電力を比較するために記録したMLMのデータを使用することができる。

また、現地で測定した電流値が0 Aであった場合、インピーダンス測定器や断線検出器を使い、Stringの断線の有無、さらにはその断線個所の位置情報を検出することを推奨する。インピーダンス測定器による点検手順は、解説5.5.7を参照されたい。

注記 MLMは、String電流測定だけでは検出されないString中の個々の動作状態に不具合がある太陽電池モジュールを明らかにできる可能性がある。

11.3.4.3 I-V 曲線測定

String又は配線ハーネスI-V曲線測定は、マイクロインバータやDC/DCコンバータなどの太陽電池モジュールレベルの電力機器が備わっていないシステムに対して実施することを推奨する。I-V曲線測定によって次の情報を得ることができる。

- － Stringの開放電圧（ V_{oc} ）及び短絡電流（ I_{sc} ）の測定値
- － 最大出力電圧（ V_{mpp} ）、最大出力電流（ I_{mpp} ）、最大出力（ P_{max} ）、曲線因子（FF値）の測定値
- － String（又はハーネス）及び太陽電池アレイの発電性能測定
- － 太陽電池モジュール及び太陽電池アレイの欠陥、又は日影の問題の特定

太陽電池モジュール機器の故障又は大きな発電劣化を特定するために、発電性能に係わる保守の一部として、I-V曲線測定を定期的に行うことを推奨する。

I-V曲線測定は、D.3.1に記載されている手順に従って実施することを推奨する。

StringI-V曲線測定は、製造業者が認めない限り、太陽電池モジュールレベルの電力機器を備えたシステムには適用すべきではない。もし実施が認められるのであれば、製造業者の指示に従って適切な手順及び結果の解釈に従う。太陽電池モジュールレベルの電力機器を備えた太陽電池モジュールのI-V曲線の記録は、測定方向（例： V_{oc} から I_{sc} 又は I_{sc} から V_{oc} ）及びI-V曲線測定装置が使用する負荷の種類によって異なる可能性がある。

MLMが利用できるのであれば、一般的なI-V曲線測定で明らかにできる問題のほとんどについて、MLMで代替することができる。

11.3.5 植生管理－防除、成長抑制

植生管理は、地上設置のPVシステムにとって特に重要であるが、あらゆるPVシステムにとって懸念事項である。植生が追尾システムの中に入り込み問題を引き起こすおそれ、太陽電池アレイの配線に問題

を引き起こすおそれ、日影を作りその結果、発電に影響を及ぼすだけでなく PV システムに損傷を引き起こすおそれもある。また、パワーコンディショナの基礎・土台及びその他電気機器が存在する場所周辺の植生についても管理することを推奨する。

- a) 地上設置用架台及び基礎周囲の植生を芝刈り機又は草刈り機で刈ると、小石、砂利などを巻き上げ、ガラスを破損する、又は全体的な汚れを引き起こして発電性能低下につながるなど、問題を引き起こすおそれがある。また、この作業において設置されている太陽電池モジュール、パワーコンディショナ、その他電気機器及び配線は保護されていなければならない。周辺に堀、柵、地上配管、埋設配管、電気機器がある場合、これらにも十分注意し、作業する必要がある。
なお、太陽電池モジュールの裏面のバックシートに小石などが飛散すると、バックシートが損傷し、セル割れ又は地絡の原因になりやすいため特に注意が必要である。
- b) 除草剤を使用する場合には、事前アセスメントを実施し、周辺環境への影響を十分配慮する必要がある。
- c) 設置時に植物への栄養分、水又は光の供給を防ぐことによって恒久的に除去することが植生管理の理想的な方法である。発芽種子の遮光のために、地面に厚い砂利の層を作る、根覆い、防草シートを追加するなど、いくつかの対策がある。
- d) 検査時に、植生の成長の具合を書き記し、写真を使って記録する。
- e) 現在日影を作っている植生、又はいずれ伸びて太陽電池アレイの一部に日影を作ることになる恐れのある植生がある場合は、植生の成長を抑制するための伐採、除去（防除）など具体的な植生管理プランをシステム所有者と共に作成する。
- f) 大規模屋上設置の PV システムは、ほこり又は鳥の糞などが植物の成長を促すおそれがあり、植生管理計画でこの点を考慮することを推奨する。鳥は、種及び有機物を媒介するため、**11.3.6** に示すような鳥類の問題に対処することは、屋上アレイの人目につかない場所の植生を減らすのに有効である。

注記 1 太陽電池アレイには、へび、蜘蛛、蜂及び毒をもつあらゆる種類の動物が巣くっていることが多いため、作業前に防虫剤、防虫スプレーを使用、防護服などを着用し、これらに備えて注意すること。

注記 2 除草剤などの薬剤を使用する場合は、農薬取締法、環境省の公園・街路樹等病虫害・雑草管理マニュアルに従い、周辺環境への影響を考慮する。

注記 3 芝刈り機又は草刈り機によって、地上配管や埋設配管及びその他電気機器を損傷又は切断すると発電量低下や感電事故を起こす可能性があるため、作業前に作業禁止エリアの特定及び防護柵等の設置を行うことが望ましい。

11.3.6 太陽電池アレイの汚染と清掃

汚れは、太陽電池アレイの発電を低下させ、均一でない汚れの場合には局所的なホットスポット故障につながり得る。太陽電池アレイの洗浄時には、機器を損傷しないように注意しなければならない。太陽電池アレイの洗浄については、太陽電池モジュール製造業者の推奨に従う。

一定の汚れが付く場合、設置場所、条件に沿った分析を行い、太陽電池アレイの定期洗浄の必要性を判定することを推奨する。頻度の決定には、現場の降雨量及びほこりの特性によって季節的なものを考慮することが必要な場合もある。

鳥の糞による汚れや傾斜したモジュールの下端に粉塵等がたまるなど、不均一な汚れを減らすための努力が必要である。洗浄は、太陽電池モジュール製造業者に指定された頻度、又は条件に基づいて行う。

汚れ及びその清掃方法は、その場所の汚れの原因による。太陽電池モジュール表面を拭き取って得たサンプルがあれば、その汚れの基（原因）を確認するための分析を行うことができる。

汚れの原因別に、対応方法を示す。

a) 農業関連のごみ、埃

耕作後に洗浄を実施する。土壌保全が行われていない地域では、頻繁に埃などが発生するため、定期的な洗浄が必要となる可能性がある。

b) 建設関連のごみ、埃

近隣の工事終了後に清掃を実施する。建設管理者に、粉塵抑制の実施を促す。

c) 花粉

花粉シーズン終了後に清掃を実施する。

d) 鳥

1) 鳥が営巣可能なパネル間の隙間を減らす。

2) ”バードスライダー（滑り台式の鳥よけ）”を設置し、平坦な面を急勾配な面に変更する。

3) 防鳥ネットを使用し、モジュールの下領域をアレイの周囲の屋根まで完全に密閉する。

4) 鳥が止まらないよう、アレイの上端に沿ってバードスパイクを取付ける。

5) 鳥を追い払うために、回転ヘッド付きのプラスチック製フクロウ又は鷹を設置する。

6) 営巣シーズンのタイミングに合わせて、屋上での営巣活動の阻害及び巣の除去を行う。鳥は習慣で行動する生き物であるため、時間の経過とともに当該屋根を避けるようになる。

e) ディーゼルによる煤

都市やバス停などで発生するため、頻繁な洗浄が必要な場合がある。

f) 産業起因

調理、製造などのプロセスがアレイの汚れの原因になる可能性がある。この種の汚れは、サンプルを解析することによって識別できる。

太陽電池モジュールの洗浄は、太陽電池モジュール製造業者に従い行う。高圧の放水、ブラシ、溶剤、研磨剤、強力な洗剤などは使用しない。可能な限り、熱や部分影による損傷を避けるため、低照度条件下で行うことを推奨する。

注記 大規模システム用自動洗浄システムがあるが、太陽電池モジュール製造業者に確認すること。

除雪のためにシャベル又は他の機械的手段を用いる場合、太陽電池モジュールの損傷に注意しなければならない。粉雪又は乾雪の場合には、強力なターボファンを使用する方が、より適切である。一般的に、アクセス箇所（通路）を確保するため、通路用の除雪（道路、歩道用）が必要である。

12 トラブルシューティングと修理

PV システムでの不具合は、様々な発生要因が考えられる。パワーコンディショナは、想定される不具合の原因又はその発生源を示す自己診断機能を備えていることが一般的である。

不具合の発生原因がわからない場合は、不具合の症状からトラブルシューティングの手順に従って、不具合の発生原因を特定することを推奨する。

不具合原因が判明した場合は、不具合対策を講じ、不具合を解消し、不具合の再発を防ぐ。

なお、不具合対策は、この技術資料、又は当該システムの取扱説明書の記載内容に従って講じることを推奨する。

不具合の予防措置は、定期点検時に行う場合もあるが、重要度の高い不具合に対しては、定期点検に関わらず、予防措置を実施することを推奨する。

人又は物に危害を与えるリスクのある安全性に関わる不具合の場合、ただちに不具合の是正措置が必要である。

安全性の低下、又は機器のかし（瑕疵）による不具合を除き、システムの保守点検は、システム所有者

の要求，契約の規定による。

12.1 危険事象による設備停止

安全又は火災に関わる危険事象が発生した場合，係員は緊急停止手順に従わなければならない。

サイトで作業するためのアクセス及び許可を持っている作業員用に，サイト又はプロジェクトごとに停止手順を作成し，維持する必要がある。緊急停止の一般的手順又はステップは **13.2.1** に記載する。

緊急事態が解消されたら，電気設備の作業をする前に，作業を安全に実施するため，**A.5** に規定する LOTO 手順に従わなければならない。

不具合によっては，設備がまだ危険事象を引き起こすおそれがあることに注意すべきである。

12.2 非危険事象に対するトラブルシューティング

故障しても危険事象とはならない異常が発生した場合，事後保守点検の手順は，通電状態の機器の動作試験，又は点検が含まれることがある。これら手順のすべてにおいて，**13.2.2** に記載されている平常の解列手順に従う必要があり，また，作業を行う前に，**A.5** に規定する適切な安全のための手順（例：LOTO）すべてを行う必要がある。

12.3 トラブルシューティング事故又は事象誘起の問題

ある事象がトリガーとなった不具合又は故障は，監視機器によって表示され，パワーコンディショナ，集電箱，ストリング，変圧器，遮断器などの特定の機器の電力損失として示される場合がある。

パワーコンディショナが故障したときには，**13.5.2** に示す一般的な診断手順と，該当する解列及び **A.5** に規定する安全のための手順（例：LOTO）に従う。

パワーコンディショナの解列は，パワーコンディショナ自体の問題の結果ではなく，太陽電池アレイ内の故障に起因する場合がある。

パワーコンディショナの診断情報は事後保守点検を行う前に，太陽電池アレイ関連の問題（例：地絡）のようにさらなる調査が必要なことを示すことがある。このような場合，次に示す手順が適切である。

- a) **13.4.1** による地絡試験
- b) **11.3.4** によるストリング又は配線ハーネス試験
- c) **13.4.2** によるヒューズ試験
- d) **D.2.6** による太陽電池絶縁抵抗測定
- e) **D.2.1** による保護接地導体及び等電位ボンディング導体の導通
- f) **13.5.1** によるデータ収集システム診断試験
- g) **D.3.3** による赤外線サーモグラフィ及び製造業者の運用マニュアル及び/又は **IEC TS 62446-3** に示す特定の手順

12.4 発電性能に関する問題の診断

システム運用者又はシステム所有者は，次のいずれかの情報を通して，PV 設備の発電性能低下を認識することができる。

- a) 事前に予測された期待発電性能（又は，シミュレーションにより予測された期待発電性能），他のシステムとの比較の結果，又はサイト内のシステム中で他に監視されている機器（複数台のパワーコンディショナ，サブアレイ，ストリング及び MLM など）との比較の結果に呼応する事前に定義されたデータ収集システムの警告。
- b) データ収集システムより性能の異常を示すデータを入手して手作業で検討。
- c) 現在の性能と前回の定期点検時の性能試験結果との比較。
- d) システム所有者又は外部事業者からの問題発生が疑われる旨の報告書。例えば，発電電力が予想外に少なくなった場合。

- e) 事前に予測された期待発電性能（又は、シミュレーションにより予測された期待発電性能）と比較して、著しく少ない。
- f) 月間、年間のパフォーマンスレシオ（PR 値）を算出、比較した結果、著しい低下が見られる。

注記 パフォーマンスレシオ（PR 値）の詳細は**解説 6.15**を参照

性能低下が確認されたら、何が原因であるかを専門技術者は把握しなければならない。性能低下の診断手順には、次の項目がある。

- a) 監視データを検討し、サブシステムの発電性能の変化を特定する。
- b) 大規模システムでは、航空写真、小型無人航空機（ドローン）による撮影で問題を特定できる場合もある。
- c) 専門技術者を現場に派遣して次の確認を行う。
 - 1) サブアレイと直流集電箱（遠隔的に監視も記録も行っていない）の太陽電池アレイ電流とストリング電流を確認する。発電性能の問題は、ヒューズの溶断又はその他、ストリングの測定から分かる問題をもつストリングに関連していることが多い。
 - 2) オンサイトで性能計測結果の値が同等であり、正しく調整されていることを確認する。多くの場合、システムは収益レベルを確認する機能を持つため、その値とパワーコンディショナの表示値の合計を比較することにより性能監視を行う。他とは異なる出力が出ている相がある場合、CT の不良又は CT 回路内の溶断ヒューズが原因（すなわち計測機起因）である可能性がある。
 - 3) ストリング 1 本又はグループに、I-V 曲線測定装置を用いて、太陽電池アレイの出力電圧がパワーコンディショナの最大電力追従範囲に入っていることを確認する。
 - 4) 太陽電池アレイにかかる予期しなかった影など、発電低下の外部要因を探ること。植生の成長が影の最も一般的な要因であるが、システムを設置したときにはなかった衛星用パラボナアンテナ又はその他の物体が太陽電池アレイに影を作っているということも珍しいことではない。

注記 竣工検査時に写真を撮り、保守検査の度に竣工検査時との外見上の違いの有無について記録を残すことを推奨する。

- 5) 動物が絶縁体をかじった跡、通常と異なる又は予期しなかった損傷及びその他の発電電力を減少させるおそれがある接続上の問題がないか検査する。

注記 太陽電池ストリングのインピーダンス（直列抵抗成分）を測定することも有効である。

- d) 必要に応じて、問題を特定するために一般的なシステム確認を行う。
 - 1) **13.5.1** に従い、データ収集システム診断の手順を行う。
 - 2) **13.5.2** に従い、パワーコンディショナのヒューズ溶断の確認、接続箱の機能確認をする。ヒューズ溶断が見つかった場合は、その原因を調査する。ヒューズを交換する時は、適切なサイズ、種類及び定格のヒューズを入手することが不可欠である。定格又はサイズの誤りがヒューズ溶断の原因である場合があるため、被交換ヒューズが正しいサイズ、種類及び定格であったと思い込んではいならない。正しいヒューズを入手するために、製品マニュアル、設計仕様書又は設計図面を参照すること。点検によって、間違ったヒューズを使った駆動中のシステムを発見することもある。
 - 3) **D.3.1** に従って、ストリングの I-V 曲線測定を行い、 I_{SC} 、 V_{OC} 、 P_{max} 、及び曲線因子を評価する。これまでに障害物又は汚れの問題、若しくは曲線因子の劣化があった場合は、必ず I-V 曲線に表れるため、これが望ましい方法である。あるいは、**D.2.4** 及び **D.3.2** に従って、ストリング開放電圧及び電流試験を行う。
 - 4) 気象センサを点検する。
 - 5) 汚れがないか探す。汚れが問題であると疑われる場合は、それぞれのストリングを試験し（ V_{OC} 、 I_{mp} 、I-V 曲線）、その後ストリングを清掃して、再試験する。

- 6) **D.3.3** 又は航空撮影で、太陽電池セルの赤外線サーモグラフィを撮影をする。
- 7) パワーコンディショナの周囲温度、系統電圧を確認する。

注記 1 パワーコンディショナは内部温度異常防止機能があり、周囲温度が製造元で規定した使用温度範囲を超えると温度上昇抑制のため、出力を抑制する。また、パワーコンディショナが接続された交流側の電力系統（商用系統）の電圧が規定値を超える場合、これを抑制するために出力が抑制される（電圧上昇抑制）。内部温度異常は空冷用のファンの防塵フィルタの虫や埃による目詰まり、エアコンなどの空調設備の不調などが挙げられるため、定期的な点検、清掃をすることを推奨する。また電圧上昇抑制は運転履歴で分かるため、これを定期的に確認することを推奨する。電圧上昇がみられる場合は、一般送配電事業者と協議のうえ、使用している電線の径を太くする、接続先の変圧器の電圧タップを変更する、又は運転力率の設定値の変更（例 1.0→0.95）などの対応が必要である。

注記 2 空調設備にエアコンがある場合は、大きさによってフロン排出抑制法に従い定期点検が必要である。

13 追加手順

13.1 一般

この項目で定義する手順は、必要な作業に応じてこのガイドラインの複数の項目から参照されている。

13.1.1 安全手順

基本安全要件及び考慮点については**附属書 A**を参照。

13.1.2 断路器の安全操作

正常に動作していない PV システムの保守点検で電氣的な接続、解列をする開閉操作は最も危険になりうる作業の一つである。

断路器を操作する時は、作業者は適切な保護具を着用し、断路器開閉のための適切な手法を使うよう、注意して行わなければならない。

DC 開閉器を開放操作する前にパワーコンディショナの停止操作、遮断器の開放（オフ）、及び/又は予め内蔵されている遮断制御があれば、これでシステムは運転停止することを推奨する。

負荷開閉操作のできる定格になっていない断路器は、その旨表示しなければならず、システムの運転中には決して開放（オフ）してはならない。断路器は、開放（オフ）する前に、接続したパワーコンディショナをオフにすることによって、システムを遮断しなければならない。詳細は、**附属書 A**を参照。

13.2 解列手順

13.2.1 緊急停止

13.2.1.1 パワーコンディショナ機器、基礎・土台

安全にアクセスすることができ、設備そのものに明らかな安全上の危険がない場合だけ、パワーコンディショナの設置台（基礎・土台）又は装置のエリアに進む。パワーコンディショナに緊急停止ボタンが付いている場合は、各パワーコンディショナの緊急停止ボタンを押し、停止にする。パワーコンディショナに開閉器がある場合には、開（オフ）の位置にする（鍵が必要な場合がある）。各パワーコンディショナは手動でオフにすることを推奨する。これによりパワーコンディショナ内の交流及び直流の接触器、並びに、もし備わっていた場合シャットダウン制御用の連系リレーがただちに解列される。

注記 パワーコンディショナの操作部・周辺が電氣的に安全確保されている場合、運転操作は専門技術者以外の者でも可能である。

13.2.1.2 断路器

パワーコンディショナの中には、開閉器も緊急停止ボタンも付いていないものがある。このようなパワーコンディショナの場合は、これに取りつけられているか、その近傍にある断路器を使ってシステムをオフにする必要がある。開閉器が解列され電流が停止するまでは、“電流が流れた状態で開放しないこと”という表示のある断路器を開放（オフ）してはならない。上流側の AC 負荷開閉器又は遮断器を、最初に（断路器を操作する前に）操作する方が安全である。AC 電圧が取り除かれると、パワーコンディショナが連系リレーを瞬時に解列するためである。システムがオフになると残りの断路器を開く（オフする）ことができ、不具合状況の修復が終了するまで、又はシステムをオンにしても安全である時まで、システムをロックアウトできる。

不具合又は故障の位置が定かでない場合は、断路器を操作する前に、断路器の金属製筐体又はハンドルに電圧がないことを確認し、筐体又はハンドルが過熱していないことを確認する。これらの確認で問題がなければ、断路器を開放（オフ）する手順（**13.1.2** 参照）に従う。

13.2.1.3 接続箱及び直流集電箱

緊急事態においては、接続箱及び直流集電箱又は太陽電池サブアレイを、太陽電池アレイ回路のその他

の部分から電氣的に分離することが重要となる場合がある。安全なアクセス（経路）があり、筐体自体に明らかな安全上の危険がない場合だけ、当該設備のエリアに進む。接続箱及び直流集電箱の金属製筐体又はハンドルに電圧がないこと、及び過熱していないことを確認する。これらの確認で問題がなければ、**13.1.2** に記載の手順に従い、接続箱及び直流集電箱内の開閉器又は断路器を開（オフ）にする。ストリングを個別に分離する必要がある場合は、ストリングのヒューズの除去又は開放の前に、クランプ式 DC 電流計を使って、当該ストリングに電流が流れていないことを確認する。

13.2.1.4 太陽電池モジュールとストリングの配線

緊急事態においては、太陽電池モジュールとストリングの配線を分離しようとしてはならない。まず始めに電源の遮断、パワーコンディショナ、接続箱又は直流集電箱を介した故障電流を遮断するための手順を行うことを推奨する。これらの手順を行った後で、ストリングの太陽電池コネクタ又は太陽電池モジュール間の太陽電池コネクタを開放することによって、個々のストリング回路を分離することができる。太陽電池コネクタは負荷開閉非対応（電流を遮断する機能はない部品）であるため、当該コネクタ開放前に、必ず電流確認を行う。クランプ式 DC 電流計を使って電流が流れていないことを確認し、その後、当該コネクタを開放する。

13.2.2 平常時の解列手順

13.2.2.1 パワーコンディショナ機器、基礎・土台

次の手順に従い、パワーコンディショナを 1 台ずつ、系統から解列する。パワーコンディショナ製造業者の取扱説明書、ガイドラインに従い、本体又は操作盤を操作し、停止させてから、断路器・開閉器を開放（オフ）する。

- a) パワーコンディショナ又はデータ収集システムで、PV アレイに絶縁不良又は地絡が発生していないか確認する。
- b) パワーコンディショナに開閉器が付いている場合は、これを開（オフ）にする。
- c) パワーコンディショナの AC 断路器又は開閉器を開（オフ）にする。
- d) パワーコンディショナの DC 断路器又は開閉器を開（オフ）、及び/又は、可能な場合、シャットダウン制御もする。
- e) パワーコンディショナに接続されているその他の断路器をすべて開（オフ）にする。
- f) すべての断路器及び開閉器にロックアウト装置を取り付け、開（オフ）の位置にロックする。
- g) すべてのパワーコンディショナに対しても a)～f) の操作を実施し、完全に PV システム全体を系統から解列し、全パワーコンディショナを PV システムの電源からも解列する。

13.2.2.2 変圧器の分離

変圧器の解列は、次の手順に従う。

- a) 変圧器に接続されているパワーコンディショナの運転スイッチをオフにする。
- b) 変圧器に接続されているパワーコンディショナの AC 遮断器を開（オフ）にする。
- c) 変圧器に接続されているパワーコンディショナの DC 断路器又は開閉器を開（オフ）し、及び/又は、可能な場合、シャットダウン制御もする。
- d) 断路器又は開閉器にロックアウト装置を取り付ける。
- e) 変圧器の開閉器（専用の独立型遮断器、断路器又は開閉装置）を開（オフ）にする。
- f) 変圧器の開閉器にロックアウト装置を取り付ける。
- g) すべての変圧器について繰り返し、系統及び PV システム全体から完全に分離する。

13.2.2.3 接続箱及び直流集電箱の分離

接続箱及び直流集電箱を分離するには、次の項目を行う。

- a) 上記に記すように、パワーコンディショナをオフにする。
- b) (該当する場合は) 接続箱及び直流集電箱の断路器又は開閉器を、ハンドルをオフの位置にすることによって操作する。断路器が使用されている場合は、断路器を開放(オフ)する前に接続箱及び直流集電箱の直流出力導体に電流が流れていないことを確認する。
- c) 接続箱及び直流集電箱内の直流出力導体にクランプ式 DC 電流計を使って電流が流れていないことを確認し、その後、全ヒューズを開放する(取り外す)。
- d) 当該接続箱及び直流集電箱を、さらに分離する必要がある場合は、結線図を用いてストリングの終端の位置を見つける。
- e) クランプ式 DC 電流計を使ってストリングの終端部の線に電流が流れていないことを確認し、次に、ストリングの終端部の線の正と負のコネクタを開放し、コネクタにキャップを被せて、ストリングを分離する。
- f) 接続箱及び直流集電箱に戻り、テスト等を使って、各ストリングの分離が成功したことを確認する。

13.2.2.4 太陽電池モジュールとストリングの配線の分離

パワーコンディショナをオフにし、太陽電池アレイから接続箱及び直流集電箱を分離し、次に各太陽電池モジュールを当該ストリングから分離する。

- a) ストリングを分離する前に、クランプ式 DC 電流計を使ってストリングに電流が流れていないことを確認する。
- b) 適切なコネクタのロック解除ツールを使って、太陽電池モジュールコネクタを外す。
- c) システムから分離すべき各太陽電池モジュールについて繰り返す。
- d) システムから太陽電池モジュールを外した場合は、たとえそれが一時的であったとしても、残りの太陽電池モジュールが接地されていることを確認しなければならない。
- e) 太陽電池モジュールは、日射があれば常に発電し電圧が発生しているため注意する必要がある。

13.3 製造業者指定の保守・検査

13.3.1 パワーコンディショナ製造業者指定の検査

各パワーコンディショナ製造業者は、検査、試験、保守、及び文書保管について、保証責任を果たすための特定の要件を定めている。パワーコンディショナ製造業者の指示に従って実施する。

13.3.2 追尾装置製造業者指定の検査

追尾装置製造業者は、検査、試験、保守、及び文書保管について、保証責任を果たすための特定の要件を定めている。追尾装置製造業者の指示に従って実施する。

13.3.3 データ収集システム製造業者指定の検査

データ収集システムの製造業者は、検査、試験、保守、及び文書保管について、保証責任を果たすための、特定の要件を定めている。データ収集システム製造業者の指示に従って実施する。

13.4 電気試験の手順

13.4.1 地絡試験

地絡は、その程度及び場所によってトラブルシュートが難しい場合があるが、手順を踏めば効果的な対策を講じることができる。一般的に地絡の原因は電線、ケーブルの傷つき(電線入線口のエッジや加工時の傷)、電線管内の水没、端子部の金属屑などの施工不良、太陽電池モジュールの不具合が挙げられる。

PV アレイ内の地絡個所の確認試験は、電圧を発生させるのに十分な光を用いた任意の条件下で行うこ

とができる。しかし、地絡条件は、断続的なもの、雨天時だけ発生するものもあり、その発生状況から測定タイミングを見極める必要がある。

13.4.1.1 試験手順－小容量の分散型パワーコンディショナ

小容量の分散型パワーコンディショナの地絡試験は、次による。

- a) 該当するストリングが接続されているパワーコンディショナの運転スイッチをオフにする。
 - b) パワーコンディショナの DC 開閉器及び AC 遮断器を開（オフ）にする。
 - c) 接地機能にヒューズのあるシステム
 - 1) 接地経路にヒューズがある場合、システムからヒューズを取り外すと、平常の接地保護がなされていない状態となるため、ヒューズにも、断路器又は開閉器にも電流が流れていないことを確認する。
 - 2) ヒューズを取り外し、電気抵抗計を使ってその導通性を試験する。ヒューズが良好な場合は、地絡が発生していない場合がある。ヒューズを外した状態で試験をして、対地電圧を確認する。仕様範囲内であれば、ヒューズを元に戻す。ヒューズが導通試験に合格しなかった場合は、地絡が発生している疑いがある。
 - 3) 正しい定格、タイプ及びサイズのヒューズであることを確認する。
- 回路の両端が絶縁されている場合、導体から接地まで試験する際に、ストリングが明確な開放電圧を持つてはならない。電圧が明確に確認できる場合は、故障が考えられる。小型パワーコンディショナは通常 4 つ以下の入力を持っているので、接続箱からヒューズを取り除くことによってストリングを故障部位と分離する。
- d) 各ストリングのヒューズを取り外した状態、又は断路器若しくは開閉器がオフの状態、ヒューズ端子、又は断路器若しくは開閉器端子の電源側（太陽電池側）で電圧計を用いて対地電圧を測定する。
 - e) 機能接地のあるシステムでは、接地とすべての端子の間に電圧がかかっている場合、接地を開放する（地絡ヒューズを取り外す）か、又はブッシングからそれらを取り外すことによって、正常に接地された導体を絶縁する。
 - f) ストリング故障が検知されるまで繰り返す。
 - g) PV アレイ内の地絡箇所の確認

- 1) 地絡のある分離したストリングの正極から大地までの電圧 (V_{pos}) 及び負極から大地までの電圧 (V_{neg}) を記録する。 $V_{pos}-V_{neg}$ （絶対値の合計）が当該太陽電池アレイの開放電圧とほぼ同じになるかどうかを確認する。そうでなければ他の地絡が存在するおそれがある。
- 2) V_{pos} と V_{neg} の電圧の小さい方を一つの太陽電池モジュールの開放電圧で除して地絡の正確な場所を判定する。すなわち $N_x = \text{magnitude of } (V_{pos} \text{ 又は } V_{neg} / \text{太陽電池モジュール 1 枚の } V_{OC})$ である。地絡箇所が太陽電池モジュール間の配線中である場合は、 N_x は地絡箇所が存在する太陽電池モジュール数を示すはずである。

例えば、ストリング 1 本の中に、50 Vdc の開放電圧をもつ太陽電池モジュールが 10 枚あり、1 番目の太陽電池モジュールが負極主線に接続されており、10 番目の太陽電池モジュールが正極主線に接続されている場合を考えてみる。接続箱又は直流集電箱で接地負極端子の電源側から試験して、 $V_{neg} = -100 \text{ Vdc}$ で、接地正極端子で $V_{pos} = 400 \text{ Vdc}$ だったとする。すると $N_x = 2$ となり、地絡は負極主線接続から数えてストリングの 2 番目の太陽電池モジュールと 3 番目の太陽電池モジュールの間のどこかである。前述と同じ配線で、負極側が 0 Vdc で、正極側から 500 Vdc という結果が出た場合は、 $N_x = 0$ となり、地絡箇所は、負極主線の中であると推測される。上記の状態では、電線管内のすべての導体に絶縁抵抗測定器を使用して、障害が 1 本の導体に分離されていることを確認することが賢明である。

注記 1 パワーコンディショナには地絡検知機能と地絡時の運転履歴を保存するものがある。

利用方法については、製造元のマニュアルを確認する。

注記 2 一部のパワーコンディショナ又はシステムには、障害位置特定機能が含まれている。利用方法については、製造元のマニュアルを確認する。

- g) 地絡した太陽電池アレイが特定された場合、修理対応までの期間、該当ストリングはシステムから切り離しておく。
- h) 上記で地絡箇所が判明できない場合、**13.5.2** のパワーコンディショナ診断を実施する。

13.4.1.2 試験手順－中央集中式パワーコンディショナ

中央集中式パワーコンディショナは多数のストリングが並列接続されているため、地絡の発生源を絞るために追加的な手順を要する。

- a) 該当するパワーコンディショナの運転スイッチをオフにする。
- b) パワーコンディショナの DC 開閉器と AC 開閉器を開（オフ）にする。
- c) ヒューズ、断路器、開閉器又は遮断器を接地接続に用いている機能接地のあるシステムでは、当該接続中に電流が流れていないことを確認する。地絡ヒューズを取り外し、電気抵抗計を使ってその導通性を試験する。ヒューズが良好な場合は、地絡が生じていないおそれがある。外したヒューズを用いて対地電圧を測定して確認する。良好であればヒューズを元に戻す。ヒューズが導通試験に合格しなかった場合は、地絡の疑いがある。正しい定格、タイプ及びサイズのヒューズであることを確認する。
- d) 地絡が疑われる場合は、当該ヒューズを後続の試験から除外する。
- e) 断路器、開閉器又は遮断器が接地経路にあるシステムの場合は、それらを開（オフ）にする。
- f) パワーコンディショナの直流入力端子（ケーブルが接続箱からパワーコンディショナ筐体内に接続している端部）で、各極の対地電圧を測定する。いずれかの直流入力端子と大地の間の電圧が低い又はゼロの場合は地絡が存在するおそれが高い。
- g) 各接続箱又は直流集電箱からの入力回路を一つずつ確認してどの回路に地絡があるかを調べる。

注記 中央集中式パワーコンディショナの場合、直流入力回路の構成が様々である。個々の直流入力回路を隔離するための詳細な指示をパワーコンディショナ製造業者などに相談する。

- i) 接続箱又は直流集電箱が出力ケーブルに断路器、開閉器又は遮断器を持っている場合は、断路器、開閉器又は遮断器を開放（オフ）し、対地電圧を再度調べる。低い電圧がまだ存在する場合、当該地絡は接続箱のストリング側にはない。接続箱又は直流集電箱とパワーコンディショナの間のケーブル中にある。そうでない場合は、地絡はストリング中にある。

注記 遮断器を開放（オフ）した接続箱より太陽電池側以外で地絡が発生している。

- j) ストリング中の地絡の位置特定は、**13.4.1.1** のストリングの試験手順に従う。
- k) 地絡した太陽電池アレイが特定された場合、修理対応までの期間、該当ストリングはシステムから切り離しておく。
- l) 上記で地絡箇所が判明できない場合、**13.5.2** のパワーコンディショナ診断を実施する。

13.4.1.3 地絡が見つかった場合の対処方法

一般的な太陽電池モジュールには、発電を遮断するスイッチは設けられておらず、日射を受けている限り発電を継続する。このため、多点地絡のような場合には、日射がある限り地絡電流を止めることができず、感電事故の危険性が高まる。よって、地絡故障が起きた場合は専門知識を持ち、教育を受けた担当者が対応にあたらなければならない。地絡が見つかった場合は、絶縁保護具を装着の上、地絡が起きている直列ストリング上のすべての太陽電池モジュールを遮光し発電を止め、異常部分を解列し、地絡原因を探るとともに地絡モジュールの交換などの回路修復をする必要がある。修復作業が完了するまでは遮光しておくことが望ましい。

注記 1 遮光に用いるシートは、市販されている一般のブルーシートでは厚めのもの、ブラックシートでは遮光率の高いものが望ましい。また、99 %発電を抑制する太陽光用の遮光シートも市販されている。

注記 2 すべての太陽電池モジュールを遮光しないと、バイパスダイオードを経由して、発電電流が流れてしまうため発電を止めることができない。住宅用の屋根設置など地絡箇所の特定及び切り離し作業が安全に行えない場合は、地絡が起きている直列ストリング上のすべての太陽電池モジュールを遮光し、発電を止めた状態にして作業をする必要がある。地絡原因の例としては、モジュールの枠と架台の間にケーブルが挟まった状態での施工、経年劣化によるケーブルの絶縁体破損などが挙げられる。

13.4.2 ヒューズ試験

ヒューズが回路に通電しているときは、決して交換又は試験を実施してはならない。ヒューズの試験を行う前に、太陽電池アレイ又は太陽電池サブアレイを電氣的に分離する。

ヒューズの試験手順は、次による。：

- a) 電圧計を使って電圧が加わっていないことを確認する。
- b) 安全のための手順（例：LOTO）を使用する。
- c) 電気抵抗計を使って、ヒューズの導通性を試験する。完全に溶断していないが、まさに溶断しそうなヒューズを通して電圧が得られる場合がある。このため、導通性を確認するにはヒューズの負荷側だけに電圧があることを確認するだけでは十分ではない。
- d) 電気抵抗計を安定な場所に設置する。
- e) 誤った測定値の原因となるような他の導通経路が一切ないことが明らかであれば、試験対象のヒューズをヒューズホルダから取り外す。
- f) 電気抵抗計を使い、ヒューズの両端にリード線を取り付けてヒューズを試験し、導通性を確認する。
- g) ヒューズの両端のリード線が付いている間に、導電性が一定でない場合は、抵抗レンジで抵抗の測定値を見る。
- h) ヒューズを見て、その定格、タイプ及びサイズを確認する。
- i) ヒューズが試験に不合格である場合、又は正しい定格、タイプ及びサイズではない場合は、ヒューズを正しいものと交換する。
- j) 交換用ヒューズは取り付ける前に必ず試験し、取り付けた時点でヒューズには問題がないことを確認しておく。

その他の手順：

二人一組で安全装置を維持しながら測定値を記録しつつ読み取っていく。こうすることで測定値を記録する人員が直接記録用紙に入力できるため、効率的な試験が可能になる。また、充電部で作業するときには人が2人存在するという安全上の利点がある。

13.4.3 バイパスダイオード試験

バイパスダイオードは、オープン故障又はショート故障が発生するおそれがある。あるストリングが他のストリングの平均電圧よりも低い電圧である場合は、ダイオードが1つ以上短絡（ショート）している兆候があると予測できる。オープン故障したダイオードは、部分的な日陰などバイパス回路として動作しない限り、故障の兆候が表れないため、故障判定が難しい。別途、バイパスダイオード故障判定装置などを使用することを推奨する。バイパスダイオードの故障がある場合は、太陽電池モジュール製造業者と協議して、当該バイパスダイオードが交換可能であるか、それとも当該太陽電池モジュール全体を取り外して交換すべきか決定する。

13.4.3.1 オープン故障ダイオード試験

端子箱内のダイオードに直接アクセスできる場合は、導通確認を行うことで試験できる。正常なダイオードの場合、順方向で導通状態となり、逆方向で開放状態となる。

直列ストリング中の太陽電池モジュール（複数）の一部に、選択して影をあてることにより、オープン故障したダイオードを検知することができる。

- a) 試験ストリングで連続電流測定を用意する。
- b) 各太陽電池モジュールの当該バイパスダイオードが担当しているクラスタのエリアに選択的に影をあてる（モジュールのデータシートを確認し、ダイオードの数とセルストリングのパーティションを特定する。）。
- c) 各エリアに影をあてていきながら、電流低下がないかを探す。オープン故障したダイオードは、影となったセルを迂回するバイパス経路を作ることができないため、電流が大きく低下することになる。
- d) 上記手順は長時間の作業を要するため、市販されているバイパスダイオード故障判定装置での検査のプロセスも活用できる。

バイパスダイオード故障判定装置による判定手順は、**解説 5.5.6** を参照されたい。

13.4.3.2 ショート故障ダイオード試験

ショート故障したバイパスダイオードは赤外線サーモグラフィ（**D.3.3** 参照）又はストリング内で電圧の低い太陽電池モジュールがないか電圧測定を行うことで判定する。

電圧測定による故障判定は、太陽電池モジュールを分離し、太陽電池モジュールレベルで電圧を測定することによって実現する。ストリングが長い場合は、すべての太陽電池モジュールを分離する前にストリングを等分し、どのセクションの電圧が低いかを判断するとよい。MLM（モジュールレベルモニタリング）があるなら、この試験の代わりに利用できる。モジュール電圧を比較することによって、DAS（データ収集システム）上で表示されていない短絡状態を検出することができる。電圧の低いモジュールが確認された際、その端子箱にアクセスできるのであれば、順・逆両方の導通確認を行うことでダイオード故障が確認できる。太陽電池モジュールの製造業者に問い合わせ、バイパスダイオードを交換できるかどうか、又は太陽電池モジュール全体を取り外して交換する必要があるかどうかを判断する。

13.5 診断手順

13.5.1 データ収集システム診断試験

既存システムの妥当性確認には、データ収集システムによる確認が用いられる。

データ収集システムは、PV システムの発電性能及び状態を総合的に評価できるツールであるため、定期的に記録状態の確認をする必要がある。データ収集システム構成部品の不良は、修理を行うよりも新しい構成部品と交換の方が早期に復旧し、安価となるケースもあるため留意されたい。測定値が許容範囲内にあるかどうかを判断するときは、すべての機器の精度を考慮する。

試験は、集電箱、開閉装置、変圧器及び/又はパワーコンディショナ内に設置されたシステムや筐体内の個別の専用 DAS（データ収集システム）を用いて実施する。比較的安定した屋外条件下で測定を実行するのが理想的である。施設内でデータ収集システムにログインできない場合（遠隔監視システムなど）は、現場での読み取り時刻を記録しておき、後でデータ収集システムの履歴と比較することになる。ただし、異なる測定条件に合わせるために追加の遮断動作が必要になる場合があるため、あまり望ましい方法ではない。

13.5.1.1 一般的なデータ収集システム

DAS（データ収集システム）は、独立したシステムである場合と、パワーコンディショナ内に統合された小規模なシステムである場合がある。いずれの場合も、信頼性の高いシステム性能履歴を確保するため、

システムが定期的に結果を記録していることを確認することが重要である。

- a) データ収集システムプログラムにログインする。
- b) プログラム上の表示時刻と現在の時刻の差を確認し記録しておく。ずれがある場合、収集されたデータへの影響について製造業者に確認のうえ、データ収集システムの時刻を合せる。
- c) システム履歴を見て、データが欠落していないことを確認する。パワーコンディショナからのデータが断続的である場合は、パワーコンディショナが誘発したノイズである疑いがある。また、通信接続の不良、通信プロトコルの不良又は通信用基板の不良のおそれがある。データが長期的に欠落している場合は、通信装置又は信号変換器に何らかの障害が発生しているため、可能な限り同等の製品を接続し、故障部位の判断をすることが望ましい。
- d) 通信用配線に推奨されているシールドケーブルが使用されていることを確認する。
- e) 通信用配線を確認し、他のノイズ発生源（パワーコンディショナ装置本体又はその配線）又は動力配線から離す。
- f) シールドケーブルが通信ラインの片側だけで接地（アースに接続）されていることを確認する。これはパワーコンディショナ側（シールド用端子に接続）が最良である。

13.5.1.2 全天水平日射計

- a) 設置場所が影になっていないことを確認する。
- b) 水準器を使って水平であることを確認する。
- c) ガラス表面に汚れがある場合は、布で十分に拭きとる。必要に応じて、製造業者のクリーニング方法に従う。また、土又は砂などの付着が見られる場合は、水で十分洗い流してから布で拭きとる。
- d) データ収集システムプログラムにログインする。
- e) 校正されたセンサを水平に設置する。
- f) 測定結果を比較する（例えば、将来のデータ分析及び劣化傾向解析のために用いる）。
- g) 許容範囲を超える場合は、センサを交換し、竣工記録の更新のために、新しいセンサのシリアル番号、及びセンサ感度を記録する。

注記 日射計の校正の周期は原則、製造元が指定する周期に従う。日射計の設置方法は、製造元の取扱説明書記載内容に従う。また、内部に乾燥剤が搭載されている場合は、交換の有無も点検すること（多くは乾燥剤の色で判断できる。）。

13.5.1.3 太陽電池アレイ面日射計

- a) 設置場所が影になっていないことを確認する。
- b) 傾斜計とコンパスを使って、太陽電池アレイと同じこう配、方位であることを確認する。大規模なアレイ及び/又は多方位に向いているアレイでは、複数のセンサを備えている場合がある。
- c) ガラス表面に汚れがある場合は、布で十分に拭きとる。必要に応じて、製造業者のクリーニング方法に従う。
- d) データ収集システムプログラムにログインする。
- e) 校正されたセンサを、同じこう配と方位に設置する。
- f) 測定結果を比較する。
- g) 許容範囲を超える場合は、センサを交換し、竣工記録の更新のために、新しいセンサのシリアル番号、及びセンサ感度を記録する。

注記 日射計の校正の周期は原則、製造元が指定する周期に従う。日射計の設置方法は、製造元の取扱説明書記載内容に従う。また、内部に乾燥剤が搭載されている場合は、交換の有無も点検する（多くは乾燥剤の色で判断できる。）。

13.5.1.4 周囲温度センサ

- a) データ収集システムプログラムにログインする。
- b) 校正された温度センサの値を読みとる。
- c) 測定結果を比較する。
- d) 許容範囲を超える場合はセンサを交換し、竣工記録の更新のために、新しいセンサのシリアル番号を記録する。

13.5.1.5 太陽電池モジュール裏面温度センサ

- a) センサが太陽電池モジュールの裏側の太陽電池モジュール中央のセルの中央に正しく付着していることを確認する。
- b) データ収集システムプログラムにログインする。
- c) 校正された温度センサの値を読みとる。
- d) 測定結果を比較する。
- e) 許容範囲を超える場合はセンサを交換し、竣工記録の更新のために、新しいセンサのシリアル番号を記録する。
- f) センサが太陽電池モジュールに損傷を与えてしまう可能性がある場合には、センサを外し、次に近いセルの中央部に再度貼付ける。

13.5.1.6 風向風速計

- a) データ収集システムプログラムにログインする。
- b) 風向風速計を北向きに合わせて動きを手で止め、風速表示が 0 であること、北を表示することを確認する（“北”の前後で出力値がステップ的に変わる場合は、適当な方位に合わせて確認する。詳細は取扱説明書に従う。）。
- c) 回して滑らかに動くことを確認する。
- d) 更に試験が必要な場合は、校正された風向風速計を使い、秒速 3m 超の一定風速で、測定結果を比較する。
- e) 許容範囲を超える場合は、センサを交換し、竣工記録の更新のために、新しいセンサのシリアル番号を記録する。

13.5.1.6.1 トランスデューサ

- a) トランスデューサ表示値及びセンサの測定値を比較する。
- b) 許容範囲を超える場合は、各種設定値が適正であるか見直す。適正であった場合は、入力端子（抵抗値又は電圧値）及び出力端子（電流値）を測定し、適正であるかを確認する。
- c) 許容範囲を超える場合は、トランスデューサを交換し、竣工記録の更新のために、新しいセンサのシリアル番号を記録する。

13.5.1.7 電流トランスデューサ

- a) DAS（データ収集システム）プログラムにログインする。
- b) 基本試験は、電流の読取値を、パワーコンディショナのディスプレイ上の電流読取値と比較することである。
- c) 売電用計量器の妥当性確認では、システムが稼動している状態で、校正した電流計を、同じ導体（複数）の周りに設置する。
- d) 測定結果を比較する。
- e) 許容範囲を超える場合は、センサを交換し、竣工記録の更新のために、新しいセンサのシリアル番号

を記録する。

13.5.1.8 電圧トランスデューサ

- a) データ収集システムプログラムにログインする。
- b) 電気抵抗計を使ってヒューズに異常がないことを確認する。
- c) 校正した電圧計を使って、回路を試験する。
- d) 測定結果を比較する。
- e) 他の相（複数）に切り替え、測定する。
- f) 校正した電圧計の値と比較し、違いが許容範囲を超える場合は、電圧計が不良であるおそれがある。
- g) 各相の違いが許容範囲を超える場合は、基準相の表示の誤りのおそれがある。

13.5.1.9 売電電力量計

- a) データ収集システムプログラムにログインする。
- b) プログラムされた変流器（CT）の比率を、CT 上に表示されている比率と比較する。
- c) 日中、システムが動作している際、売電電力量計で力率を確認できる場合はすべての相の力率を確認し、システムが動作している時の力率に近いことを確認する。
- d) システムの起動時又は 250 W/m^2 未満の低照度条件では力率が低くなることもある。
- e) システムが動作状態で、相回転が良好であることを確認する。
- f) 売電電力量計データ及びパワーコンディショナデータを比較し、差異を記録する。

13.5.1.10 パワーコンディショナ内部センサ

- a) データ収集システムプログラムにログインする。
- b) 内部認識値と外部読み値の確認と精度を確認する。
- c) （必要な場合は）当該一連のパワーコンディショナの通信用（RS-485 等）の終端抵抗の設定が正しいことを確認する。

13.5.1.11 直流集電箱レベルの監視

- a) データ収集システムプログラムにログインする。
- b) すべての機器との通信を確認する。
- c) 結果を手動の測定結果と比較する。

13.5.1.12 スtringレベルの監視

- a) データ収集システムプログラムにログインする。
- b) すべての機器との通信を確認する。
- c) 記録されたString電流を、同一ボックスの他のString及び/又は太陽電池モジュールの取り付けが同じ方角である直近のボックスのStringの電流と比較する。わずかな電流差は、温度差又は太陽電池モジュールのばらつきによる。
- d) データ収集システムに記録されたString電流を、手動で測定したString基準値と比較する。

13.5.1.13 太陽電池モジュールレベルの監視

- a) データ収集システムプログラムにログインする。
- b) すべての機器との通信を確認する。
- c) 必要な場合は、1 つずつ太陽電池モジュールを影にして、太陽電池モジュールマッピングが正確であることを確認する。

13.5.2 パワーコンディショナ診断

パワーコンディショナが異常停止した場合、技術者は、できるだけ早く原因を特定し、エラーを是正しなければならない。エラーの発報は、パワーコンディショナを遠隔的に確認するか、現場の表示装置又はパワーコンディショナの表示部（ランプ、ディスプレイ）を見て確認し、適切な措置を実施する。具体的なパワーコンディショナのエラーの内容と対策方法は、パワーコンディショナ製造業者から提供されることが望ましい。

附属書A (規定) 電気安全上の考慮点

A.1 専門技術者

PV システムには感電又はアーク放電の危険があるため、システムに係わる者は適切な訓練を受け、適切な保護具を着用し、安全手順に従うことが不可欠である。専門技術者は、次の訓練を受ける必要がある。

- a) 電気機器の露出している充電部を他の部分から識別できる。
- b) 露出している充電部の公称電圧を判定できる。
- c) 人が触れるおそれのある電圧に応じて、保安作業距離を判断できる。
- d) 緊急時の出入り及び安全な場所への避難経路を熟知している。
- e) 国内の電気関連の規格の関連部分を熟知している。
- f) PV システムに通常使われている太陽電池による電源とハードウェアの特徴を熟知している。
- g) 試験及び検査機器が、試験条件に適切な定格であることを確認できる。
- h) 試験及び検査機器を操作できる。

注記 システムに直接作業を行う資格はないが他の目的で設置現場にいる要員は、遭遇する可能性がある危険性及び適切な予防措置を認識していなければならない。

専門技術者は、点検作業を実施するに当たり資格などが必要な場合がある。

A.2 一般安全注意点

専門技術者は、システムの保守について訓練され、正しい定格の機器を使用しなければならない。また、異常又は安全でない状況をよりよく特定できるように、個々のシステムの平常時に想定される状態、電圧及び電流を認識しておかなければならない。

負荷開閉用に設計されていない太陽電池モジュール接続部、接続箱、直流集電箱、及び一部の DC 断路器に取り付けられている“電流が流れた状態で開閉しないこと”の警告表示を守るよう、特に注意しなければならない。これらの警告表示を守らなかった場合、計器の故障、アーク、火災、人身傷害が発生するおそれがある。安全な運用条件を確保するには、最低でも次の手順を守ることが望ましい。

- a) PV システムを運転する前に、システムの文書、各製品及び機器の取扱説明書を読む。
- b) PV システムで作業を実行する前に、絶縁不良又は地絡の有無を確認する必要がある。絶縁不良がある場合は、太陽電池アレイに係わる露出導電部分が通電していると見なす。
- c) 専門技術者が電圧除去を確認するまでは、システムの全機器に最大の DC 電圧（例：メガソーラーの場合、最大 1500V）が印加されていると想定しなければならない。
- d) 交流回路の場合、不良回路があるかどうかの試験にテストを使用する前に、検電器を使う。交流回路の場合は、適切な検電器又は電圧計を使用して回路が機能していないことを確認する。非接触検電器は誤った安全状態を示す可能性があるため、電路の無電圧の証明に使用してはならない。適切な証明装置を使用して、電路の停電の証明の前後に検電器又は電圧計の動作を確認する必要がある。マルチメータを使用して停電回路をテストする前に、非接触証明ユニット付きの検電器を使用する。
- e) 保守又は試験のために開ける必要がある場合を除いて、筐体のドアはすべて、しっかり閉めて、閉鎖しておく。

- f) パワーコンディショナからすべての印加源を解除するために、DC 源と AC 源の両方で入力を遮断しなければならない。ほとんどのパワーコンディショナにおいて、DC 電圧は DC コンデンサが放電する間、5 分以上残る。
- g) 常に安全のための手順（例：LOTO）に従う。
- h) PV システム機器の保守を行う時に、1 人で作業をしない。機器を正しく停止し、ロックアウト及びタグアウトをするまでは、2 人チームを推奨する。その他、危険な作業を行う時も 2 人チームを推奨する。
- i) 当該ストリングに電流が流れていないことを確認した後、太陽電池コネクタを外し接続箱及び直流集電箱の直流開閉器の電圧が 60V 以下となったことを確認してからヒューズホルダをあける。

注記 50kW 未満の PV システムでも、太陽電池アレイの開放電圧が DC750V を超過する場合は、国内では、電気設備に関する技術基準を定める省令第 2 条 1 項に規定する” 高圧” に該当する設備を有するものとして扱われる。

A.3 保護具

専門技術者は、電気機器について様々な作業を行う時に必要とされる特定の保護具について理解していなければならない。保護具には、落下保護具、アーク放電及び耐火認定防護服、（耐熱）保護ゴム手袋、安全靴、安全めがねなどが含まれる。保護具は、システム固有の危険に対する暴露を最小限にするよう設計されている。潜在的な危険を特定することが、行う作業に適した保護具を選ぶために不可欠である。PV システムの近くで作業を行っているすべての人員が、危険を認識し、当該危険をなくす、又は軽減する上で適切な保護具を選ぶための訓練を受けていること。

既存の PV システムにはアーク放電の警告表示をつけないで設置されているものが多くある。専門技術者は、作業遂行に現場評価を行い、より高いカテゴリの保護具が必要であるかどうか判断できることが必要である。

作業現場には、適切な消火装置及び救急備品が備えられており、専門技術者は、その使用方法について適切な訓練を受けていることが望ましい。特に心肺機能蘇生法（CPR）訓練を受けた者が現場に常駐していることが望ましい。

A.4 解列手順

専門技術者は、PV システムの全主要機器のそれぞれ特有の解列手順を知っていなければならない。直流機器の多くは、複数の分散した電源から印加されており、一般的な交流電源設備に比べて、危険な電圧から切り離すために追加の手順を必要とする場合がある。具体的な解列手順を、13.2 に示す。解列手順は、ほぼすべての維持管理作業において共通であり、具体的な手順は、**箇条 13** による。通常の場合、緊急事態対応の他の解列手順及び考慮事項が記述されている。

点検作業の中には、作業者が機器又はその近傍で作業をしているときに、システム電圧が印加された状態で行うものがある。I-V 曲線測定がその例であるが、これだけにとどまらない。そのような活線作業及び活線近接作業を行う場合には、感電の危険要素を軽減するために、適切な安全のための手順（例：LOTO）を使って他の電源から当該機器を解列することが重要であり、適切な保護具の使用法を守らなければならない。

A.5 ロックアウトタグアウト

ロックアウト／タグアウト（LOTO）などの手順は、安全な作業実務を確実にするために設計されており、修理前にシステムの停電操作を行う場合は、厳守しなければならない。LOTO は、場所によって、充電されている設備が修理保守される場合、危険範囲の区画表示又は短絡接地器具などの安全用具が外されたり迂回された場合、作業員が当該設備の運転部分にその体を一部でも入れる場合、感電の危険要素となりうる活線範囲が存在する場合に要求されている。しかしながら、太陽電池モジュールは、日射中に置かれると発電するため、切り離しても活線状態となる機器がないとはいえない。

LOTO 手順は、次による。

- a) 作業前の打合せで当該設備が停止されることを関係者に知らせる。
- b) 安全用具の点検を行い、異常のないことを確認する。
検電器が正常に使えることをテストボタンなどで確認する。
- c) 作業計画に沿って停電操作を行い、設備の電力を落とす。
- d) 当該設備特定の LOTO 手順で停電範囲に接続されている開閉器又は遮断器などをすべて開（オフ）にする。
- e) 開閉器又は遮断器などすべてをロックシタグをつける（標識を付ける）。
- f) 残留電荷を放電させる、又は接地して放電する。
- g) 検電器で作業範囲の電路が無電圧であることを確認する。

注記 1 一部のシャットダウン制御システムは、シャットダウンの発生を表示するために安全な低電圧を使用し、回路導体の物理的な破損から分離している。この電圧でシャットダウンを確認できるが、作業前に断路器を使用するかコネクタを開放する必要がある。

注記 2 システムのさらなる推奨措置として、作業中である旨のもち運べる仮標識を置く。これは、当該事業現場に他者もいるが LOTO が進行中であることを知らない場合に特に有効。

注記 3 日本の場合、太陽電池アレイは非接地であるため、直流検電器では動作しない場合がある。確実な検電のためには、テストによる該当の開閉器の電圧確認が必要である。

適切な LOTO 標識には、次のような例がある。

- a) LOTO を設置する者の名と設置日付
- b) 特定の機器の停止手順に関する詳細
- c) 活線範囲と解列している開閉器又は遮断器などのすべてのリスト
- d) 設備内に蓄積された電位又は残留電荷の内容と大きさを示す表示

修理中に設備に取り付けたロックは、これを取り付けた者だけが外せることが望ましい。システムに印加するところであると他者に通知することを含め、設備に再印加するときには、安全手続きを守る必要がある。

A.6 PVシステム専用の標識と表示

事業情報を掲示した標識（20kW 以上は必須）、及び立入り禁止の標識を施す。

回路、保護装置、開閉器及び端子はすべて、一般要件として IEC 60364、並びに特に IEC 62548、又は A.7 の表示に関する事項に従って、必要に応じて適切に表示が施されているはずである。係員は、標識及び表示に記載の規定及び指示を守らなければならない。標識は、天候又は暴露により劣化したり読めない状態になった場合は、保守又は交換を行わなければならない、決して覆ったりペンキを上塗りしないことが望ましい。

A.7 PV設備に係る感電防止のための表示

感電防止は、次による。

- a) 接続箱，直流集電箱及びパワーコンディショナなどが太陽電池モジュールに近接して設置されるなど，PV システムであることが容易に判断できる場合，又は機器本体に表示された商品名により，PV システムであることが容易に判断できる場合を除き，感電防止のための表示を機器本体の容易に確認できる位置に一箇所以上設ける。
- b) 直流配線が太陽電池モジュールと接続していることが容易に判断できる場合，又は配線表面の色又は模様により，直流配線であることが容易に判断できる場合を除き，感電防止のための表示を，どの位置においても，一箇所以上，容易に確認できるように設ける。

附属書B (参考) 定期点検要領の例

B.1 一般

この附属書は、一般的な定期点検の頻度と点検要領の例を示す。この附属書では、住宅や工場の屋根・屋上などに設置した PV システムを屋根設置、地上に架台を設置した PV システムを地上設置として 2 つの設置形態に分類した。ここでは、PV システムの出力及び契約電力が 50kW 未満の低圧配電線と連系する一般用電気工作物、並びに事業用（自家用）電気工作物について、具体的な点検項目と要領を例示する。この点検要領例に確認結果又は測定結果を記入する欄を設けることにより“保守点検報告書”とすることができる。

注記 1 工場など高圧、特別高圧で受電契約をしている構内に PV システムを設置した場合、発電規模に関係なく、事業用（自家用）電気工作物として扱う必要がある。

注記 2 事業用（自家用）電気工作物は、保安規程を定めて電気主任技術者が管理する義務があり、この附属書に掲げる点検項目と要領は、保安規程における点検項目と点検頻度の一例である。

なお、動物（鳥など）による糞汚れ、石の落下などによるモジュール破損、太陽電池モジュール裏側の巣などが無いように日常的に管理し、地震、台風、洪水、火災又は悪天候（大雨、強風、大雪、雹、落雷など）の後では、システム所有者が日常点検を実施し、点検の結果、詳細な点検が必要である場合は、定期点検要領例に記載の点検を実施することが望ましい。

注記 3 システムが水没した場合や火災などで焼損した場合、日中は水などの導電体を介して感電のおそれがあるため、近づかないこと。水没したシステムを見つけた場合、一般用電気工作物は販売施工事業者、事業用電気工作物はシステムを管理する電気主任技術者に速やかに連絡すること。

B.2 一般用電気工作物の定期点検要領例

B.2.1 点検の時期と目的

システム所有者は、PV システムの引き渡しを受けた後、事業計画に従い点検を行い、適切に管理運用する。点検の時期と目的は、次による。以降に記載する定期点検の定期周期は参考とし、発電設備の状況、環境に応じて周期を増減すること。日常点検の周期は、毎月 1 回程度に加え、地震、台風、洪水、悪天候（大雨・強風・大雪・雹など）及び火災、落雷などの後とする。

表 B.2-1 一点検の時期と目的

点検種類と時期		推奨点検実施者	目 的
1	設置 1 年目点検	専門技術者	発電開始後 1 年目を目的に、機器、部材及びシステムの初期的な不具合を見つけ、必要な補修作業を行う。特にこの時期に、施工上の不具合やシステムの初期不良を発見することが長期間の運転を維持するうえで重要である。
2	設置 5 年目点検	専門技術者	発電開始後 5 年目を目的に、機器又は部材の劣化、破損の状況を確認し、必要な補修作業を行う。また、機器メーカーによって精密点検が設定されている場合は別途実施すること。
3	設置 9 年目以降の点検 (4 年ごとに実施)	専門技術者	・ 発電開始後 9 年目以降は 4 年毎を目的に、機器又は部材の劣化、破損の状況を確認し、必要な補修作業を行う。 ・ 機器又は部材の保証期間を確認し、機能の確認又は消耗部品（メーカーが指定する部品）の交換などを行う。 ・ 設備更新時期の検討を行う。
4	設置 20 年目以降の点検 (4 年ごとに実施)	専門技術者	・ 発電開始後 20 年目以降は 4 年毎を目的に、機器又は部材の劣化、破損の状況を確認し、必要な補修作業を行う。 ・ 点検内容を確認し、設備更新時期の検討を行う。
5	日常点検 (毎月 1 回程度、及び地震、台風、悪天候並びに火災、落雷などの後)	システム所有者 又は専門技術者 など	11.1 に記載の一般的なサイト目視検査を行う。 ※ 異常が認められた場合は定期点検要領例に記載の点検を点検専門業者に依頼する。

注記 パワーコンディショナメーカーなど、機器メーカーが精密点検並びに消耗品の定期部品交換を設定している場合はそれに従うことを推奨する。長期安定動作のために予防保全活動は重要である。

B.2.2 定期点検の実施要領例

定期点検は、設置時期に応じて必要な点検を実施し、機器が正常に動作していることを確認するとともに、不具合が見つかった場合は補修作業を行う。定期点検では、日常巡視では確認できない設備の劣化又は損耗などについて実施する。

点検項目は屋根設置のシステムは表 B.2-2、地上設置のシステムは表 B.2-3 を参照し、4 年に 1 回程度実施する。傾斜屋根の上に設置された建材一体型など、太陽電池モジュールを外さないと裏面の構造が確認できないモジュールの場合、裏面は外部からの影響（紫外線、風などによる影響）を受けにくく、太陽電池モジュールの劣化診断はインピーダンス測定など様々な方法で点検することもできるが、長期使用に伴う変化はあるため、設置後、20 年目を目安に必要なに応じて太陽電池モジュールの裏面を含めた目視点検を行うことを推奨する。

注記 1 表 B.2-2 及び表 B.2-3 において、パワーコンディショナを PCS、サージ保護装置を SPD と表す。

注記 2 表中にある“任意”とは、地震、台風、洪水、悪天候（大雨、強風、大雪、雹）及び、火災、落雷などの後の点検など、点検が必要と判断されるときを示す。

表 B.2-2ー屋根設置の PV システム（一般用電気工作物）の定期点検要領例

点検対象			点検項目	点検要領	点検方法	点検周期			関連条項
項目	No.	点検箇所				1年目	日常	定期	
屋根	1	屋根葺材	破損, 位置ずれ	- 屋根葺材に著しい破損がない。 - すき間又はズレがなく収まっている。 - 金属屋根などに錆(さび)が発生していない。	目視	○	任意	1回/4年	11.1.2
	2	屋根裏	野地裏, 天井裏に結露, 雨漏りの痕跡	野地裏, 天井裏に結露, 雨漏りの痕跡がない。	目視	○	任意	1回/4年	11.1.2
	3	排水路	排水状態	排水路の目詰まり, 経路外に水たまりがない。	目視	○	1回/月	1回/4年	11.1.3
太陽電池 アレイ	1	太陽電池 モジュール ^{a)}	表面の汚れ, 破損	著しい汚れ, きず, 破損がない。	目視	○	任意	1回/4年	11.2.3
	2		裏面の汚れ, 破損	著しい汚れ, きず, 破損がない。	目視		任意	適宜	11.2.3
	3		端子箱の破損, 変形	破損, 変形がない。	目視		任意	適宜	
	4		フレームの破損, 変形, 腐食	著しい汚れ, さび, 腐食, 破損及び変形などがない。	目視	○	任意	1回/4年	11.2.3
	5		太陽電池セル表面のスネイルトレイル	スネイルトレイルがある場合, 経過観察し, 観察の結果, 著しい発電能力の低下がない。	目視	○	任意	1回/4年	11.2.3
	6	コネクタ ^{a)}	破損, 変形	コネクタが確実に結合され, 破損がない。	目視		任意	適宜	11.2.4
	7	ケーブル ^{a)}	破損, 変形, 汚損, 腐食	- 配線に著しい汚れ, さび, 腐食, きず, 破損がない。 - 配線に過剰な張力, 余分な緩みがない。	目視		任意	適宜	11.2.5
	8	電線管	破損, 変形, 汚損, 腐食	電線管が正しく固定されている。	目視	○	任意	1回/4年	11.2.7
	9	接地線 ^{a)}	腐食, 断線, 外れ	接地線に著しい破損がなく, 正しく接続されている。	目視		任意	適宜	11.2.5.3
	10		接続部のゆるみ	接続部にゆるみ, 破損がない。	目視		任意	適宜	11.2.5.3

注^{a)} 太陽電池モジュールを取り外さないと裏面の構造が確認出来ないモジュールの場合は, 表中記載の限りではない。

表 B.2-2 屋根設置の PV システム（一般用電気工作物）の定期点検要領例（続き）

点検対象			点検項目	点検要領	点検方法	点検周期			関連条項
項目	No.	点検箇所				1年目	日常	定期	
太陽電池 アレイ	11	架台 ^り	架台、基礎の 状態	- 著しい基礎のひずみ、損傷、ヒビなどの破損進行がない。 - 架台の変形、きず、汚れ、さび、腐食及び破損がない(さびの進行のない、めっき鋼板の端部に発生するさびは除く)。なお、塩害地区の場合は、特にさび・腐食・破損を確認する。 - 凍結深度の影響、積雪による沈降、不等沈降、地際腐食、架台多連結による膨張変形の有無など影響がない。	目視		任意	適宜	11.1.3 11.2.1 11.2.6
	12	架台	架台の固定状態	- ボルト、ナットの緩みがない。 - 固定強度に不足の懸念がないこと。 - 製造業者が示す「修繕又は改修が必要な外観目安」がある場合はその確認	目視		任意	適宜	11.2.6
	13	周辺の状況	影(樹木、電柱、アンテナなど)、鳥の巣	影、鳥などの巣、樹木、電柱などの状態が安全、性能に著しい影響がない。	目視	○	任意	1回/4年	11.3.3 11.3.6
接続箱 (PCS 内蔵型 も含む)	1	本体	外箱の腐食、破損	著しい汚れ、さび、腐食、きず、破損及び変形がない。	目視	○	任意	1回/4年	11.2.2.2
	2		設置状態	外箱の固定ボルトなどに緩みがなく確実に取り付けられている。	目視	○	任意	1回/4年	11.2.2.2
	3		扉の開閉、施錠	- 扉の開閉に異常がない。 - 鍵付の場合は施錠ができる。	目視	○	任意	1回/4年	
	4		外箱の内部の状態	- じんあい、雨水、虫類、小動物の侵入がない。 - 著しい汚れ、さび、腐食、きず、破損及び変形がない。	目視	○	任意	1回/4年	11.2.2.2 11.2.2.4
	5		周囲の状況	周囲にもものが置かれていない。(離隔距離の確保)	目視	○	任意	1回/4年	
	6		配電、電線管	- 配線に著しいきず、破損がない。 - 電線管に著しい汚れ、さび、腐食、きず、破損がない。 - 電線管が正しく固定されている。 - 配線引込口にすき間などが生じていない(小動物の侵入防止)。 - 結束バンドの破損、外れがない。	目視	○	任意	1回/4年	11.2.5 11.2.7

注^り 屋根設置の PV システムにおける架台、基礎の状態の点検とは、ビルの屋上のように人が立ち入ることができる場合を想定している。

表 B.2-2－屋根設置の PV システム（一般用電気工作物）の定期点検要領例（続き）

点検対象			点検項目	点検要領	点検方法	点検周期			関連条項
項目	No.	点検箇所				1年目	日常	定期	
接続箱 (PCS 内蔵型 も含む)	7	本体	防水処理の確認	ー コーキングなどの防水処理に異常がない。 ー 雨水など水の浸入跡がない。 ー 水抜き穴などの処理がされている。	目視	○	任意	1 回/4 年	11.2.2.3
	8	端子台, 内部機器	接続箇所の ゆるみ, 脱落	ー 端子台, 内部機器に緩みがない。 ー 内部機器に脱落などが無い。	目視	○	任意	1 回/4 年	11.2.2.1
	9	過電流保護素子 (ヒューズがある 場合)	破損, 溶断表示	ヒューズに異常がない。 (破損, 溶断など)	目視	○	任意	1 回/4 年	11.2.2.1
	10	逆流防止 ダイオード	ねじ緩み, 破損, 腐食	電線との接続部に異常がない。 (電線の外れなど)	目視	○		1 回/4 年	11.2.2.1
	11	断路器・開閉器	ねじ緩み, 破損, 腐食	電線との接続部に異常がない。 (電線の外れなど)	目視	○	任意	1 回/4 年	11.2.2.1
	12	避雷器 (対策がある場 合)	破損, 動作表示	避雷器 (サージアブソーバ, SPD, バリスタなど) に異常がない。	目視	○	任意	1 回/4 年	解 6.8
	13	接地線	腐食, 断線, 外れ	接地線に著しい破損がなく, 正しく 接続されている。	目視	○	任意	1 回/4 年	11.2.5.3
	14		接続部のゆるみ	接続部にゆるみ, 破損がない。	目視	○	任意	1 回/4 年	11.2.5.3
	15	試験	断路器・開閉器 の開閉操作確認	確実に操作ができる。	操作	○	任意	1 回/4 年	11.2.2.5
	16		逆流防止 ダイオード	ダイオードに異常がない。 (オープン・ショート故障など)	測定	○		1 回/4 年	D.3.2
	17		接地抵抗測定	規定の接地抵抗値以下である(電 気設備の技術基準の解釈第 17 条 参照)。	測定	○		1 回/4 年	解 5.5.4
	18		絶縁抵抗測定	回路ごとに測定した絶縁抵抗値が 規定の値以上である(電気設備の 技術基準を定める省令第 58 条 参照)。	測定	○		1 回/4 年	解 5.5.1
	19		開放電圧	回路ごとに測定した電圧に異常が ない。	測定	○		1 回/4 年	11.3.4.1 D.2.4 D.3.1
	20		I-V 曲線 (必要に応じて)	I-V 曲線に異常がない。	測定			適宜	D.3.1
	21		太陽電池モジュ ール内バイパス 回路 (バイパス ダイオード) の 機能確認	バイパスダイオード故障判定装置 等を使い確認する。	測定			適宜	13.4.3 13.4.3.1 13.4.3.2
電力量計	1	メータ	表示の確認	正しく動作している。	目視	○	任意	1 回/4 年	13.5.1.9

表 B.2-2－屋根設置の PV システム（一般用電気工作物）の定期点検要領例（続き）

点検対象			点検項目	点検要領	点検方法	点検周期			関連条項
項目	No.	点検箇所				1 年目	日常	定期	
漏電遮断器	1	本体	破損, 変形, 汚損, 腐食	著しい汚れ, さび, 腐食, 破損及び変形などがない。	目視	○		1 回/4 年	11.2.2.2
	2	操作部	ハンドルの操作性	確実に操作ができる。	操作	○		1 回/4 年	11.2.2.5
	3	端子部	ねじ緩み, 破損, 腐食	電線との接続部に異常がないこと。(電線の外れなど)	目視	○		1 回/4 年	11.2.2.2 11.3.2
	4		交流電圧 (送電電圧)	U-O 間, W-O の電圧が AC101V±6V である。	測定	○		1 回/4 年	
	5	配線	破損, 断線, 過熱	配線に著しいきず, 破損がない。	目視	○		1 回/4 年	11.2.5
パワー コンディショナ	1	本体	外箱の腐食, 破損	著しい汚れ, さび, 腐食, きず, 破損及び変形がない。	目視	○	任意	1 回/4 年	11.2.1
	2		設置状態	外箱の固定ボルトなどに緩みがなく確実に取り付けられている。	目視	○	任意	1 回/4 年	11.2.1
	3		配電, 電線管	- 配線に著しいきず, 破損がない。 - 電線管に著しい汚れ, さび, 腐食, きず, 破損がない。 - 電線管が正しく固定されている。 - 配線引込口にすき間などが生じていない(小動物の侵入防止)。 - 結束バンドの破損, 外れがない。	目視	○	任意	1 回/4 年	11.2.5 11.2.7
	4		防水処理の確認 (屋外用の場合)	- コーキングなどの防水処理に異常がない。 - 雨水など水の浸入跡がない。 - 水抜き穴などの処理がされている。	目視	○	任意	1 回/4 年	11.2.2.3
	5		異常音, 異臭など	運転時の異常な音, 振動がない, 臭い, 過熱がない。	聴覚 臭覚	○	1 回/月	1 回/4 年	解 5.1.2
	6		外箱の内部の状態	- 雨水, 虫類, 小動物の侵入がない。 - 著しい汚れ, さび, 腐食, きず, 破損及び変形がない。	目視	○	任意	1 回/4 年	11.2.1
	7		部品の落下	PCS の内外に部品の落下がない。	目視	○		1 回/4 年	
	8		周囲の状況	周囲にものが置かれていない。(離隔距離の確保)	目視	○	任意	1 回/4 年	
	9		総発電量	シミュレーション値と比較し, 著しく少ない。	目視	○	1 回/月	1 回/4 年	解 6.8
	10		表示部	- 表示部の発電状況に異常がない。 - 表示部にエラーメッセージ, 異常を示すランプの点灯, 点滅がない。	目視	○	1 回/月	1 回/4 年	解 6.8
	11		整定値	正しく設定されている。	目視	○		1 回/4 年	解 6.8

表 B.2-2－屋根設置の PV システム（一般用電気工作物）の定期点検要領例（続き）

点検対象			点検項目	点検要領	点検方法	点検周期			関連条項
項目	No.	点検箇所				1 年目	日常	定期	
パワー コンディショナ	12	避雷器 (対策がある場合)	破損, 動作表示	避雷器(サージアブソーバ, SPD, バリスタなど)に異常がない。	目視	○	任意	1 回/4 年	解 6.8
	13	通気状態	通気確認	ー 通気孔をふさいでいない。 ー 換気フィルタに目詰まりがない(目詰まりしている場合は取扱説明書に従い定期的に清掃する。)	目視	○	1 回/月	1 回/4 年	解 6.8
	14	端子台, 内部機器	接続箇所の ゆるみ, 脱落	ー 端子台, 内部機器に緩みがない。 ー 内部機器に脱落などが無い。	目視	○	任意	1 回/4 年	13.5.2
	15	蓄電装置, UPS	破損, 変形, 汚損, 腐食, 発せ(錆)	著しい汚れ, さび, 腐食, きず, 破損及び変形がない。	目視	○	任意	1 回/4 年	解 5.1.2
	16		異常音, 異臭など	運転時の異常な音, 振動, 臭いがない。	聴覚 臭覚	○	1 回/月	1 回/4 年	
	17		運転履歴 (充放電履歴, 異常の有無)	取扱説明書に従い確認する。	目視	○	1 回/月	1 回/4 年	13.5.1 13.5.1.1
	18		その他必要事項 (メーカー指定の試験など)	・取扱説明書に従い確認する。 ・製品寿命の際は交換する。	ー	○		適宜	11.3.1
	19	試験	絶縁抵抗 (PCS 入力端子 ー 接地間, PCS 出力端子ー 接地間)	回路ごとに測定した絶縁抵抗値が規定の値以上である(電気設備の技術基準を定める省令第 五十八条参照)。	測定	○		1 回/4 年	解 5.5.1.2
	20		接地抵抗	規定の接地抵抗値以下である(電気設備の技術基準の解釈第 17 条参照)。	測定	○		1 回/4 年	解 5.5.4
	21		交流電圧 (送電電圧)	U-O 間, W-O の電圧が AC101V±6V である。	測定	○		1 回/4 年	
	22		直流地絡検出装置の機能確認 (必要に応じて)	製造業者の指定による	操作	○		1 回/4 年	
	23		投入阻止時限 タイマ	PCS 停止後, 規定の時間で自動復帰する。	操作	○		1 回/4 年	11.3.1
	24		自立運転機能 試験 (機能がある場合)	自立運転に切替えたとき, 自立運転用専用端子から製造業者の指定の電圧が出力される。	操作	○		1 回/4 年	11.3.1

表 B.2-2－屋根設置の PV システム（一般用電気工作物）の定期点検要領例（続き）

点検対象			点検項目	点検要領	点検方法	点検周期			関連条項
項目	No.	点検箇所				1年目	日常	定期	
データ収集装置、遠隔制御装置	1	本体	損傷、変形、汚損、腐食、発せい(錆)	著しい汚れ、さび、腐食、きず、破損及び変形がない。	目視	○		1回/4年	解 5.1.2
	2		異音、異臭	運転時の異常な音、振動、臭いがない。	聴覚 臭覚	○	1回/月	1回/4年	解 5.1.2
	3		運転履歴 (発電状態、通信状態、エラー履歴)	取扱説明書に従い確認する。	目視	○	1回/月	1回/4年	13.5.1 13.5.1.1
	4		外箱の内部の状態	－ 雨水、虫類、小動物の侵入がない。 － 著しい汚れ、さび、腐食、きず、破損及び変形がない。	目視	○		1回/4年	11.2.1
	5	通信線	断線、外れ	通信線の断線、接続端子部からの外れがない。	目視	○	任意	1回/4年	13.5.1.1
	6	遠隔操作・制御	操作・制御の状況	取扱説明書に従い確認する。	目視	○	任意	1回/4年	解 6.10
センサ類 (日射計、 気温計など)	1	本体	損傷、変形、汚損、腐食、発せい(錆)	著しい汚れ、さび、腐食、きず、破損及び変形がない。	目視	○	任意	1回/4年	11.2.8
	2		定期校正	製造業者の指定による	－			適宜	13.3.3 13.5.1.2 13.5.1.3 13.5.1.4

表 B.2-3ー地上設置の PV システム（一般用電気工作物）の定期点検要領例

点検対象			点検項目	点検要領	点検方法	点検周期			関連条項
項目	No.	点検箇所				1年目	日常	定期	
防護柵・塀	1	フェンス (防護柵)	さび, 破損	－ 著しいさび,きず,破損, 傾斜がない。 － 近傍に植生がない。	目視	○	1 回/月	1 回/4 年	11.1.3
	2	標識 (事業計画, 注意)	視認性	視認性を損なう汚れ, 文字の色落ち, 擦れ, 破損がない。	目視	○	1 回/月	1 回/4 年	11.1.3
	3	入口扉	扉の開閉, 施錠	－ 扉の開閉に異常がない。 － 鍵付の場合は施錠ができる。	目視	○	1 回/月	1 回/4 年	11.1.3
敷地	1	周辺	影(樹木, 電柱, アンテナなど), 鳥の巣	影, 鳥などの巣, 樹木, 電柱などの状態が安全, 性能に著しい影響がない。	目視	○	1 回/月	1 回/4 年	11.1.3
	4	アクセス箇所	通路, 点検場所	周囲にものが置かれていない(離隔距離の確保)。	目視	○	1 回/月	1 回/4 年	11.1.3 11.2.1
	5	排水路の状態の 検査	排水状態	排水路の目詰まり, 経路外に水たまりがない。	目視	○	1 回/月	1 回/4 年	11.1.3
太陽電池 アレイ	1	太陽電池 モジュール	表面の汚れ, 破損	著しい汚れ, きず, 破損がない。	目視	○	任意	1 回/4 年	11.2.3
	2		裏面の汚れ, 破損	著しい汚れ, きず, 破損がない。	目視	○	任意	1 回/4 年	11.2.3
	3		端子箱の破損, 変形	破損, 変形がない。	目視	○	任意	1 回/4 年	
	4		フレームの破損, 変形, 腐食	著しい汚れ, さび, 腐食, 破損 及び変形などがない。	目視	○	任意	1 回/4 年	11.2.3
	5		太陽電池セル表面 のスネイルトレイル	スネイルトレイルがある場合, 経過 観測し, 観測の結果, 著しい 発電能力の低下がない。	目視	○	任意	1 回/4 年	11.2.3
	6	コネクタ	破損, 変形	コネクタが確実に結合され, 破損がない。	目視	○	任意	1 回/4 年	11.2.4
	7	ケーブル	破損, 変形, 汚損, 腐食	－ 配線に著しい汚れ, さび, 腐食, きず, 破損がない。 － 配線に過剰な張力, 余分な 緩みがない。	目視	○	任意	1 回/4 年	11.2.5
	8	電線管	破損, 変形, 汚損, 腐食	電線管が正しく固定されている。	目視	○	任意	1 回/4 年	11.2.7
	9	接地線	腐食, 断線, 外れ	接地線に著しい破損がなく, 正 しく接続されている。	目視	○	任意	1 回/4 年	11.2.5.3
	10		接続部のゆるみ	接続部にゆるみ, 破損がない。	目視	○	任意	1 回/4 年	11.2.5.3

表 B.2-3ー地上設置の PV システム（一般用電気工作物）の定期点検要領例（続き）

点検対象			点検項目	点検要領	点検方法	点検周期			関連条項
項目	No.	点検箇所				1年目	日常	定期	
太陽電池 アレイ	11	架台	架台、基礎の 状態	- 著しい基礎のひずみ、損傷、ヒビなどの破損進行がない。 - 架台の変形、きず、汚れ、さび、腐食及び破損がない（さびの進行のない、めっき鋼板の端部に発生するさびは除く）。なお、塩害地区の場合は、特にさび・腐食・破損を確認する。 - 凍結深度の影響、積雪による沈降、不等沈降、地際腐食、架台多連結による膨張変形の有無など影響がない。 - 基礎土砂流出がない。 - 杭の腐食に問題がない（土壌に問題がある場合）。	目視	○	1回/月	1回/4年	11.1.3 11.2.1 11.2.6
	12		架台の固定状態	- ボルト、ナットの緩みがない。 - 固定強度に不足の懸念がないこと。 - 製造業者が示す「修繕又は改修が必要な外観目安」がある場合はその確認	目視	○	1回/月	1回/4年	11.2.6
	13	周辺の状況	影（樹木、電柱、アンテナなど）、鳥の巣	影、鳥などの巣、樹木、電柱などの状態が安全、性能に著しい影響がない。	目視	○	任意	1回/4年	11.3.3 11.3.6
	14		アレイの下側	アレイ下の植生及び動物、虫類による安全、性能に著しい影響がない。	目視	○	任意	1回/4年	11.3.5
接続箱 （PCS 内蔵型 も含む）、 集電箱	1	本体	外箱の腐食、破損	著しい汚れ、さび、腐食、きず、破損及び変形がない。	目視	○	任意	1回/4年	11.2.2.2
	2		設置状態	外箱の固定ボルトなどに緩みがなく確実に取り付けられている。	目視	○	任意	1回/4年	11.2.2.2
	3		扉の開閉、施錠	- 扉の開閉に異常がない。 - 鍵付の場合は施錠ができる。	目視	○	任意	1回/4年	
	4		外箱の内部の 状態	- じんあい、雨水、虫類、小動物の侵入がない。 - 著しい汚れ、さび、腐食、きず、破損及び変形がない。	目視	○	任意	1回/4年	11.2.2.2 11.2.2.4
	5		周囲の状況	周囲にものが置かれていない。（離隔距離の確保）	目視	○	任意	1回/4年	
	6		配電、電線管	- 配線に著しいきず、破損がない。 - 電線管に著しい汚れ、さび、腐食、きず、破損がない。 - 電線管が正しく固定されている。 - 配線引込口にすき間などが生じていない（小動物の侵入防止）。 - 結束バンドの破損、外れがない。	目視	○	任意	1回/4年	11.2.5 11.2.7

表 B.2-3ー地上設置の PV システム（一般用電気工作物）の定期点検要領例（続き）

点検対象			点検項目	点検要領	点検方法	点検周期			関連条項
項目	No.	点検箇所				1 年目	日常	定期	
接続箱 (PCS 内蔵型 も含む)	7	本体	防水処理の確認	- コーキングなどの防水処理に異常がない。 - 雨水など水の浸入跡がない。 - 水抜き穴などの処理がされている。	目視	○	任意	1 回/4 年	11.2.2.3
	8	端子台, 内部機器	接続箇所の ゆるみ, 脱落	- 端子台, 内部機器に緩みがない。 - 内部機器に脱落などがない。	目視	○	任意	1 回/4 年	11.2.2.1
	9	過電流保護素子 (ヒューズがある場合)	破損, 溶断表示	ヒューズに異常がない。 (破損, 溶断など)	目視	○	任意	1 回/4 年	11.2.2.1
	10	逆流防止 ダイオード	ねじ緩み, 破損, 腐食	電線との接続部に異常がない。 (電線の外れなど)	目視	○	任意	1 回/4 年	11.2.2.1
	11	断路器・開閉器	ねじ緩み, 破損, 腐食	電線との接続部に異常がない。 (電線の外れなど)	目視	○	任意	1 回/4 年	11.2.2.1
	12	避雷器 (対策がある場合)	破損, 動作表示	避雷器(サージアブソーバ, SPD, バリスタなど)に異常がない。	目視	○	任意	1 回/4 年	解 6.8
	13	接地線	腐食, 断線, 外れ	接地線に著しい破損がなく, 正しく接続されている。	目視	○	任意	1 回/4 年	11.2.5.3
	14		接続部のゆるみ	接続部にゆるみ, 破損がない。	目視	○	任意	1 回/4 年	11.2.5.3
	15	試験	断路器・開閉器の 開閉操作確認	確実に操作ができる。	操作	○		1 回/4 年	11.2.2.5
	16		逆流防止 ダイオード	ダイオードに異常がない。 (オープン・ショート故障など)	測定	○		1 回/4 年	D.4.2
	17		絶縁抵抗測定 (太陽電池モジュールー接地間)	回路ごとに測定した絶縁抵抗値が規定の値以上である(電気設備の技術基準を定める省令第 五十八条参照)。	測定	○		1 回/4 年	解 5.5.1.1
	18		絶縁抵抗測定 (接続箱出力端子ー接地間)	絶縁抵抗値が規定の値以上である(電気設備の技術基準を定める省令第 五十八条参照)。	測定	○		1 回/4 年	解 5.5.1.1
	19		接地抵抗	規定の接地抵抗値以下である(電気設備の技術基準の解釈 第 17 条参照)。	測定	○		1 回/4 年	解 5.5.4
	20		開放電圧	回路ごとに測定した電圧に異常がない。	測定	○		1 回/4 年	11.3.4.1 D.2.4 D.3.1
	21		I-V 曲線 (必要に応じて)	I-V 曲線に異常がない。	測定			適宜	D.3.1
	22		太陽電池モジュール内バイパス回路 (バイパスダイオード)の機能確認	バイパスダイオード故障判定装置等を使い確認する。	測定			適宜	13.4.3 13.4.3.1 13.4.3.2
電力量計	1	メータ	表示の確認	正しく動作している。	目視	○	任意	1 回/4 年	13.5.1.9

表 B.2-3ー地上設置の PV システム（一般用電気工作物）の定期点検要領例（続き）

点検対象			点検項目	点検要領	点検方法	点検周期			関連条項
項目	No.	点検箇所				1年目	日常	定期	
漏電遮断器	1	本体	破損, 変形, 汚損, 腐食	- 著しい汚れ, さび, 腐食, 破損及び変形などがない。 - 絶縁ケース又は端子部分に加熱による変形などがない。	目視	○	任意	1回/4年	11.2.2.2
	2	操作部	ハンドルの操作性	確実に操作ができる。	操作	○		1回/4年	11.2.2.5
	3	端子部	ねじ緩み, 破損, 腐食	電線との接続部に異常がないこと(電線の外れなど)	目視	○	任意	1回/4年	11.2.2.2 11.3.2
	4		交流電圧 (送電電圧)	- 単相 3 線 100/200V の場合 ・U-O 間, W-O の電圧が AC101V±6V - 三相 3 線 200V/三相 4 線式灯力併用配線の場合 ・U-V, V-W, W-U 間は, AC 202±20 V	測定	○		1回/4年	
	5	配線	破損, 断線, 過熱	配線に著しいきず, 破損がない。	目視	○	任意	1回/4年	11.2.5
パワー コンディショナ	1	本体	外箱の腐食, 破損	著しい汚れ, さび, 腐食, きず, 破損及び変形がない。	目視	○	任意	1回/4年	11.2.1
	2		設置状態	外箱の固定ボルトなどに緩みがなく確実に取り付けられている。	目視	○	任意	1回/4年	11.2.1
	3		配電, 電線管	- 配線に著しいきず, 破損がない。 - 電線管に著しい汚れ, さび, 腐食, きず, 破損がない。 - 電線管が正しく固定されている。 - 配線引込口にすき間などが生じていない(小動物の侵入防止)。 - 結束バンドの破損, 外れがない。	目視	○	任意	1回/4年	11.2.5 11.2.7
	4		防水処理の確認 (屋外用の場合)	- コーキングなどの防水処理に異常がない。 - 雨水など水の浸入跡がない。 - 水抜き穴などの処理がされている。	目視	○	任意	1回/4年	11.2.2.3
	5		異常音, 異臭など	運転時の異常な音, 振動, 臭い, 過熱がない。	聴覚 臭覚	○	1回/月	1回/4年	解 5.1.2
	6		外箱の内部の状態	- 雨水, 虫類, 小動物の侵入がない。 - 著しい汚れ, さび, 腐食, きず, 破損及び変形がない。	目視	○	任意	1回/4年	11.2.1
	7		部品の落下	PCS の内外に部品の落下がない。	目視	○	任意	1回/4年	
	8		周囲の状況	周囲にものが置かれていない。(離隔距離の確保)	目視	○	任意	1回/4年	
	9		総発電量	シミュレーション値と比較し, 著しく少なくない。	目視	○	1回/月	1回/4年	解 6.8

表 B.2-3ー地上設置の PV システム（一般用電気工作物）の定期点検要領例（続き）

点検対象			点検項目	点検要領	点検方法	点検周期			関連条項
項目	No.	点検箇所				1年目	日常	定期	
パワー コンディショナ	10	本体	表示部	- 表示部の発電状況に異常がない。 - 表示部にエラーメッセージ、異常を示すランプの点灯、点滅がない。	目視 操作	○	1回/月	1回/4年	解 6.8
	11		整定値	正しく設定されている。	目視	○	任意	1回/4年	解 6.8
	12	避雷器 (対策がある場合)	破損, 動作表示	避雷器(サージアブソーバ, SPD, バリスタなど)に異常がない。	目視	○	任意	1回/4年	解 6.8
	13	通気状態	通気確認	- 通気孔をふさいでいない。 - 換気フィルタに目詰まりがない(目詰まりしている場合は取扱説明書に従い定期的に清掃する。)	目視	○	1回/月	1回/4年	解 6.8
	14	端子台, 内部機器	接続箇所の ゆるみ, 脱落	- 端子台, 内部機器に緩みがない。 - 内部機器に脱落などがない。	目視	○	任意	1回/4年	13.5.2
	15	蓄電装置, UPS	破損, 変形, 汚損, 腐食, 発錆	著しい汚れ, さび, 腐食, ぎず, 破損及び変形がない。	目視	○	任意	1回/4年	解 5.1.2
	16		異常音, 異臭など	運転時の異常な音, 振動, 臭いがない。	聴覚 臭覚	○	1回/月	1回/4年	
	17		運転履歴 (充放電履歴, 異常の有無)	取扱説明書に従い確認する。	目視	○	1回/月	1回/4年	13.5.1 13.5.1.1
	18		その他必要事項 (メーカー指定の試験など)	- 取扱説明書に従い確認する。 - 寿命の際は交換する。	—	○		適宜	11.3.1
	19	試験	絶縁抵抗 (PCS 入力端子ー 接地間, PCS 出力 端子ー接地間)	回路ごとに測定した絶縁抵抗値が規定の値以上である(電気設備の技術基準を定める省令第 五十八条参照)。	測定	○		1回/4年	解 5.5.1.2
	20		接地抵抗	規定の接地抵抗値以下である(電気設備の技術基準の解釈 第 17 条参照)。	測定	○		1回/4年	解 5.5.4
	22		交流電圧 (送電電圧)	- 単相 3 線 100/200V の場合 ・U-O 間, W-O の電圧が AC101V±6V - 三相 3 線 200V/三相 4 線式 灯力併用配線の場合 ・U-V, V-W, W-U 間は, AC 202±20 V (系統電圧が高いと出力電力抑制が働きやすいことに留意)	測定	○		1回/4年	
	23		直流地絡検出装置の機能確認 (必要に応じて)	製造業者の指定による	操作	○		1回/4年	
	24		運転	- 停止中に運転スイッチ“入(運転)”で連系運転する。 - 連系運転中に運転の表示又は運転を表す表示が行われている。	操作	○		1回/4年	11.3.111.3.1

表 B.2-3ー地上設置の PV システム（一般用電気工作物）の定期点検要領例（続き）

点検対象			点検項目	点検要領	点検方法	点検周期			関連条項
項目	No.	点検箇所				1年目	日常	定期	
パワー コンディショナ	25	試験	停止	ー 運転中に運転スイッチ“切（停止）”で瞬時に停止する。 ー 停止中に停止の表示又は停止を表す表示が行われている。	操作	○		1回/4年	11.3.1
	26		停電時の動作確認及び投入阻止 時限タイマ動作試験	引込口開閉器を遮断したとき、瞬時に停止する。また、復電したとき、規定時間後に自動復帰する。 1) PCS を連系運転とし、引込口開閉器を開（オフ）にして停止状態とする。 2) 保護装置が働きの PCS が直ちに（一般送配電事業者との協議値どおりに）停止することを確認した後、再投入する。投入から PCS が自動復帰するまでの時間を測定し、これが規定の時間（一般送配電事業者との協議値どおり）である。（一般送配電事業者から手動復帰を指示されているときは、復電したときに自動復帰しない）	操作	○		1回/4年	11.3.1
	27		自立運転機能試験 （機能がある場合）	自立運転に切替えたとき、自立運転専用端子から製造業者の指定の電圧が出力される。	操作	○		1回/4年	11.3.1
データ収集装置、遠隔制御装置	1	本体	損傷、変形、汚損、腐食、発せい（錆）	著しい汚れ、さび、腐食、きず、破損及び変形がない。	目視	○	任意	1回/4年	解 5.1.2
	2		異音、異臭	運転時の異常な音、振動、臭いがない。	聴覚 臭覚	○	1回/月	1回/4年	解 5.1.2
	3		表示 （発電状態、通信状態、エラー履歴、運転履歴など）	PCS の状態表示、発電電力、発電電力量などの表示とデータ収集装置の表示が正常である。	目視	○	1回/月	1回/4年	13.5.1 13.5.1.1
	4		外箱の内部の状態	ー 雨水、虫類、小動物の侵入がない。 ー 著しい汚れ、さび、腐食、きず、破損及び変形がない。	目視	○	任意	1回/4年	11.2.1
	5	通信線	断線、外れ	通信線の断線、接続端子部からの外れがない。	目視	○	任意	1回/4年	13.5.1.1
	6	遠隔操作・制御	操作・制御の状況	取扱説明書に従い確認する。	目視	○	任意	1回/4年	解 6.10
センサ類 （日射計、 気温計など）	1	本体	損傷、変形、汚損、腐食、発せい（錆）	著しい汚れ、さび、腐食、きず、破損及び変形がない。	目視	○	任意	1回/4年	11.2.8
	2		定期校正	製造業者の指定による	ー	○		適宜	13.3.3 13.5.1.2 13.5.1.3 13.5.1.4

B.3 事業用（自家用）電気工作物の定期点検要領例

事業用（自家用）電気工作物（全量買取の場合は一部の例外を除き 50 kW 以上）は、電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安を確保するため、保安規程を定めて届け出る義務がある。保安規程には、事業用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安のための巡視、点検に関することを記載するよう求められており、届け出た保安規程を遵守する必要がある。定期点検は届け出た保安規程に従い実施する。**表 B.3-1** は屋根設置、**表 B.3-2** は地上設置のシステムの一般的な保安規程における点検項目と点検頻度の一例を示したものである。なお、具体的な点検要領は、一般用電気工作物の定期点検要領例を参照されたい。

注記 パワーコンディショナーメーカーなど、機器メーカーが精密点検、並びに消耗品の定期部品交換を設定している場合はそれに従うことを推奨する。特に特高、高圧連系しているシステムの場合、機器の故障による電力系統への影響が大きいため、予防保全活動は重要である。

表 B.3-1ー屋根設置の PV システムの定期点検例

点検対象			点検項目	点検要領	点検方法	点検周期			関連条項
項目	No.	点検箇所				日常	月次	年次	
屋根	1	屋根葺材	破損, 位置ずれ	－ 屋根葺材に著しい破損がない。 － すき間又はズレがなく収まっている。 － 金属屋根などに錆が発生していない。	目視		1 回/6 月		11.1.2
	2	屋根裏	野地裏, 天井裏に結露, 雨漏りの痕跡	野地裏, 天井裏に結露, 雨漏りの痕跡がない。	目視		1 回/6 月		11.1.2
	3	排水路	排水状態	排水路の目詰まり, 経路外に水たまりがない。	目視		1 回/6 月		11.1.3
太陽電池アレイ	1	太陽電池モジュール ^{a)}	表面の汚れ, 破損	著しい汚れ, きず, 破損がない。	目視	1 回/週		1 回/年	11.2.3
	2		裏面の汚れ, 破損	著しい汚れ, きず, 破損がない。	目視		1 回/6 月		11.2.3
	3		端子箱の破損, 変形	破損, 変形がない。	目視			適宜	
	4		フレームの破損, 変形, 腐食	著しい汚れ, さび, 腐食, 破損及び変形などがない。	目視		1 回/6 月		11.2.3
	5		太陽電池セル表面のスネイルトレイル	スネイルトレイルがある場合, 経過観測し, 観測の結果, 著しい発電能力の低下がない。	目視			1 回/年	11.2.3
	6	コネクタ ^{a)}	破損, 変形	コネクタが確実に結合され, 破損がない。	目視		1 回/6 月		11.2.4
	7	ケーブル ^{a)}	破損, 変形, 汚損, 腐食	－ 配線に著しい汚れ, さび, 腐食, きず, 破損がない。 － 配線に過剰な張力, 余分な緩みがない。	目視		1 回/6 月		11.2.5
	8	電線管	破損, 変形, 汚損, 腐食	電線管が正しく固定されている。	目視		1 回/6 月		11.2.7
	9	接地線 ^{a)}	腐食, 断線, 外れ	接地線に著しい破損がなく, 正しく接続されている。	目視		1 回/6 月		11.2.5.3
	10		接続部のゆるみ	接続部にゆるみ, 破損がない。	目視			1 回/年	11.2.5.3
	11	架台	架台の固定状態	－ ボルト, ナットの緩みがない。 － 固定強度に不足の懸念がないこと。 － 製造業者が示す「修繕又は改修が必要な外観目安」がある場合はその確認	目視		1 回/6 月		11.2.6

注^{a)} 太陽電池モジュールを取り外さないと裏面の構造が確認出来ないモジュールの場合は、表中記載の限りではない。

表 B.3-1－屋根設置の PV システムの定期点検例（続き）

点検対象			点検項目	点検要領	点検方法	点検周期			関連条項
項目	No.	点検箇所				日常	月次	年次	
接続箱 (PCS 内蔵型 も含む), 直流集電箱	9	過電流保護素子(ヒューズがある場合)	破損, 溶断表示	ヒューズに異常がない。 (破損, 溶断など)	目視		1 回/6 月		11.2.2.1
	10	逆流防止ダイオード	ねじ緩み, 破損, 腐食	電線との接続部に異常がない。 (電線の外れなど)	目視		1 回/6 月		11.2.2.1
	11	断路器, 開閉器	ねじ緩み, 破損, 腐食	電線との接続部に異常がない。 (電線の外れなど)	目視		1 回/6 月		11.2.2.1
	12	避雷器 (対策がある場合)	破損, 動作表示	避雷器(サージアブソーバ, SPD, バリスタなど)に異常がない。	目視		1 回/6 月		解 6.8
	13	接地線	腐食, 断線, 外れ	接地線に著しい破損がなく, 正しく接続されている。	目視		1 回/6 月		11.2.5.3
	14		接続部のゆるみ	接続部にゆるみ, 破損がない。	目視			1 回/年	11.2.5.3
	15	試験	断路器・開閉器の開閉操作確認	確実に操作ができる。	操作			1 回/年	11.2.2.5
	16		逆流防止ダイオード	ダイオードに異常がない(オープン・ショート故障など)。	測定			1 回/年	D.4.2
	17		接地抵抗測定	規定の接地抵抗値以下である(電気設備の技術基準の解釈第 17 条参照)。	測定			1 回/年	解 5.5.4
	18		絶縁抵抗測定	回路ごとに測定した絶縁抵抗値が規定の値以上である(電気設備の技術基準を定める省令第五十八条参照)。	測定			1 回/年	解 5.5.5.1
	19		開放電圧	回路ごとに測定した電圧に異常がない。	測定			1 回/年	11.3.4.1 D.2.4 D.3.1
	20		I-V 曲線 (必要に応じて)	I-V 曲線に異常がない。	測定			適宜	D.3.1
21	太陽電池モジュール内バイパス回路(バイパスダイオード)の機能確認		バイパスダイオード故障判定装置等を使い確認する。	測定			適宜	13.4.3 13.4.3.1 13.4.3.2	
電力量計	1	メータ	表示の確認	正しく動作している。	目視	1 回/週		1 回/年	13.5.1.9
漏電遮断器, 交流集電箱	1	本体	破損, 変形, 汚損, 腐食	著しい汚れ, さび, 腐食, 破損及び変形などがない。	目視		1 回/6 月		11.2.2.2
	2	操作部	ハンドルの操作性	確実に操作ができる。	操作			1 回/年	11.2.2.5
	3	端子部	ねじ緩み, 破損, 腐食	電線との接続部に異常がないこと(電線の外れなど)。	目視		1 回/6 月		11.2.2.2 11.3.2
	4		交流電圧(送電電圧)	U-O 間, W-O の電圧が AC101V±6V である。	測定			1 回/年	
	5	配線	破損, 断線, 過熱	配線に著しいさび, 破損がない。	目視		1 回/6 月		11.2.5

表 B.3-1－屋根設置の PV システムの定期点検例（続き）

点検対象			点検項目	点検要領	点検方法	点検周期			関連条項
項目	No.	点検箇所				日常	月次	年次	
パワー コンディショナ	1	本体	外箱の腐食、破損	著しい汚れ、さび、腐食、きず、破損及び変形がない。	目視	1回/週		1回/年	11.2.1
	2		設置状態	外箱の固定ボルトなどに緩みがなく確実に取り付けられている。	目視	1回/週		1回/年	11.2.1
	3		配電、電線管	- 配線に著しいきず、破損がない。 - 電線管に著しい汚れ、さび、腐食、きず、破損がない。 - 電線管が正しく固定されている。 - 配線引込口にすき間などが生じていない（小動物の侵入防止）。 - 結束バンドの破損、外れがない。	目視		1回/6月		11.2.5 11.2.7
	4		防水処理の確認 （屋外用の場合）	- コーキングなどの防水処理に異常がない。 - 雨水など水の浸入跡がない。 - 水抜き穴などの処理がされている。	目視		1回/6月		11.2.2.3
	5		異常音、異臭など	運転時の異常な音、振動がない、臭い、過熱がない。	聴覚 臭覚	1回/週		1回/年	解 5.1.2
	6		外箱の内部の状態	- 雨水、虫類、小動物の侵入がない。 - 著しい汚れ、さび、腐食、きず、破損及び変形がない。	目視		1回/6月		11.2.1
	7		部品の落下	PCS の内外に部品の落下がない。	目視			1回/年	
	8		周囲の状況	周囲にものが置かれていない。 （離隔距離の確保）	目視	1回/週		1回/年	
	9		総発電量	シミュレーション値と比較し、著しく少ない。	目視			1回/年	解 6.8
	10		表示部	- 表示部の発電状況に異常がない。 - 表示部にエラーメッセージ、異常を示すランプの点灯、点滅がない。	目視	1回/週		1回/年	解 6.8
	11		整定値	正しく設定されている。	目視			1回/年	解 6.8
	12	避雷器 （対策がある場合）	破損、動作表示	避雷器（サージアブソーバ、SPD、バリスタなど）に異常がない。	目視		1回/6月		解 6.8
	13	通気状態	通気確認	- 通気孔をふさいでいない。 - 換気フィルタに目詰まりがない（目詰まりしている場合は取扱説明書に従い定期的に清掃する。）。	目視		1回/6月		解 6.8
	14	端子台、 内部機器	接続箇所の ゆるみ、脱落	- 端子台、内部機器に緩みがない。 - 内部機器に脱落などがない。	目視		1回/6月		13.5.2
	15	蓄電装置、 UPS	破損、変形、汚損、 腐食、発せい(錆)	著しい汚れ、さび、腐食、きず、破損及び変形がない。	目視	1回/週		1回/年	解 5.1.2
	16		異常音、異臭など	運転時の異常な音、振動、臭いがない。	聴覚 臭覚	1回/週		1回/年	

表 B.3-1－屋根設置の PV システムの定期点検例（続き）

点検対象			点検項目	点検要領	点検方法	点検周期			関連条項
項目	No.	点検箇所				日常	月次	年次	
パワー コンディショナ	17	蓄電装置, UPS	運転履歴 (充放電履歴, 異常の有無)	取扱説明書に従い確認する。	目視	1 回/週		1 回/年	13.5.1 13.5.1.1
	18		その他必要事項 (メーカー指定の試験など)	- 取扱説明書に従い確認する。 - 寿命の際は交換する。	—			適宜	11.3.1
	19	試験	絶縁抵抗 (PCS 入力端子－接地間, PCS 出力端子－接地間)	回路ごとに測定した絶縁抵抗値が規定の値以上である (電気設備の技術基準を定める省令第五十八条参照)。	測定			1 回/年	解 5.5.1.2
	20		接地抵抗	規定の接地抵抗値以下である (電気設備の技術基準の解釈第 17 条参照)。	測定			1 回/年	解 5.5.4
	22		交流電圧 (送電電圧)	- 単相 3 線 100/200V の場合 ・U-O 間, W-O の電圧が AC101V±6V - 三相 3 線 200V / 三相 4 線式 灯力併用配線の場合 ・U-V, V-W, W-U 間は, AC 202±20 V (系統電圧が高いと出力電力抑制が働きやすいことに留意)	測定			1 回/年	
	23		直流地絡検出装置 の機能確認 (必要に応じて)	製造業者の指定による	操作			1 回/年	
	24		運転	- 停止中に運転スイッチ“入 (運転)”で連系運転する。 - 連系運転中に運転の表示又は運転を表す表示が行われている。	操作			1 回/年	11.3.1
	25		停止	- 運転中に運転スイッチ“切 (停止)”で瞬時に停止する。 - 停止中に停止の表示又は停止を表す表示が行われている。	操作			1 回/年	11.3.1
	26		停電時の動作確認 及び投入阻止時限 タイマ動作試験	引込口開閉器を遮断したとき, 瞬時に停止する。また, 復電したとき, 規定時間後に自動復帰する。 1) PCS を連系運転とし, 引込口開閉器を開 (オフ) にして停止状態とする。 2) 保護装置が働き PCS が直ちに (一般送配電事業者との協議値どおりに) 停止することを確認した後, 再投入する。投入から PCS が自動復帰するまでの時間を測定し, これが規定の時間 (一般送配電事業者との協議値どおり) である。 (一般送配電事業者から手動復帰を指示されているときは, 復電したときに自動復帰しない)	操作			1 回/年	11.3.1
	27		自立運転機能試験 (機能がある場合)	自立運転に切替えたとき, 自立運転用専用端子から製造業者の指定の電圧が出力される。	操作			1 回/年	11.3.1

表 B.3-1－屋根設置の PV システムの定期点検例（続き）

点検対象			点検項目	点検要領	点検方法	点検周期			関連条項
項目	No.	点検箇所				日常	月次	年次	
データ収集装置、遠隔制御装置	1	本体	損傷、変形、汚損、腐食、発せい(錆)	著しい汚れ、さび、腐食、きず、破損及び変形がない。	目視	1 回/週		1 回/年	解 5.1.2
	2		異音、異臭	運転時の異常な音、振動、臭いがない。	聴覚 臭覚	1 回/週		1 回/年	解 5.1.2
	3		運転履歴 (発電状態、通信状態、エラー履歴)	取扱説明書に従い確認する。	目視	1 回/週		1 回/年	13.5.1 13.5.1.1
	4		外箱の内部の状態	－ 雨水、虫類、小動物の侵入がない。 － 著しい汚れ、さび、腐食、きず、破損及び変形がない。	目視		1 回/6 月		11.2.1
	5	通信線	断線、外れ	通信線の断線、接続端子部からの外れがない。	目視		1 回/6 月		13.5.1.1
	6	遠隔操作・制御	操作・制御の状況	取扱説明書に従い確認する。	目視	1 回/週		1 回/年	解 6.10
センサ類 (日射計、 気温計など)	1	本体	損傷、変形、汚損、腐食、発せい(錆)	著しい汚れ、さび、腐食、きず、破損及び変形がない。	目視		1 回/6 月		11.2.8
	2		定期校正	製造業者の指定による	－			適宜	13.3.3 13.5.1.2 13.5.1.3 13.5.1.4

表 B.3-2ー地上設置の PV システムの定期点検例

点検対象			点検項目	点検要領	点検方法	点検周期			関連条項
項目	No.	点検箇所				日常	月次	年次	
防護柵・塀	1	フェンス (防護柵)	さび, 破損	－ 著しいさび, きず, 破損, 傾斜がない。 － 近傍に植生がない。	目視		1 回/6 月		11.1.3
	2	標識 (事業計画, 注意)	視認性	視認性を損なう汚れ, 文字の色落ち, 擦れ, 破損がない。	目視		1 回/6 月		11.1.3
	3	入口扉	扉の開閉, 施錠	－ 扉の開閉に異常がない。 － 鍵付の場合は施錠ができる。	目視	1 回/週		1 回/年	11.1.3
敷地	1	周辺	影(樹木, 電柱, アンテナなど), 鳥の巣	影, 鳥などの巣, 樹木, 電柱などの状態が安全, 性能に著しい影響がない。	目視		1 回/6 月		11.1.3
	4	アクセス箇所	通路, 点検場所	周囲にもものが置かれていない。 (離隔距離の確保)	目視		1 回/6 月		11.1.3 11.2.1
	5	排水路の状態の検査	排水状態	排水路の目詰まり, 経路外に水たまりがない。	目視		1 回/6 月		11.1.3
太陽電池アレイ	1	太陽電池 モジュール	表面の汚れ, 破損	著しい汚れ, きず, 破損がない。	目視	1 回/週		1 回/年	11.2.3
	2		裏面の汚れ, 破損	著しい汚れ, きず, 破損がない。	目視		1 回/6 月		11.2.3
	3		端子箱の破損, 変形	破損, 変形がない。	目視		1 回/6 月		
	4		フレームの破損, 変形, 腐食	著しい汚れ, さび, 腐食, 破損及び変形などがない。	目視		1 回/6 月		11.2.3
	5		太陽電池セル表面のスネイルトレイル	スネイルトレイルがある場合, 経過観測し, 観測の結果, 著しい発電能力の低下がない。	目視			1 回/年	11.2.3
	6	コネクタ	破損, 変形	コネクタが確実に結合され, 破損がない。	目視		1 回/6 月		11.2.4
	7	ケーブル	破損, 変形, 汚損, 腐食	－ 配線に著しい汚れ, さび, 腐食, きず, 破損がない。 － 配線に過剰な張力, 余分な緩みがない。	目視		1 回/6 月		11.2.5
	8	電線管	破損, 変形, 汚損, 腐食	電線管が正しく固定されている。	目視		1 回/6 月		11.2.7
	9	接地線	腐食, 断線, 外れ	接地線に著しい破損がなく, 正しく接続されている。	目視		1 回/6 月		11.2.5.3
	10		接続部のゆるみ	接続部にゆるみ, 破損がない。	目視			1 回/年	11.2.5.3
	11	架台	架台, 基礎の状態	－ 著しい基礎のひずみ, 損傷, ヒビなどの破損進行がない。 － 架台の変形, きず, 汚れ, さび, 腐食及び破損がない。 (さびの進行のない, めっき鋼板の端部に発生するさびは除く)。なお, 塩害地区の場合は, 特にさび・腐食・破損を確認する。 － 凍結深度の影響, 積雪による沈降, 不等沈降, 地際腐食, 架台多連結による膨張変形の有無など影響がない。 － 基礎土砂流出がない。 － 杭の腐食に問題がない。 (土壌に問題がある場合)	目視		1 回/6 月		11.1.3 11.2.1 11.2.6

表 B.3-2ー地上設置の PV システムの定期点検例（続き）

点検対象			点検項目	点検要領	点検方法	点検周期			関連条項
項目	No.	点検箇所				日常	月次	年次	
太陽電池アレイ	12	架台	架台の固定状態	ー ボルト、ナットの緩みがない。 ー 固定強度に不足の懸念がないこと。 ー 製造業者が示す「修繕又は改修が必要な外観目安」がある場合はその確認	目視		1 回/6 月		11.2.6
	13		追尾装置 (使用する場合)	追尾装置と太陽の方角が合っている。	目視			1 回/年	11.1.3
	14			その他必要事項 (メーカー指定の保守、動作試験)	ー			適宜	
	15	周辺の状況	影(樹木、電柱、アンテナなど)、鳥の巣	影、鳥などの巣、樹木、電柱などの状態が安全、性能に著しい影響がない。	目視		1 回/6 月		11.3.3 11.3.6
	16		アレイの下側	アレイ下の植生及び動物、虫類による安全、性能に著しい影響がない。	目視		1 回/6 月		11.3.5
	接続箱 (PCS 内蔵型も含む)、 直流集電箱	1	本体	外箱の腐食、破損	著しい汚れ、さび、腐食、きず、破損及び変形がない。	目視	1 回/週		1 回/年
2		設置状態		外箱の固定ボルトなどに緩みがなく確実に取り付けられている。	目視		1 回/6 月		11.2.2.2
3		扉の開閉、施錠		ー 扉の開閉に異常がない。 ー 鍵付の場合は施錠ができる。	目視		1 回/6 月		
4		外箱の内部の状態		ー じんあい、雨水、虫類、小動物の侵入がない。 ー 著しい汚れ、さび、腐食、きず、破損及び変形がない。	目視		1 回/6 月		11.2.2.2 11.2.2.4
5		周囲の状況		周囲にものが置かれていない。 (離隔距離の確保)	目視		1 回/6 月		
6		配電、電線管		ー 配線に著しいきず、破損がない。 ー 電線管に著しい汚れ、さび、腐食、きず、破損がない。 ー 電線管が正しく固定されている。 ー 配線引込口にすき間などが生じていない(小動物の侵入防止)。 ー 結束バンドの破損、外れがない。	目視		1 回/6 月		11.2.5 11.2.7
		7		防水処理の確認	ー コーキングなどの防水処理に異常がない。 ー 雨水など水の浸入跡がない。 ー 水抜き穴などの処理がされている。	目視		1 回/6 月	
8		端子台、内部機器	接続箇所のゆるみ、脱落	ー 端子台、内部機器に緩みがない。 ー 内部機器に脱落などがない。	目視		1 回/6 月		11.2.2.1
9		過電流保護素子(ヒューズがある場合)	破損、溶断表示	ヒューズに異常がない。 (破損、溶断など)	目視		1 回/6 月		11.2.2.1

表 B.3-2ー地上設置の PV システムの定期点検例（続き）

点検対象			点検項目	点検要領	点検方法	点検周期			関連条項
項目	No.	点検箇所				日常	月次	年次	
接続箱 (PCS 内蔵型も含む), 直流集電箱	10	逆流防止 ダイオード	ねじ緩み, 破損, 腐食	電線との接続部に異常がない。 (電線の外れなど)	目視		1 回/6 月		11.2.2.1
	11	断路器・開閉器	ねじ緩み, 破損, 腐食	電線との接続部に異常がない。 (電線の外れなど)	目視		1 回/6 月		11.2.2.1
	12	避雷器 (対策がある場合)	破損, 動作表示	避雷器(サージアブソーバ, SPD, バリスタなど)に異常がない。	目視		1 回/6 月		解 6.8
	13	接地線	腐食, 断線, 外れ	接地線に著しい破損がなく, 正しく 接続されている。	目視		1 回/6 月		11.2.5.3
	14		接続部のゆるみ	接続部にゆるみ, 破損がない。	目視			1 回/年	11.2.5.3
	15	試験	断路器・開閉器の 開閉操作確認	確実に操作ができる。	操作			1 回/年	11.2.2.5
	16		逆流防止 ダイオード	ダイオードに異常がない。 (オープン・ショート故障など)	測定			1 回/年	D.4.2
	17		絶縁抵抗測定 (太陽電池モジュール ー接地間)	回路ごとに測定した絶縁抵抗値 が規定の値以上である(電気設 備の技術基準を定める省令第 五十八条参照)。	測定			1 回/年	解 5.5.1.1
	18		絶縁抵抗測定 (接続箱出力端子 ー接地間)	絶縁抵抗値が規定の値以上であ る(電気設備の技術基準を定め る省令第五十八条参照)。	測定			1 回/年	解 5.5.1.1
	19		接地抵抗	規定の接地抵抗値以下である (電気設備の技術基準の解釈第 17 条参照)。	測定			1 回/年	解 5.5.4
	20		開放電圧	回路ごとに測定した電圧に異常 がない。	測定			1 回/年	11.3.4.1 D.2.4 D.3.1
	21		I-V 曲線(必要に 応じて)	I-V 曲線に異常がない。	測定			適宜	D.3.1
	22		太陽電池モジュール 内バイパス回路 (バイパスダイオード) の機能確認	バイパスダイオード故障判定 装置等を使い確認する。	測定			適宜	13.4.3 13.4.3.1 13.4.3.2
電力量計	1	メータ	表示の確認	正しく動作している。	目視	1 回/週		1 回/年	13.5.1.9
漏電遮断器, 交流集電箱	1	本体	破損, 変形, 汚損, 腐食	ー 著しい汚れ, さび, 腐食, 破損及び変形などがない。 ー 絶縁ケース又は端子部分に 加熱による変形などがない。	目視		1 回/6 月		11.2.2.2
	2	操作部	ハンドルの操作性	確実に操作ができる。	操作			1 回/年	11.2.2.5
	3	端子部	ねじ緩み, 破損, 腐食	電線との接続部に異常がないこ と(電線の外れなど)	目視		1 回/6 月		11.2.2.2 11.3.2

表 B.3-2ー地上設置の PV システムの定期点検例（続き）

点検対象			点検項目	点検要領	点検方法	点検周期			関連条項
項目	No.	点検箇所				日常	月次	年次	
漏電遮断器, 交流集電箱	4	端子部	交流電圧 (送電電圧)	－ 単相 3 線 100/200V の場合 ・U-O 間, W-O の電圧が AC101V±6V － 三相 3 線 200V／三相 4 線式 灯力併用配線の場合 ・U-V, V-W, W-U 間は, AC 202±20 V	測定			1 回/年	
	5	配線	破損, 断線, 過熱	配線に著しいさび, 破損がない。	目視		1 回/6 月		11.2.5
パワー コンディショナ	1	本体	外箱の腐食, 破損	著しい汚れ, さび, 腐食, きず, 破損及び変形がない。	目視	1 回/週		1 回/年	11.2.1
	2		設置状態	外箱の固定ボルトなどに緩みが なく確実に取り付けられている。	目視	1 回/週		1 回/年	11.2.1
	3		配電, 電線管	－ 配線に著しいさび, 破損が ない。 － 電線管に著しい汚れ, さび, 腐食, きず, 破損がない。 － 電線管が正しく固定されて いる。 － 配線引込口にすき間などが 生じていない(小動物の侵入 防止)。 － 結束バンドの破損, 外れが ない。	目視		1 回/6 月		11.2.5 11.2.7
	4		防水処理の確認 (屋外用の場合)	－ コーキングなどの防水処理に 異常がない。 － 雨水など水の浸入跡がない。 － 水抜き穴などの処理がされて いる。	目視		1 回/6 月		11.2.2.3
	5		異常音, 異臭など	－ 運転時の異常な音, 振動, 臭い, 過熱がない。	聴覚 臭覚	1 回/週		1 回/年	解 5.1.2
	6		外箱の内部の状態	－ 雨水, 虫類, 小動物の侵入が ない。 － 著しい汚れ, さび, 腐食, きず, 破損及び変形がない。	目視		1 回/6 月		11.2.1
	7		部品の落下	PCS の内外に部品の落下がない。	目視			1 回/年	
	8		周囲の状況	周囲にものが置かれていない。 (離隔距離の確保)	目視	1 回/週		1 回/年	
	9		総発電量	シミュレーション値と比較し, 著し く少なくなる。	目視			1 回/年	解 6.8
	10		表示部	－ 表示部の発電状況に異常が ない。 － 表示部にエラーメッセージ, 異常を示すランプの点灯, 点 滅がない。	目視 操作	1 回/週		1 回/年	解 6.8
	11		整定値	正しく設定されている。	目視			1 回/年	解 6.8
	12	避雷器 (対策がある場 合)	破損, 動作表示	避雷器(サージアブソーバ, SPD, バリスタなど)に異常がない。	目視		1 回/6 月		解 6.8

表 B.3-2ー地上設置の PV システムの定期点検例（続き）

点検対象			点検項目	点検要領	点検方法	点検周期			関連条項
項目	No.	点検箇所				日常	月次	年次	
パワー コンディショナ	13	通気状態	通気確認	- 通気孔をふさいでいない。 - 換気フィルタに目詰まりがない（目詰まりしている場合は取扱説明書に従い定期的に清掃する。）。	目視		1 回/6 月		解 6.8
	14	端子台, 内部機器	接続箇所のゆるみ, 脱落	- 端子台, 内部機器に緩みがない。 - 内部機器に脱落などがない。	目視		1 回/6 月		13.5.2
	15	蓄電装置, UPS	破損, 変形, 汚損, 腐食, 発錆	著しい汚れ, さび, 腐食, きず, 破損及び変形がない。	目視	1 回/週		1 回/年	解 5.1.2
	16		異常音, 異臭など	運転時の異常な音, 振動, 臭いがない。	聴覚 臭覚	1 回/週		1 回/年	
	17		運転履歴 (充放電履歴, 異常の有無)	取扱説明書に従い確認する。	目視	1 回/週		1 回/年	13.5.1 13.5.1.1
	18		その他必要事項 (メーカー指定の試験など)	- 取扱説明書に従い確認する。 - 寿命の際は交換する。	—			適宜	11.3.1
	19	試験	絶縁抵抗 (PCS 入力端子－ 接地間, PCS 出力 端子－接地間)	回路ごとに測定した絶縁抵抗値が規定の値以上である（電気設備の技術基準を定める省令第 58 条参照）。	測定			1 回/年	解 5.5.1
	20		接地抵抗	規定の接地抵抗値以下である（電気設備の技術基準の解釈第 17 条参照）。	測定			1 回/年	解 5.5.4
	22		交流電圧 (送電電圧)	- 単相 3 線 100/200V の場合 ・U-O 間, W-O の電圧が AC101V±6V - 三相 3 線 200V/三相 4 線式灯 力併用配線の場合 ・U-V, V-W, W-U 間は, AC 202±20 V (系統電圧が高いと出力電力抑 制が働きやすいことに留意)	測定			1 回/年	
	23		直流地絡検出装 置の機能確認 (必要に応じて)	製造業者の指定による	操作			1 回/年	
	24		運転	- 停止中に運転スイッチ“入 (運転)”で連系運転する。 - 連系運転中に運転の表示 又は運転を表す表示が行わ れている。	操作			1 回/年	11.3.1
	25		停止	- 運転中に運転スイッチ“切 (停止)”で瞬時に停止する。 - 停止中に停止の表示又は 停止を表す表示が行われて いる。	操作			1 回/年	11.3.1

表 B.3-2ー地上設置の PV システムの定期点検例（続き）

点検対象			点検項目	点検要領	点検方法	点検周期			関連条項
項目	No.	点検箇所				日常	月次	年次	
パワーコンディショナ	26	試験	停電時の動作確認及び投入阻止時限タイマ動作試験	引込口開閉器を遮断したとき、瞬時に停止する。また、復電したとき、規定時間後に自動復帰する。 1) PCS を連系運転とし、引込口開閉器を開(オフ)にして停止状態とする。 2) 保護装置が働きの PCS が直ちに(一般送配電事業者との協議値どおりに)停止することを確認した後、再投入する。投入から PCS が自動復帰するまでの時間を測定し、これが規定の時間(一般送配電事業者との協議値どおり)である。(一般送配電事業者から手動復帰を指示されているときは、復電したときに自動復帰しない)	操作			1 回/年	11.3.1
	27		自立運転機能試験(機能がある場合)	自立運転に切替えたとき、自立運転用専用端子から製造業者の指定の電圧が出力される。	操作			1 回/年	11.3.1
データ収集装置、遠隔制御装置	1	本体	損傷、変形、汚損、腐食、発せい(錆)	著しい汚れ、さび、腐食、きず、破損及び変形がない。	目視	1 回/週		1 回/年	解 5.1.2
	2		異音、異臭	運転時の異常な音、振動、臭いがない。	聴覚 臭覚	1 回/週		1 回/年	解 5.1.2
	3		表示(発電状態、通信状態、エラー履歴、運転履歴など)	－ PCS の状態表示、発電電力、発電電力量などの表示とデータ収集装置の表示が正常である。	目視	1 回/週		1 回/年	13.5.1 13.5.1.1
	4		外箱の内部の状態	－ 雨水、虫類、小動物の侵入がない。 － 著しい汚れ、さび、腐食、きず、破損及び変形がない。	目視		1 回/6 月		11.2.1
	5	通信線	断線、外れ	通信線の断線、接続端子部からの外れがない。	目視		1 回/6 月		13.5.1.1
	6	遠隔操作・制御	操作・制御の状況	取扱説明書に従い確認する。	目視	1 回/週		1 回/年	解 6.10
センサ類(日射計、気温計など)	1	本体	損傷、変形、汚損、腐食、発せい(錆)	著しい汚れ、さび、腐食、きず、破損及び変形がない。	目視		1 回/6 月		11.2.8
	2		定期校正	製造業者の指定による	－			適宜	13.3.3 13.5.1.2 13.5.1.3 13.5.1.4

注記 自家用電気工作物保安管理規程（JEAC 8021-2018）では、PV 設備の定期点検の月次点検と年次点検をそれぞれ「設備を停止させない状態での点検」、「設備を停止させた状態での点検」としている。前者については形式上「1 回／6 ヶ月」としているが、1 回の点検機会に全設備を対象として点検する必要はなく、各設備又は区域に対して計画的に部分点検を実施し、全体として「1 回／6 ヶ月」とする方法で問題はない。

附属書C (参考) PVシステム運用

C.1 基本的な管理業務（手順及び手続き），及び保守要件並びに推奨案

この附属書は，PV システムの長期的な運用のために基本的な管理業務（手順及び手続き），及び保守要件並びに推奨案を記述する。

管理業務

- a) PV システムを運用・保守するに当たり，次の情報を確認する。
 - 1) 取扱説明書（製造業者から提供されたパワーコンディショナ，表示装置の説明書類など）
 - 2) 保証書（太陽電池モジュール，パワーコンディショナ，表示装置，販売施工業者の連絡先など）
 - 3) 完成検査報告書（システム構築者又は製造業者の様式による）
 - 4) 太陽電池モジュールレイアウト図（太陽電池モジュール配置図，ストリング接続図など）
 - 5) 電気事業関連（パワーコンディショナの保護継電器整定値，配線図，発電シミュレーション）
 - 6) 過去の点検報告書
 - 7) 緊急時の連絡先などのフロー
- b) 作業遂行と保守の安全かつ効率的な実施のための措置
 - 1) 保安規程の制定（事業用電気工作物の場合）
 - 2) “労働安全衛生法”及びその関連省令に基づく安全対策の実施
 - 3) 最低人員の確保
 - 4) 感電防止対策
- c) 運用者の知識と成績が安全で信頼性のあるシステム運用を支えることができるものであることを確実にするために，運用者の知識，手順，文書及び訓練を，策定及び維持する。役務提供者の資格を確認し取り締まる。
- d) 電気事故発生時は，電気関係報告規則に基づき報告を行う。

この附属書の適用範囲外である例を，次に記載する。

- 1. 停電など，系統側に起因する発電電力量の低下，システムの状態以外の要因による運用上の発電ロスはこの技術資料では対象としない。
- 2. 一般送配電事業者の要求による出力制御などは，この附属書には記載しない。

注記 出力制御を行う制御装置は製造業者指定の方法により，出力制御に関する設定や一般送配電事業者との通信が正常に行われることを確認する。

附属書D (規定) 点検要件と方法

この附属書は、IEC 62446-1 の箇条 5 から箇条 8 を参照し作成している。IEC 62446-1 は、PV システムの竣工検査の規定であり、保守及び点検の範囲外の要件が含まれている。

次に掲げる規格は、この技術資料に引用される。

JIS C 60364 低圧電気設備

D.1 検証（点検）

D.1.1 一般

D.5 は系統連系 PV システムの電気設備の竣工検査と定期点検に関する要件を提供する。**JIS C 60364-6** の適切な箇所を参照するとともに、追加的な要件又は考慮点を詳述する。

系統連系 PV システムの点検は、**JIS C 60364-6** を参照して行うことが望ましい。同規格は、電気設備の竣工検査及び定期点検の要件を提供するものである。

サブシステムと各機器の設置は、いずれの場合も、施工中に、**JIS C 60364-6** を参照して検証を行わなければならない。完成時には、使用者の供用に付す前に、**JIS C 60364-6** を参照して検証を行わなければならない。竣工検査には、確認結果に関連する基準に照らし合わせて、**JIS C 60364** 群及び JIS 未制定の **IEC 60364** 群の要件に適合していることを確認しなければならない。

なお、既存の設備に対する変更工事の場合は、当該変更が **JIS C 60364** 群及び **IEC 60364** 群に適合し、既存設備の安全性を損なわないことを確認しなければならない。

竣工検査及び定期点検は、専門技術者が実施しなければならない。

竣工検査は新規設置の完成時又は既存設備の変更の完成時に行う。定期点検では、設備とそのすべての構成機器が **JIS C 60364** 群及び **IEC 60364** 群に適合していることを確認しなければならない。

PV システムにおいて、点検の頻度は、当該 PV システムが接続されている交流側の電気工作物によって要求されている期間以上であってはならない。

D.1.2 検査

D.1.2.1 一般

検査は、試験前に行い、通常は設備に通電する前に行わなければならない。検査は、**JIS C 60364-6** の要件に適合して実施しなければならない。

設置後に配線へ容易にアクセスできない場合は、設置工事前又は設置工事中に配線を検査する必要性があり得る。

次の項目は、系統連系 PV システムに特有なものであり、検査に含めなければならない。

D.1.2.2 DC システム—一般

DC システムの検査には、少なくとも次の項目を含めなければならない。

- a) 当該 DC システムが **JIS C 60364** 群及び **IEC 60364** 群及び **IEC 62548** の要件に適合して設計、指定及び設置されている。
- b) 太陽電池アレイの最大電圧が、当該太陽電池アレイの場所に適當である。
- c) システムの各機器又は架台構造のすべてが、風、雪、気温、腐食などの予想される外的影響に耐える

ように選定され設置されている。

- d) (該当する場合) 屋根の固定金物とケーブル引込口に耐候性がある。

D.1.2.3 DCシステム—感電保護

DC システムの検査には、少なくとも次の感電保護のために実施されている手段の確認を含めなければならない。

- a) 安全特別低電圧 (SELV 及び/又は PELV) による保護手段。
- b) DC 側にクラス II 又は同等の絶縁を用いて保護。
- c) スtring及びケーブルが、地絡及び短絡を最小限にするように選定され設置されている。

D.1.2.4 DCシステム—絶縁破壊保護

DC システムの検査には、少なくとも、絶縁破壊の影響に対する保護のために実施されている手段の確認を含めなければならない、これには次を含める。

- a) パワーコンディショナ内又は AC 側に直流流出の防止対策が施されているかどうか。
- b) DC 導体の機能接地。
絶縁破壊の影響に対して取られている保護対策が正しく使用されているかどうかを判定するために、直流絶縁と機能接地の配線に関する知識が必要である。

D.1.2.5 DCシステム—過電流保護

DC システムの検査には、少なくとも DC 回路の過電流保護のために実施されている手段の確認を含めなければならない。

DC 回路の過電流保護の方法は、次のいずれかによる。

- a) 逆流防止素子による保護
接続箱には、太陽電池アレイへの電流の逆流に対する安全装置として、逆流防止ダイオード又はこれに代わる機能をもつ逆流防止デバイスが設けてある。
- b) ヒューズによる過電流保護
 - 1) String過電流保護装置を持たないシステムについては、次の項目を確認する。
 - ・ $I_{MOD_MAX_OCPR}$ (太陽電池モジュールの直列ヒューズ最大定格値) が発生し得る逆電流より大きい。
 - ・ Stringケーブルが並列String由来の最大合算故障電流に耐える容量である。

注記 太陽電池アレイの逆電流の算出は、IEC 62548 を参照。
 - 2) String過電流保護装置をもつシステムについては、次の項目を確認する。
 - ・ String過電流保護装置が設置されており、IEC 62548 の要件適合の正しい仕様となっている。
 - 3) 太陽電池アレイ及び太陽電池サブアレイ過電流保護装置をもつシステムについては、次の項目を確認する。
 - ・ 過電流保護装置が設置されており、IEC 62548 の要件適合の正しい仕様となっている。

当該システムのパワーコンディショナ (単複数) が太陽電池アレイ回路に逆給電するおそれも確認しなければならない。逆給電電流は、太陽電池モジュールの最大ヒューズ定格値及びStringケーブルのアンペア定格値の両方よりも低いことを確認しなければならない。

D.1.2.6 DCシステム—接地及びボンディング配列

DC システムの検査には、少なくとも次の確認を含めなければならない。

- a) PV システムが DC 導体の一つに機能接地をもつ場合は、当該機能接地接続が IEC 62548 の要件適合の仕様と設置になっている。
- b) PV システムが DC 側で直接、大地に接続されている場合は、IEC 62548 の要件に従って地絡遮断器が、IEC 62548 の要件適合で提供されている。

- c) 太陽電池アレイフレームのボンディング配列が **IEC 62548** の要件適合の仕様と設置になっている。
注記 国内の他の基準が異なるボンディング配列を求める場合があり得る。
- d) 保護接地又は等電位ボンディング導体が設置されている場合は、DC ケーブルと並列であり、同時に同ケーブルとまとめられている。
- e) PV システムが DC 導体の一つに機能接地をもつ場合で、接続箱、直流集電箱などに断路器、開閉器及び遮断器を使用する場合は、機能接地で利用できるものが選定されている。

D.1.2.7 DCシステムー落雷と過電圧の影響に対する保護

DC システムの検査には、少なくとも次の確認を含めなければならない。

- a) 落雷による誘起電圧を最小限にするために、すべての配線ループの面積をできるだけ小さくしてある。
- b) 長いケーブルを保護する手段が講じられている。
(例 スクリーン[ケーブルの金属シース], サージ保護装置[SPD]の使用)
- c) サージ保護装置が設置されている場合は、これが **IEC 62548** の要件適合で設置されている。

D.1.2.8 DCシステムー電気機器の選定と設置

DC システムの検査には、少なくとも次の確認を含めなければならない。

- a) 太陽電池モジュールが DC システムの最大入力電圧値で利用できる定格となっている。
- b) すべての直流機器が連続して安全に通電することができる入力電流の最大値で利用できる定格となっており、**IEC 62548** が定義する直流システムの最大入力電圧と定格入力電流において連続運用可能な定格となっている。
注記 DC システムの検査には、最大システム電圧と電流の情報が必要である。
 - ・ 最大システム電圧は、ストリング及び太陽電池アレイの設計、太陽電池モジュールの開放電圧 (V_{oc})、温度及び日射強度の変動に対応するための乗数を関数とする。
 - ・ 最大許容入力電流は、ストリング及び太陽電池アレイの設計、太陽電池モジュールの短絡電流 (I_{sc})、温度及び日射の変動に対応するための係数を持つ関数とする。
- c) 配線システムは、風、氷結、温度、紫外線、太陽放射などの予想される外的影響に耐えるように選定及び施工されている。
- d) 絶縁及び断路の手段が、ストリング及び太陽電池サブアレイに提供されており、これが **IEC 62548** の要件に適合している。
- e) 直流断路器及び開閉器が、**IEC 62548** の要件適合でパワーコンディショナの側に設置されている。
注記 確認報告書に断路器及び開閉器の種類と位置を示すことが期待されている。
- f) 逆流防止ダイオードが装着されている場合は、逆電圧定格値が少なくとも $2 \times V_{oc}$ (STC) となっている (**IEC 62548** 参照)。
- g) 接続しているプラグ及びソケットは、同一種類で同一製造業者製であり、**IEC 62548** の要件に適合している。

D.1.2.9 ACシステム

PV システムの AC 側の検査には、少なくとも次の確認を含めなければならない。

- a) パワーコンディショナを解列する手段が、AC 側に設置されている。
- b) 断路器、開閉器及び遮断器のすべてが、PV システムが“負荷”側に、系統が“電源”側になるように接続されている。
- c) パワーコンディショナの動作パラメータが、電技解釈第 8 章に基づいてプログラムされている。
- d) 漏電遮断器がパワーコンディショナに入力する AC 回路に設置されている場合は、当該漏電遮断器の種類が **IEC 62548** の要件に従って選定されている。

D.1.2.10 表示ラベルと識別情報

PV システムの検査には、少なくとも次の確認を含めなければならない。

- a) 回路、保護装置、スイッチ及び端子のすべてが **IEC 60364** 及び **IEC 62548** 又は国内規格の要件に適合し、適切にラベル表示されている。
- b) 接続箱、パワーコンディショナなどが太陽電池モジュールに近接して設置されるなど PV システムであることが容易に判断できる場合、又は機器本体に表示された商品名により、PV システムであることが容易に判断できる場合を除き、感電防止のための表示が機器本体の容易に確認できる位置に一箇所以上ある。
 直流配線を、太陽電池モジュールと接続していることが容易に判断できる場合又は、配線表面の色又は模様により、直流配線であることが容易に判断できる場合を除き、感電防止のための表示が、どの位置においても、一箇所以上、容易に確認できるように表示されている。
- c) AC 側の解列手段が、明確に表示されている。
- d) 直流と交流の 2 つの電源をもつことを示す警告ラベルが、連系接続点に表示されている。
- e) 単線結線図が、現場に表示されている。
- f) 設置詳細が、現場に表示されている。
- g) 停止手順が、現場に表示されている。
- h) （該当する場合は）非常時の手順が、現場に表示されている。
- i) 標識及びラベルのすべてが、適切に取り付けられ、耐久性がある。

注記 PV システムの標識及びラベルの要件は、**IEC 62548** に詳述されている。

D.1.3 試験

D.1.3.1 一般

電気設備の試験は、**JIS C 60364-6** の要件に従って行う。

測定器と監視機器及び監視方法は、**JIS C 1302** 及び **JIS C 1010** シリーズの安全性の該当部分に従って選定する。それ以外の測定機器を用いている場合は、同等の発電性能と安全性をもつものを使用する。この技術資料に記載する試験方法は参照扱いであり、同等の結果が得られる他の方法を排除するものではない。

各試験は、**D.2** に従い実施する。

試験は、関連するものすべてについて、記載する順序で実施することが望ましい。

試験で不具合が指摘された場合は、当該不具合がそれまでの試験結果に影響を与えているおそれがあるため、当該不具合を是正した後、それまでの試験をすべて繰り返す。

試験結果が要件不適合を示した場合、当該試験及びそれまでの試験で当該不具合によって影響を受けていた疑いのある試験を繰り返し行う。

D.1.3.2 試験と追加試験

PV システムに適用する試験は、当該システムの規模、種類、場所及び複雑さに応じて適切に対応する必要がある。

本箇条では、2 つのカテゴリの試験及び当該試験完了後に実施する追加試験を規定する。

- － カテゴリ 1 試験－最小要件－全システムに適用する基準試験
- － カテゴリ 2 試験－カテゴリ 1 試験実施後に行う、拡張試験
- － 追加試験－状況によって行う、その他試験

D.1.3.3 モジュール一体型エレクトロニクスをもつシステムの試験

AC モジュール、DC-DC コンバータ、その他いかなるものであれ太陽電池モジュール一体型エレクトロニクスを使って構成されたシステムは、表 D.1-1 を用いて正しい試験を決定する。

表 D.1-1—モジュール一体型エレクトロニクスをもつシステムの試験の変更

機器	基準試験の変更
AC モジュール	• DC の試験，検査，ともに不要
マイクロインバータ 現場配線工事なし(接続はすべて太陽電池モジュールとパワーコンディショナのリード線を使用)	• DC 回路の試験不要 • DC 部分の検査要
マイクロインバータ 現場配線工事あり	• DC 回路の試験要 • DC 部分の検査要
モジュール一体型エレクトロニクス	• 可能な場合は基準試験に従う • 試験における制約について製造業者と協議（例 絶縁抵抗測定） • 試験の可否基準について製造業者と協議（例 予想される V_{OC}）

モジュール一体型エレクトロニクスは、仕様及び特性が様々であり、試験方法を特定したり、試験結果を予測したりすることが困難である。(DC-DC コンバータのような) なんらかのモジュール一体型エレクトロニクスをもつシステムは、竣工検査の前に製造業者と協議することが望ましい。

注記 通常、I-V 曲線試験及び EL 検査は、これらのシステムには適用できない。太陽電池モジュールレベルのデータを利用して、太陽電池モジュールレベルでパフォーマンスの問題を見つけることができる。

D.1.3.4 カテゴリ1試験—全システム

カテゴリ 1 試験は、システムの規模、種類、場所及び複雑さを問わず、すべてのシステムに適用される最小限の試験で、表 D.1-2 のとおり定期点検では竣工時のみに確認すべき項目を除き、実施される。

表 D.1-2—カテゴリ 1 試験の適用

試験項目	竣工時	定期点検
D.6.1 保護接地導体及び等電位ボンディング導体の導通	○	△
D.6.2 極性試験	○	×
D.6.3 接続箱試験	○	×
D.6.4 スtringer 開放電圧測定	○	○
D.6.5 機能試験	○	○
D.6.6 太陽電池アレイ絶縁抵抗測定	○	○

(凡例 ○：実施 △：必要に応じ実施 ×：不要)

試験は、PV システムの AC 側と DC 側の両方を対象とする。通常は、AC 試験、DC 試験の順で行う。なお、AC 側の試験が工事の後半でしか実施できない場合は、一部の DC 試験を先に実施する。この場合、DC 試験の幾つか（例 パワーコンディショナの正しい動作を確認するもの）は、AC 試験完了後に行うことになる。

次の試験は、全システムで実施しなければならない。

a) AC 側

AC 回路（単複数）すべてについての試験は JIS C 60364-6 の要件による。

b) DC 側

次の試験を、太陽電池アレイを構成する DC 回路（単複数）について実施する。

- 1) 接地及び等電位ボンディング導体が設置されている場合はその導通性
- 2) 極性試験
- 3) 接続箱試験
- 4) スtring又はハーネスサブアレイ開放電圧試験
- 5) String又はハーネスサブアレイ機能試験
- 6) DC 回路の絶縁抵抗

注記 これらの試験は、**D.2** に詳述する。

安全性及び機器の損傷防止のため、極性試験、接続箱及び直流集電箱試験は、Stringが相互接続される前に実施しなければならない。

String開放電圧 (V_{OC}) は、(**D.2.4** に記載する) I-V 曲線測定から求めてもよい。I-V 曲線測定がカテゴリ 1 試験の適切な段階で実施されるならば、 V_{OC} 試験は省略できる。

D.1.3.5 カテゴリ2試験

カテゴリ 2 試験は、太陽電池アレイ、モジュールの発電能力低下が見られた場合にその性能評価や異常箇所を調査するために実施するもので、より大規模なシステム及び複雑なシステムを想定した試験も追加されている。カテゴリ 2 試験を開始する前には、カテゴリ 1 の全試験が実施され合格となっていなければならない。

カテゴリ 1 試験に加え、次の試験を適用してもよい。

- a) String又はハーネスサブアレイ I-V 曲線測定
- b) String回路電流試験（短絡又は動作）
- c) 赤外線サーモグラフィ試験

I-V 曲線測定が実施される場合は、 I_{SC} 及び V_{OC} を得ることができるため、 V_{OC} 試験及び I_{SC} 試験は省略できる。

注記 1 場合によっては、カテゴリ 2 試験の一要素又は一部だけを実施することを選択してもよい。この例として、システム所有者がカテゴリ 1 試験に I-V 曲線測定による発電性能評価を加えたいと要望する場合などがある。

注記 2 場合によっては、カテゴリ 2 試験はシステムの一部分にだけ実施してもよい。この例として、システム所有者がStringのうち、規定した分、割合だけに I-V 曲線測定又は赤外線サーモグラフィ試験を要望する場合などがある。

D.1.3.6 追加試験

追加試験とは、カテゴリ 1 及び 2 に記載する基準試験に加え、原因不明の発電電力変化や地絡に関連するエラーの発報などの調査のため、状況によって実施する試験である。これらの試験は、システム所有者の具体的な要請によるか、基準試験では特定されていない問題を他の試験及び動作上の異常がこれを示唆したときに不具合を検出する手段として実施する。

- a) 対地電圧－抵抗接地システム

この試験は、太陽電池モジュールの充電部（プラス極又はマイナス極）を高インピーダンス（抵抗）接地するシステムを評価するために適用する。手順は **D.4.1** に記載する。

- b) 逆流防止ダイオード試験

逆流防止ダイオードは、オープン又はショートの方の状態で故障しうる。この試験は、逆流防止ダイオードが設置されている設備で重要である。逆流防止ダイオードの試験手順を、**D.4.2** に記載する。

c) 湿潤絶縁抵抗測定

湿潤絶縁試験は、基本的に不具合発見作業の一環として使用される。すなわち、標準（標準乾燥状態）絶縁試験の結果が通常、よく得られる試験結果より下回った場合又は施工若しくは製造上の絶縁不良が看取された場合である。湿潤絶縁抵抗試験の手順を **D.4.3** に記載する。

d) 日影評価

新規 PV システムを検査するときには、完工時における日影状態の確認が有用な記録となり得る。日影評価は、日影環境が将来変化した場合、比較のための基準線を提供する。日影の記録は、システム設計時の日影前提条件が施工に反映されているかどうかの確認としても有用である。日影記録は、工事が発電性能保証などの発電性能契約の対象である場合に特に有用性が高い。日影の記録手順を、**D.4.5** に記載する。

D.2 試験手順-カテゴリ1

D.2.1 保護接地導体及び等電位ボンディング導体の導通

太陽電池アレイフレームのボンディングのように、保護接地導体又は等電位ボンディング導体が DC 側に設置されている場合は、導通試験をこれらの導体すべてに実施しなければならない。主接地端子への接続も確認することが望ましい。

D.2.2 極性試験

すべての DC ケーブルの極性を、適切な試験器具を用いて確認しなければならない。極性が確認されたら、ケーブルが正しく識別され、接続箱、直流集電箱及びパワーコンディショナなどのシステム機器に正しく接続されていることを確認しなければならない。

注記 安全上の理由及び接続されている機器の損傷防止のために、当該極性確認は、他の試験の前、開閉器などを閉（オン）にする前、又はストリングの過電流保護装置が挿入される前に実施することが非常に重要である。既に接続されているシステムで確認が行われ、逆極性のストリングが発見された場合は、この誤りで損傷が発生していないかどうか、太陽電池モジュールとバイパスダイオードを確認することが重要である。

D.2.3 接続箱試験

接続箱試験の目的は、すべてのストリングが正しく接続されていることを確認することである。逆極性のストリングがあると、複数の接続箱が相互接続されている大規模のシステムでは、その影響が大きくなり得る。

テストで極性試験を実施することは可能であるが、多数の回路を確認するときは、“－” 表示を見落としやすい。代替方法として、音や表示色変化にて注意喚起機能のある電圧計の使用、次の試験手順であれば、電圧の読取値がかなり異なることから逆接続を見落とし難くなる。

この試験手順は、次のとおりであり、ヒューズ及びコネクタを挿入する前に実施しなければならない。

- － 最大システム電圧の少なくとも 2 倍の電圧範囲をもつ電圧計を選定する。
- － ストリングが一つの負極電極を共有するように、負極ヒューズ及びコネクタすべてを差し込む。
- － 正極ヒューズ及びコネクタは、差し込まない。
- － 1 番目のストリングの開放電圧を、正極と負極間で測定し、期待値に近いことを確認する。
- － 1 番目に測定したストリングの正極と次のストリングの正極間の電圧を測定する。これら 2 つのストリングは、負の基準極を共有しているため、測定電圧は、ほぼゼロに近いはずである。
- － 1 番目に測定したストリングの正極と残りのストリングの正極間電圧の測定を行う。
- － 逆極性状態が存在すると測定電圧がシステム電圧の倍になるため、非常に明白である。

D.2.4 スtringー開放電圧測定

開放電圧 (V_{OC}) 測定の目的は、Stringが太陽電池アレイの設計図どおりに正しく配線されているかどうか、具体的には想定されている数の太陽電池モジュールが当該String内で直列に接続されているかどうかを確認することである。String内の太陽電池モジュール接続の間違い又は太陽電池モジュール数の誤りは、比較的良好に見られるエラーであり、特に大規模システムで見られる。開放電圧測定は、短時間でこうした不具合を特定できる。

注記 期待値よりも非常に低い電圧の場合は、単複数の太陽電池モジュールが間違った極性で接続されていること、絶縁不良で1個以上のバイパスダイオードがショート故障しているか、絶縁不良による故障が発生していること、損傷又は電線管若しくは端子ボックス内に水が溜まっていることを示している場合がある。高い電圧の場合は、通常は配線の誤りである。

各Stringの開放電圧は、適切な測定器具を用いて測定することが望ましい。これは、開閉器などを投入する前又はString過電流保護装置が設置される場合は、これが設置される前に行うことが望ましい。測定された開放電圧値は、次のどれかの方法で期待値（5%内が一般的）と合致するかどうかを評価しなければならない。

- 当該太陽電池モジュールのデータシートから、又は太陽電池モジュールの種類及び数、それに太陽電池モジュールセル温度を算入した詳細な太陽電池モデルから得られた期待値と比較する（太陽電池モジュールの開放電圧の温度特性を含む詳細なデータシートが入手できる場合）。
- 単体太陽電池モジュールで V_{OC} を測定し、その後この値を使って当該Stringの期待値を計算する（安定した日射強度条件がある場合に最適）。
- 同一Stringが複数あるシステムで安定した日射強度条件が存在する場合は、String間で電圧を比較することができる。
- 同一Stringが複数あるシステムで不安定な日射強度条件が存在する場合は、複数の計器を使ってString間で電圧を比較することができ、この場合は基準Stringに計器を1つ設置する。

注記 Stringがケーブルなどにより並列接続されている場合は、Stringごとに開放電圧を測定することが困難な場合がある。このような場合は、太陽電池モジュール製造業者の指示に従って測定を行う。

D.2.5 機能試験

次の機能試験を実施しなければならない。

- 開閉器、遮断器及び他の制御装置を試験し、これらが正しく動作し、正しく取り付けられ接続されていることを確認しなければならない。
- PV システムの一部を構成するパワーコンディショナはすべて試験して、正しい動作を確認しなければならない。試験手順はパワーコンディショナ製造業者によって定義されているものであることが望ましい。

AC 電源の存在を必要とする機能試験（例 パワーコンディショナ試験）は、システムの AC 側の試験が行われてから実施する。

D.2.6 太陽電池アレイ絶縁抵抗測定

D.2.6.1 一般

太陽電池アレイの DC 回路は、日中は充電しているため従来の AC 回路とは異なり、この試験を実施する前に充電部を分離することができない。

この試験の実施には、感電のおそれがある。従って、作業を始める前に手順を十分に理解することが重要である。次の基本的な安全対策を実施することが望ましい。

- － 認められた者以外の作業エリアへのアクセスを制限する。
- － 絶縁抵抗測定を実施するときは、試験実施者以外の誰も金属表面に触れないようにする手段を講じる。
- － 絶縁抵抗測定を実施するときは、試験実施者以外の誰も太陽電池モジュール、ラミネートの裏側及び端子にも触れないようにする手段を講じる。
- － 絶縁抵抗測定装置に通電したときには、常に試験エリアには電圧が存在する。当該機器は自動放電能力がなければならない。
- － 試験中は、適切な防護服及び保護具を装着することが望ましい。

試験の結果が疑わしい場合、施工不良又は製造不良による絶縁破壊が疑われる場合は、太陽電池アレイ湿潤絶縁抵抗測定が適切な場合があり、破壊の位置を特定する一助となる場合がある。適切な試験手順は **D.4.3** を参照されたい。

サージ保護装置（SPD）及びその他の機器が絶縁抵抗測定に影響を与えるおそれが高い場合、又は損傷するおそれがある場合は、これらの機器を当該確認試験の実施前に一時的に被試験回路より分離しておくなければならない。

D.2.6.2 太陽電池アレイ絶縁抵抗測定－試験方法

この試験は、最低でも（適宜）太陽電池アレイごと又は太陽電池サブアレイごとに繰り返すことが望ましい。アレイで測定した場合、逆流防止ダイオード（ブロッキングダイオード）が付いている接続箱では、ダイオードの向き（極性）によって絶縁抵抗計の試験電圧がブロックされるため、個々のストリングで試験をすることを推奨する。なお、薄膜太陽電池モジュールのアレイなどすべての直列にブロッキングダイオードが入っているケースは試験方法 2 を適用する。

a) 試験方法 1

初めに太陽電池アレイ正極（P）と接地（E）間を試験し、特に問題なければ、次に太陽電池アレイ負極（N）及び接地（E）間を試験する。

注記 1 絶縁抵抗計の印加電圧は、絶縁抵抗計の接地端子に対してマイナスであるため、仮にストリング中に地絡や太陽電池モジュール内の絶縁劣化及び断線などの不具合箇所があった場合、太陽電池アレイ負極及び接地間を試験すると、太陽電池モジュールには自身の起電力と逆方向の印加電圧が掛かり、バイパスダイオード等太陽電池内部素子を損傷するおそれがある。必ず、太陽電池アレイ正極（P）と接地（E）間から試験を行うこと。

注記 2 PV システム用絶縁抵抗計は地絡検知及び保護する機能があり、発電中でも正確な絶縁抵抗を測定することができるため、この絶縁抵抗計の使用を推奨する。

注記 3 太陽電池アレイの開放電圧を測定し、異常がなく、ケーブルの断線や太陽電池モジュールのコネクタ抜けなどリスクがないと判断された場合は太陽電池アレイ正極（P）－接地（E）間の絶縁抵抗の測定結果で太陽電池アレイ負極（N）－接地（E）間の絶縁も満足されたと判断してもよい。夜間の測定の場合は太陽電池アレイ正極（P）及び負極（N）を短絡して、対地間の絶縁抵抗を測定すること。

b) 試験方法 2

太陽電池アレイの正極（P）と負極（N）を短絡させ、接地間とを試験する。構造及び太陽電池アレイ金属部分が正しく接地極へ接続されている事が確認できた場合は、太陽電池アレイ金属部分を接地極として代用してもよい（太陽電池アレイ金属部分を使用する場合は、しっかり接続されていることを確認する。）。

太陽電池アレイ金属部分が接地極へ接続されていないシステム（クラス II 設備）の場合、作業者は、

- i)**太陽電池アレイケーブル（複数）と接地間、それに追加試験として **ii)**太陽電池アレイケーブル（複数）とフレームの間の 2 つの試験を選んでもよい。

アクセス可能な電導部位を持たない太陽電池アレイ（例 太陽電池屋根瓦）の場合は、この試験は太陽電池アレイケーブル（複数）と当該建物の接地の間でなければならない。

試験方法 2 を採用する場合は、アークのリスクを最小限にするために、太陽電池アレイの正極及び負極のケーブルを安全に短絡させることが望ましい。これは適切な短絡用開閉器によって実現することが一般的である。

この試験手順はピーク電圧が太陽電池モジュール、スイッチ、サージ保護装置及びその他システム機器の定格を超えないように計画されていることが望ましい。

D.2.6.3 太陽電池アレイ絶縁抵抗測定－試験手順

D.2.6.3.1 一般

この試験を始める前に、次の内容を実施する。

- － 認められた者以外のアクセスを制限する。
- － 太陽電池アレイをパワーコンディショナから分離する（一般に太陽電池アレイ断路器又は開閉器を用いる）。
- － 接続箱及び直流集電箱内で絶縁測定に影響し得る機材（すなわちサージ保護装置など）は、すべて接続を外す。

短絡用開閉器が試験方法 2 として試験に使用されている場合は、太陽電池アレイケーブル（複数）が当該短絡機器に確実に接続されてから短絡開閉器を閉（オン）することが必須である。

絶縁抵抗測定装置は、“接地及び太陽電池アレイケーブル（単数又は複数）”又は“接地及び直流集電箱バスバーの間”に適切に接続しなければならない。試験リード線をしっかり固定してからこの試験を実施することが必須である。

絶縁抵抗測定装置の取扱説明書に従って、試験電圧が表 D.1-3 に拠っており、読取値がメガオームであるようにする。

試験用ケーブルの脱着及び導電部位に触れる前に、システムが充電されていないことを確認する。

日中の試験の場合は、システムが充電しているため、十分な安全対策及び注意が必要である。

D.2.6.3.2 絶縁抵抗－10 kW以下の太陽電池アレイ

10 kW 以下の太陽電池アレイは、絶縁抵抗を表 D.1-3 に記載する試験電圧で測定しなければならない。各回路が表 D.1-3 に示す適切な値以上である絶縁抵抗をもつとき、適合と見なす。

表 D.1-3－最小絶縁抵抗値－10 kW 以下の太陽電池アレイ

システム電圧 (V_{OC} (STC) $\times 1.25$)	試験電圧	最低絶縁抵抗
< 120 V	250 V	0.5 M Ω
120～500 V	500 V	1 M Ω
500～1,000 V	1,000 V	1 M Ω
>1,000 V	1,500 V	1 M Ω

注記 表 D.1-3 は、JIS C 60364-6 に示された絶縁抵抗の基準である。低圧電気設備の技術基準として IEC 60364 群を参照して設計及び施工された PV システムは、表 D.1-3 の基準を遵守する必要がある。電気設備技術基準の解釈第 3 条から第 217 条の規定により施設している場合は、電気設備に関する技術基準を定める省令第五十八条に従う必要がある。

D.2.6.3.3 絶縁抵抗—10 kW超の太陽電池アレイ

10 kW 超の太陽電池アレイは、次の 2 つの試験方法のうち、いずれか一つに従わなくてはならない。

a) 方法 A

絶縁抵抗測定は、次のいずれかについて行う。

- 個々のストリング
- 容量合算計が 10 kW 以下である、複数のストリングのセット

絶縁抵抗は、表 D.1-3 に記載する試験電圧で測定しなければならない。絶縁抵抗が表 D.1-3 の適切な値以上であれば適合である。

b) 方法 B

方法 B は、太陽電池アレイ（又は太陽電池サブアレイ）全体の試験を可能とする代替方法である。

表 D.1-3 の要件を満たす場合がある。従って、方法 B は省略法を提供する（最初から太陽電池アレイ全体を試験する）。この試験に不合格になって初めて、より狭い範囲のセクションに対して試験を実施することが望ましい。

絶縁抵抗は、表 D.1-3 に記載する試験電圧で測定しなければならない。絶縁抵抗が、表 D.1-3 に記載する適切な値以上であれば適合である。

測定値が表 D.1-3 に記載する適切な値を下回ると、当該システムは試験回路のストリング数を減らして再試験することが望ましい。

D.2.7 一般

カテゴリ 2 試験は、システムの全部に実施することもそのサンプル部分にだけ実施することも可能である。ただし、サンプリングの箇所は毎回同じ所ではなく、何回かの点検で一巡するようになるようにすること。

注記 大規模システムの場合に特に言えることであるが、カテゴリ 2 の試験はシステムの選定されたサンプル部分（ストリング及び太陽電池モジュールの規定比率）に対して実施することが比較的一般的である。このような選択的な方法及びシステムの供試部分の比率については、竣工検査前にシステム所有者と合意しておく。

D.3 試験手順—カテゴリ 2

D.3.1 ストリング I-V 曲線測定

D.3.1.1 一般

ストリング I-V 曲線測定は、次の情報を提供することができる。

- ストリング開放電圧 (V_{OC}) 及び短絡電流 (I_{SC})
- 最大出力電圧 (V_{mpp})、電流 (I_{mpp})、及び最大出力 (P_{max}) の測定値
- 太陽電池アレイ発電性能の測定
- 太陽電池モジュール及びストリングの曲線因子 (FF 値) の測定
- 太陽電池モジュール及びストリングの不具合及び日影問題の特定

I-V 曲線測定を実施する前に、測定装置が正常に動作することを確認しておく。

D.3.1.2 I-V 曲線測定— V_{OC} 及び I_{SC}

I-V 曲線測定は、測定を行うことによって、ストリング又はハーネスサブアレイ開放電圧 (V_{OC})、及び短絡電流 (I_{SC}) を同時に測定することができる。I-V 曲線測定を実施すると、 V_{OC} 試験及び I_{SC} 試験を省略できる。

D.3.1.3 I-V曲線測定－太陽電池アレイ性能の確認

適切な日射強度条件であれば、I-V 曲線測定によって、太陽電池アレイの発電性能が定格（銘板）発電性能を満たしているか否かを判断する情報が得られる。

ストリング又はハーネスサブアレイ、及び太陽電池アレイの発電性能測定は、太陽電池アレイ面で測定して 700 W/m^2 以上の安定した日射強度条件で実施することが望ましい。

注記 1 低い日射強度及び入射角が鋭角すぎる状態で測定した場合は、測定誤差が大きくなるおそれがある。PV システムの性能の評価については、IEC TS 61724-2:2016 参照。

注記 2 ストリング又はハーネスサブアレイの最大電力、電流及び電圧は、日射強度及び温度の影響を受け、I-V 曲線の形状におけるいかなる変化でも間接的に影響を受ける。この変化の程度は、その太陽電池の種類及び太陽電池モジュール発電性能の劣化具合による。

I-V 曲線測定を実施する手順は、次による。

- － システムが停止していて電流が流れていないことを確認する。
- － 回路（群）を分離し I-V 曲線測定装置のプロブをストリングの出力端子部に接続する。
- － 試験装置は供試太陽電池モジュールの特性、種類、数量に応じてパラメータを入力しておく。
- － I-V 曲線測定装置に附属する日射計を太陽電池アレイ面と一致するように取り付ける。基準セル装置を使用する場合は、供試太陽電池アレイと同じ種類の太陽電池であるか、又は特性の差異に応じて適切に補正されていることを確認しておく。
- － I-V 曲線測定装置がセル温度プロブを用いている場合は、これが当該太陽電池モジュール中央部の裏側にしっかりと接触し適切に温度が測定できていることを確認する。I-V 曲線測定装置によって温度補正が計算される場合は、正しい太陽電池モジュール特性が当該装置に入力されており、ストリングの V_{oc} 値が想定される範囲内にあることを確認する。

注記 V_{oc} の確認は、当該ストリングに欠落している太陽電池モジュールがないことの確認と、可能な限りにおいて、ショート故障しているバイパスダイオードがないことを確認するために行う。いずれの状態も測定された V_{oc} から温度補正の計算するとき一定の誤差を伴う。

- － この試験を実施する場合は、日射強度が太陽電池アレイ面で 700 W/m^2 を超えていることが望ましい。

測定値が、（当該 I-V 曲線測定装置の確度許容誤差も含めて）供試太陽電池モジュールの定格出力公差内であることが望ましい。

D.3.1.4 I-V曲線測定－太陽電池モジュール及び太陽電池アレイの不具合及び日影問題の特定

I-V 曲線の形状から、供試太陽電池アレイについて次のような不具合が特定できる場合がある。

- － 損傷した太陽電池セル及び太陽電池モジュール
- － ショート故障したバイパスダイオード
- － 局所的な日影
- － 太陽電池モジュールのミスマッチ
- － 太陽電池セル、太陽電池モジュール及び太陽電池アレイ中の分路抵抗の存在
- － 過大な直列抵抗

I-V 曲線の記録においては、想定された曲線から大きな逸脱がないことを確認しなければならない。I-V 曲線の想定される曲線からの逸脱は、当該太陽電池アレイ内の重大な不具合を示しているおそれがあるため、特に注意を必要とする。I-V 曲線の逸脱の解釈に関する情報は、附属書 E に記載する。

同一ストリングを複数もつシステムで安定した日射強度条件である場合は、個々のストリングの曲線を重ね描き（オーバーレイ）して比較するとよい。このような曲線は形状がそろっていることが望ましい（安定日射条件及び温度条件において、オーバーレイした I-V 曲線の最大値と最小値の差が 10 %以内）。

日射強度条件が安定していない場合は、オーバーレイの前に標準の日射と温度（例 標準試験条件

(STC)) にこれら曲線を変換する必要がある。

D.3.2 スtring電流測定

D.3.2.1 一般

Stringの電流測定の目的は、システムの動作特性を把握し、太陽電池アレイ配線に大きな不具合がないことを確認することである。これら試験は、太陽電池モジュール及び太陽電池アレイの発電性能測定とすべきではない。

試験方法 2 種が可能であり（短絡試験と動作試験）、両方ともにStringの正しい機能性に関する情報が得られる。可能な場合は、パワーコンディショナの影響を排除するため、短絡試験が望ましい。

注記 1 I-V 曲線測定もまたパワーコンディショナから独立しており、この試験のよい代替手段となる（D.3.1 参照）。

注記 2 IEC TS 62446-3 参照。

D.3.2.2 String短絡試験

D.3.2.2.1 概要

各String又はハーネスサブアレイの短絡電流は、適切な試験装置を用いて測定することが望ましい。String又はハーネスサブアレイ短絡電流の発生及び中断は、作業員などに危険を及ぼすおそれがあるため、次のような適切な試験手順に従うことが望ましい。

測定値は、隣接する同一のString又は計算による期待値と比較することが望ましい。一般的に測定値は、期待値の $\pm 10\%$ 以内でなければならない。差が 10% を超える場合、日射条件の視覚的評価によって現在の読み値の妥当性を検討することができる。影、損傷又は取付時の欠陥のような問題を明確にするため、Stringを調査する。

注記 日射計読取值又は目視による日射条件の評価は、電流測定値が期待される領域内であるかどうかを判定する手段としてだけこの技術資料に記載するものである。この箇条の導入部に記載するとおり、短絡試験はシステム性能ではなく、不具合の検出を意図している。システム性能の測定はカテゴリ 2 試験の一部と考えられ、I-V 曲線測定を実施することが最善である。

D.3.2.2.2 計算値との比較

期待値は、太陽電池モジュール製造元の電力曲線から得られる（試験時の照射条件に合う曲線を選択する）。又は、製造元のデータから計算できる（ 1000 W/m^2 の電流を測定した日射強度に正規化する。IEC 60891 参照）。

測定値は通常、計算値の $\pm 10\%$ 以内でなければならない。

D.3.2.2.3 隣接Stringとの比較

複数の同一String（同じ数及び種類のモジュールを持つString）を持つシステムでは、個々のStringの電流測定値を互いに比較できる。安定した日射強度条件下では、これらStringの電流は同じである必要がある（通常は平均String電流の $\pm 10\%$ 以内）。

雲などによって日射強度レベルが急激に変化する不安定な日射強度の場合、予想レベルとStringの間は 10% を超えて変動する可能性がある。このような条件下では、次の方法が利用できる。

- ・ 試験を延期し、日射強度条件が安定しているときに短絡電流試験を再度Stringに対して実行するか、D.3.2.3 による動作試験のいずれかを実行する。
- ・ 試験は複数の計測機を使用し、そのうち一つを基準Stringにする。2 つの測定値を同時に取得し、互いに $\pm 10\%$ 以内であれば良い。

D.3.2.2.4 短絡試験

断路器、直流開閉器のすべてが解列されストリングのすべてが互いに分離されていることを確認する。一時的に短絡を供試ストリングに導入する。これは、次の手法のいずれかによって実施する。

- 短絡電流測定機能をもつ試験装置を使う（例 PV 用テスト）。
- ストリング回路に存在する負荷開閉器に、短絡ケーブルを一時的に接続する。
- 一時的に回路に導入して短絡を作り出すことのできる開閉器である “短絡用開閉器”（ストリングの開放電圧より遮断電圧が高く、太陽電池の短絡電流以上の電流開閉能力をもつ直流開閉器の二次側を短絡し、一次側にそれぞれ鰐口クリップを取り付けたもの。）を使う。

試験装置は、想定される短絡電流と開放電圧より大きな定格でなければならない。開閉器及び短絡導体を用いて短絡を作り出す場合は、これらは想定される短絡電流と開放電圧より大きな定格でなければならない。

そのうえで短絡電流は適切な定格をもつクランプ式電流計、電流計、又は短絡電流測定機能をもつ試験装置で測定することができる。

次に短絡用開閉器を用いて短絡電流を停止させ、これ以外の接続を変更する前に電流がゼロになったことを確認する。

注記 “短絡開閉器”は、短絡試験と太陽電池アレイ絶縁抵抗測定（D.2.6 参照）の両方に使うことができる試験装置の一つである。

D.3.2.3 ストリング動作試験

システムのスイッチが入り平常動作モード（パワーコンディショナが最大電力点追従）のときに、各ストリング又はハーネスサブアレイからの電流をストリングケーブルの周りに設置した適切なクランプ式電流計で測定し、測定値を期待値と比較することが望ましい。加えて、製造者が期待値の下限を示している場合は測定値（電流又は最大出力）が下限を下回っていないか確認する。同一ストリングが複数存在するシステムで、安定した日射強度条件である場合は、D.3.2.2.3 によって、個々の隣接するストリングの電流測定値を比較するか、D.3.2.2.2 によって計算した期待値と比較しなければならない。

日射強度条件が安定していない場合は、次の方法を採用してもよい。

- － 試験を延期する。
- － 複数の測定器を用いて同時に測定する場合は、基準ストリングを決めて測定器を一つ設置し、この測定器を基準として他ストリングの値を比較する。
- － 電流読取値を、日射計読取値で調整してもよい。
- － PV 用試験メータ（日射測定付き）を使ってもよい。
- － I-V 曲線測定を実施してもよい。

注記 1 I-V 曲線測定は D.3.1 に記載する。

注記 2 この箇条の導入部に記載するとおり、動作試験もまたシステム性能ではなく、不具合の検出を意図している。I-V 曲線測定はカテゴリ 2 試験の一部と考えられ、不具合検出後のシステム性能確認には有効な手段である。（D.3.1 参照）。

D.3.3 太陽電池アレイの赤外線サーモグラフィ試験

D.3.3.1 一般

赤外線（IR）サーモグラフィ試験の目的は、現場で運用中の太陽電池モジュール内の変則的な温度のばらつきを検知することである。こうした温度のばらつきは、逆バイアスセル、バイパスダイオードの故障、はんだ接合不良、接続不良、その他の局所的な高温動作につながる条件などの、太陽電池モジュール又は太陽電池アレイ内の問題を示しているおそれがある。

注記 赤外線サーモグラフィ試験は、竣工検査と点検プロセスの一部であると共に、太陽電池モジュール、ストリング、太陽電池アレイ内で疑われる問題のトラブルシューティングに使ってもよい。

D.3.3.2 赤外線サーモグラフィ試験手順

赤外線サーモグラフィ試験では、太陽電池アレイは平常動作モード（パワーコンディショナの最大電力点追従）であること、また、安定した天候状態であることが望ましい。

太陽電池モジュールの構造と架台構成によって、太陽電池モジュールの表面又は裏面のどちら側が最も判別しやすい熱画像となるかを決定する（この手順は表面又は裏面の片側ずつ繰り返す必要がある場合がある）。

逆流防止ダイオード、端子箱、電気接続、及び周囲との温度差が目に見える特定の太陽電池アレイの問題に注意を払いながら、問題の太陽電池アレイ又は太陽電池サブアレイの各太陽電池モジュールを撮影する。

太陽電池アレイの正面から撮影する場合は、赤外線サーモグラフィと撮影者は調査対象エリアに影を落としてはならない。

D.3.3.3 赤外線サーモグラフィ試験結果の解釈

D.3.3.3.1 一般

D.3.3.3.2 から D.3.3.3.5 は、赤外線サーモグラフィ試験で特定可能な問題を解説するものである。

D.3.3.3.2 赤外線サーモグラフィ試験結果一般

この試験は、基本的に太陽電池アレイ内の変則的な温度のばらつきを探すものである。架台取付け点、ステッカーの貼り付け、その他によって生じる平常の温度ばらつきは、あくまでもこうした平常の温度ばらつきを記録することがないようにするために特定することが望ましい。

太陽電池アレイの平均温度は、日ごとに非常に大きく変動する。そのため、異常を特定するための絶対温度の基準はあまり役に立たない。ホットスポットと平常運用中の太陽電池アレイの温度差が最も重要である。太陽電池アレイ温度は、日射強度、風速及び周囲温度の関数であることに留意することが望ましく、これらは日照時間中に非常に大きく変化する。

極端に異なる温度のエリアは、疑わしい当該機器自体の上か、又は太陽電池アレイ及びストリング配置図上に明確に位置をマーキングして文書化する。各温度差を調査して推定原因を推定する。目視検査と電気試験（ストリングと太陽電池モジュールレベル）を用いて調査する。場合によっては熱変異のある太陽電池モジュール単複数の I-V 曲線を熱変異のない太陽電池モジュールの I-V 曲線と比較することが有用なツールになり得る。

広角赤外線サーモグラフィを用いれば、発電していないか接続されていない太陽電池モジュール及びストリングの全体的な温度は、隣接する太陽電池モジュールの温度と判別できるほど異なるため、これを検知することが可能な場合がある。

状況によっては、太陽電池アレイのセグメントを開回路にして撮影を繰り返すと情報が得られる場合がある。太陽電池アレイを開回路にしてから熱平衡化に少なくとも 15 分待つ。熱画像が変化しないストリングは、負荷状態で電流を発生していないおそれがある。

D.3.3.3.3 赤外線サーモグラフィ試験結果一太陽電池モジュールのホットスポット

太陽電池モジュール温度は、大きな温度差のあるエリアがなく、比較的均一であることが望ましい。しかしながら、端子箱近傍では熱が周囲環境によく伝導されないため、他の部分と比較して太陽電池モジュールが熱くなると予想される。また、太陽電池モジュールの端部、ラベル、周縁直近及び太陽電池架台に

において温度こう配を示すこともよく見られる。

太陽電池モジュール内の他の場所のホットスポットは、通常、電氣的な問題を示唆していて、直列抵抗、分路抵抗、太陽電池セル出力のミスマッチが発生している場合がある。どのような場合でも、大きなホットスポット（単数又は複数）を示す太陽電池モジュールのすべての発電性能を調査する。目視検査で、例えば茶色又は変色した部分など、過熱の兆候が見られる場合もある。

D.3.3.3.4 赤外線サーモグラフィ試験結果－バイパスダイオード

発熱した（動作している）バイパスダイオードがある場合は、当該ダイオードで保護されている太陽電池アレイに日影又はごみのような明らかな発電低下となる原因がないか確認する。明らかな原因がない場合は太陽電池モジュール自体の不良を疑う。

D.3.3.3.5 赤外線サーモグラフィ試験結果－ケーブルの接続

太陽電池モジュール間の電線の接続部は、電線自体よりも著しく熱いことは望ましくない。接続部の方が熱い場合は、接続が緩んでいないか、又は腐食していないか確認する。

D.3.4 バイパス回路の確認試験

バイパスダイオード回路の試験法は、次による。

a) 一般

太陽電池モジュールの一部がゴミや汚れ、影等で発電できなくなった場合、モジュール内のセルが負荷となり、発電効率が低下するだけでなく、発熱し、焼損、絶縁性能の低下に発展する可能性がある。これを防ぐため、通常、結晶シリコン系、一部の薄膜系の太陽電池モジュールには、クラスタ単位でバイパスダイオードを使ったバイパス回路が搭載されている。故にバイパス回路はオープン又はショートの方において故障するおそれがある。また、モジュール内の電気経路が経年劣化、製造不良などで高抵抗化が進むと、バイパス回路が常時通電する状態になる。

バイパス回路は定期点検、あるいは不具合発生時に全てを検査し、これらが正しく機能していること、並びにバイパス回路が常時通電状態にないことを確認する。

b) バイパス回路の常時通電

セル側の電気経路のこの段階の太陽電池ストリングのインピーダンスは、他の健全なストリングと比較して高い値となっている。またこの段階になると、連系状態で運転中は、発電電流は常時バイパス回路を流れ、セル側の電気経路には流れない状態となる。電路探索器等で電流の有無を調べると故障箇所を特定することができる。もしくは常時通電されたバイパスダイオード（BPD）が発熱していることをサーモグラフィで観察することも有効である。なお、アレイに影がかかっている場合、バイパス回路は通電状態となることがあるが、セル側の電気経路は健全なままで変化がないために、インピーダンスは平常時と同様となり、識別が可能である。

D.4 試験手順-追加試験

D.4.1 対地電圧-抵抗接地システム

この試験は、高インピーダンス（抵抗）接地を使用するシステムを評価するために適用する。具体的な試験手順は、太陽電池モジュールの＋（プラス）、又は－（マイナス）極に抵抗接地を要求する太陽電池モジュール製造業者が提供する技術資料に従う。

この試験は、太陽電池モジュール製造業者が指定する手順に従い、設定した抵抗が正しい値であり、当該 DC システムを許容できる対地電圧又は許容できる漏れ電流が範囲内であることを確認する。

D.4.2 逆流防止ダイオード試験

逆流防止ダイオードは、オープン（開放）又はショート（短絡）の両方において故障するおそれがある。この試験は、逆流防止ダイオードが設置されている設備に適用される。

該当する逆流防止ダイオードはすべて検査し、これらが正しく接続されている（極性が正しい）こと並びに過熱及び炭化の兆候、痕跡がないことを確認する。

テストなどに具備されているダイオードチェックモードを使い、逆流防止ダイオード（ V_{BD} ）両端間の順方向の電圧を測定する。

- － 合否基準： V_{BD} の順方向電圧が 0.5 V と 1.65 V の間

電圧がこの範囲外である場合は、当該システムをさらに調査し、当該ダイオード故障が単独の故障であるか、他の周辺機器不具合の結果であるかを判定する。

D.4.3 湿潤絶縁抵抗測定

D.4.3.1 一般

湿潤絶縁抵抗測定は、基本的に不具合発見作業の一環として使用する。（通常の）乾燥試験の結果が疑わしい場合、雨天時など湿度が高いときに地絡検知のエラーが発報される場合、及び設置上又は製造上の欠陥による絶縁破壊が疑われる場合に実施されるのが一般的である。

太陽電池アレイ及びその配線に対する雨及び露をシミュレーションする。水分が侵入することによる腐食の促進、地絡の発生は、人及び機材に対して電気安全上の危険となり得るため、この試験によって太陽電池アレイ電気回路の充電部に水分が侵入しないことを確認する。

この試験は、配線の損傷、固定が不十分な接続箱のふたなど設置上の不備を発見するのに特に効果的である。樹脂製基板のせん孔、接続箱の割れ、シーリングの不十分なダイオード筐体、不適切な（屋内用）コネクタの使用などの製造上並びに設計上の問題を検知することもできる。

この試験は、アレイ単体及び全体、又は大規模システムであれば選定された部分（当該太陽電池アレイの特定の機器又はサブシステム）にだけ適用することができる。当該太陽電池アレイの一部だけの試験は、他の試験中に特定された既知の問題又は疑わしい問題がある時に選定されるのが一般的である。

D.4.3.2 湿潤絶縁抵抗試験手順

試験手順は、標準絶縁試験に記載するものと同じであるが、初めに太陽電池アレイを水で濡らすという手順が追加される。

試験前に、太陽電池アレイの供試エリアを確認し、絶縁抵抗を測定、接続箱及びケーブルのすべてと共に、太陽電池モジュールの正面、背面、端面を含め、あらゆる部分が濡れているようにする、又は絶縁に疑いがある箇所・試験したい箇所を濡らす。太陽電池アレイの供試部位を水と界面活性剤の混合液でスプレーし、全体的に濡らすことが望ましい。

この試験は作業中、感電のおそれがあるため、標準絶縁試験用に記載した安全対策が必要である。試験中に着用する保護具の選定には、試験を実施する湿潤環境を考慮する。この試験は、（現場では濡れても

乾燥が早く、結果に大きなばらつきが発生するため）複数人で作業を分担して実施することを推奨する。

D.4.4 地絡試験

地絡箇所を特定する方法は本文の 13.4.1 に記載されているが、以下に一例を基に図解する。なお、ストリングに地絡が発生していない場合は、測定電圧が不定（太陽電池やケーブルの対地容量等に依存し特定されない）のため、保守点検ガイドライン D.2.6”太陽電池アレイ絶縁抵抗測定”又は、D.4.3”湿潤絶縁抵抗測定”にて、絶縁が低下しているストリングを特定してから実施する。なお、直流側が接地されている場合は、本文の 13.4.1 を参照の上、接地機能を開放してから実施する。

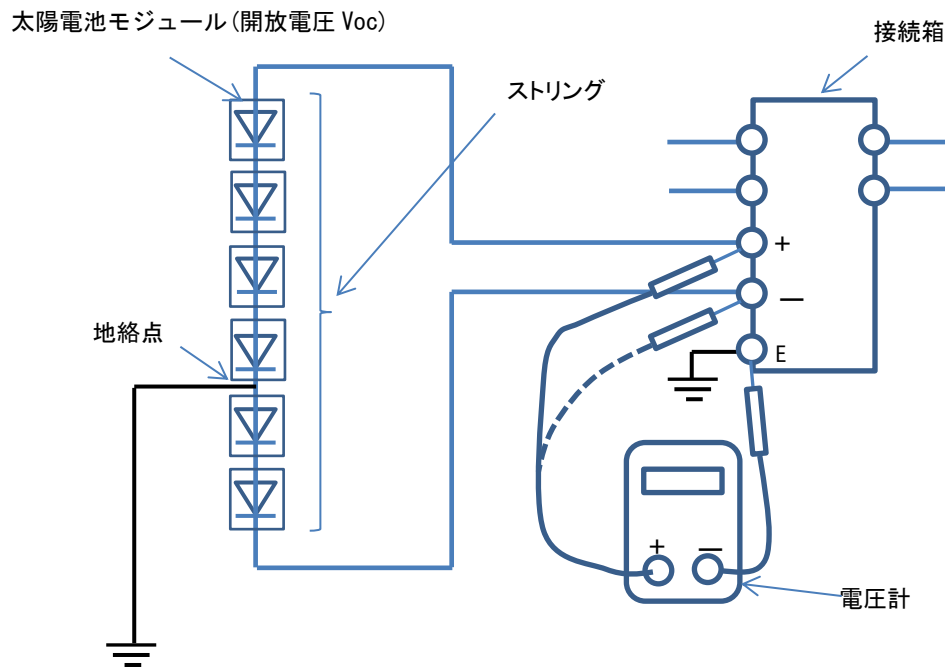


図 D.1ー地絡確認試験回路

- 絶縁抵抗値が劣化しているストリングのプラス(+)及びマイナス(-)端子と接地(E)間の電圧を接続箱にて電圧計(テスタ)で測定する。
- 図の場合は、測定した電圧がプラス側は $V_{\text{pos}} = 4 \times V_{\text{oc}}$ が、マイナス側は $V_{\text{neg}} = -2 \times V_{\text{oc}}$ が得られる。
- V_{pos} より、 $N_x = 4 \times V_{\text{oc}} / V_{\text{oc}} = 4$ が得られ、ストリングの+側から 4 番目と 5 番目の間で絶縁抵抗が劣化していることがわかる。同様に、 V_{neg} より、 $N_x = -2 \times V_{\text{oc}} / V_{\text{oc}} = -2$ が得られ、ストリングの-側から 2 番目及び 3 番目の間で絶縁抵抗が劣化していることがわかる。

注記 13.4.1 では、ストリングのモジュール枚数を 10 枚として説明しているが、ここでは、同モジュール枚数を 6 枚として説明している。

D.4.5 日影評価

日影評価を実施する目的は、その時点の日影と他の障害物などによる日影の影響を記録することである。これは将来的な比較のためのベースラインを記録するためである。

小型システムでは、日影記録は实际的に可能な限り太陽電池アレイの中心でとるのが望ましい。大規模システムで、複数の太陽電池サブアレイをもつシステム又は複雑な日影条件をもつシステムでは、日影測定を何度も行う必要がある。

日影を測定し記録する手段が複数存在する。一つの適切な方法として、**図 D.2** に示すように太陽軌道図に日影状況を記録することである。

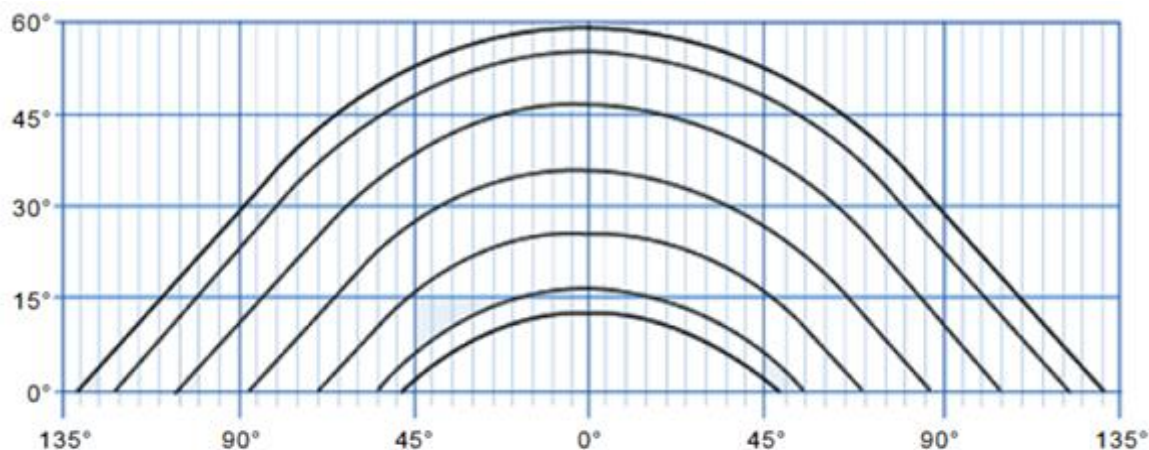


図 D.2 – 太陽軌道図例

日影記録は、次のように実施する。

- 日影記録を採取した場所を記録する。
- (適宜) 南又は北を記載する。
- 日影となる物体の高度（高さ）を示すスケールとする。

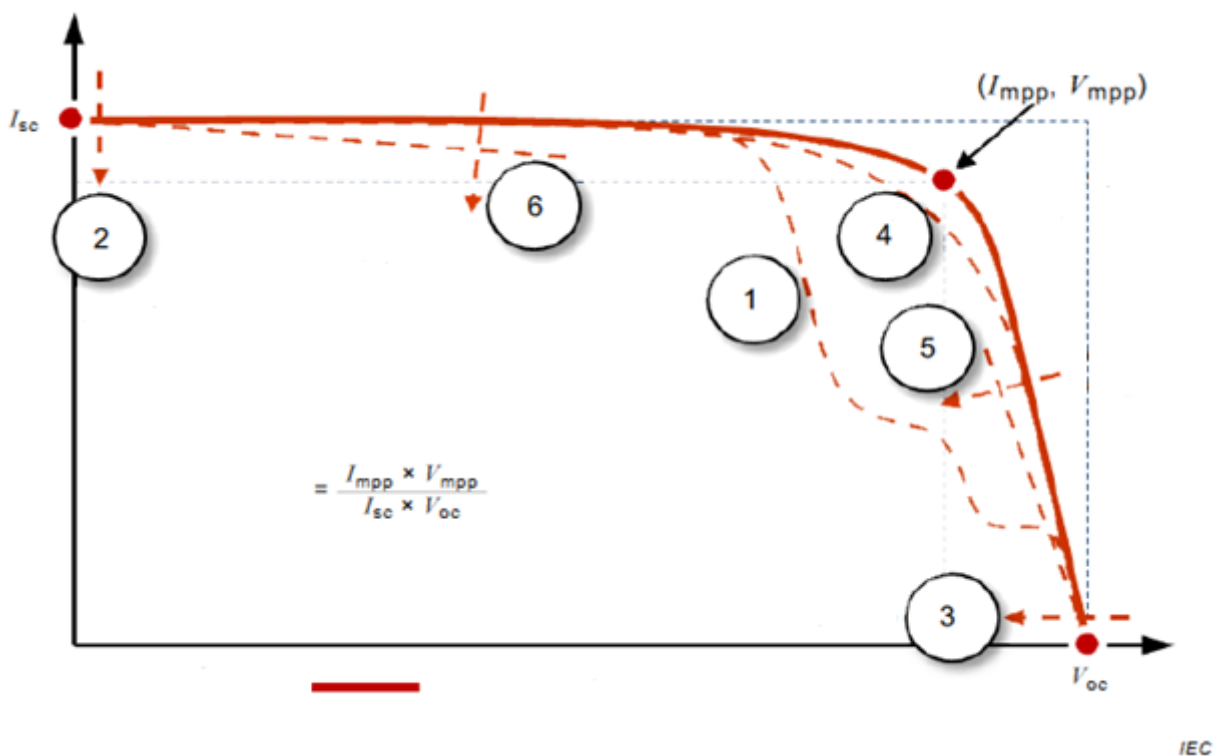
注記 将来的に問題となりそうな日影を落とす存在の説明も、有用な記録となる。これには、進行中又は計画中の建設工事、当該太陽電池アレイの一部にかかるまで成長しそうな植栽などがある。

附属書E (参考) I-V曲線形状の解釈

E.1 一般

正常な太陽電池の I-V 曲線はなめらかな形状をしており，次の3つの要素に分けることができる。

- I_{sc} から始まり電圧増加とともに緩やかに電流値が下降する部分
- 電圧の増加とともに急峻に電流値が下降し V_{oc} に至る部分
- 上記の2つの要素をつなぐ曲線部分（肩部分）



注記 1 から 6 までの数字は E.2 から E.7 に記載する曲線形状のバリエーションを示す。

図 E.1 – I-V 曲線形状

日射強度測定の不確かさ，又は部分的な日影又は受光面の汚れなどによって，測定した I-V 曲線と電氣的仕様から想定される I-V 曲線に多少の差異が見られる場合がある。また，このような差異は，計測器のパラメータ設定又は測定方法が間違っている場合を含む。

E.2 バリエーション1—曲線に段差又は変形

I-V 曲線の異常な段差又は変形は，供試太陽電池モジュールに異常が生じているおそれを示している。この原因としては，次のようなことが考えられる。

- 太陽電池アレイ又は太陽電池モジュールに部分的な影ができています。

- － 太陽電池アレイ又は太陽電池モジュールの受光面が部分的に汚れている。
- － 太陽電池モジュールが損傷している。
- － バイパスダイオードが故障している。

注記 太陽電池モジュール中のセルの1枚が部分的に影になった場合でも、バイパスダイオードに電流が流れ I-V 曲線に変形が現れる場合がある。

E.3 バリエーション2－電流小

期待される電流値と測定した電流値に差異がある場合は、何らかの異常が発生しているおそれがある。次に幾つかの例を示す。

a) 太陽電池アレイ側の原因

- － 受光面の広範囲な汚損
- － リボン状の影
- － ダム状のごみだまり
- － 太陽電池モジュールの劣化
- － モジュールの割れ、白濁及び変色

注記 リボン状の影又はダム状のごみだまりの影響は、太陽電池モジュール内の太陽電池セル接続パターン又は太陽電池モジュールの取り付け方向（縦置、横置）などにより現れる現象が異なる。

b) 計測器のパラメータ設定

- － 太陽電池モジュールのデータが正しく入力されていない。
- － 直並列ストリング数が正しく入力されていない。

c) 日射測定の精度

- － センサの校正不良又は故障
- － センサが太陽電池アレイと同一面に取り付けられていない。
- － I-V 曲線測定中の日射変化。
- － 地表面又は周囲の構造物から反射光の影響を受けている。
- － 日射が低過ぎる、又は太陽高度が低過ぎる。

注記 測定異常には、計測値が低くなる場合及び高くなる場合の両方が起こり得る。

E.4 バリエーション3－電圧低下

電圧低下の原因は、次のようなことが考えられる。

a) 太陽電池アレイ側の原因

- － バイパスダイオードの故障。
- － 太陽電池モジュール又は太陽電池アレイの内部接続の不良。
- － スtringの太陽電池モジュール数が異なる。
- － PID (Potential Induced Degradation) が発生している。
- － 太陽電池セル、太陽電池モジュール及び太陽電池String全体にかかる影。

b) 計測器のパラメータ設定の問題

- － 太陽電池モジュールのデータが正しく入力されていない。
- － String数が正しく入力されていない。

c) 測定上の原因

- － 太陽電池セル及び太陽電池モジュールの温度が正しく測定できていない。

太陽電池セル及び太陽電池モジュールの温度測定は、中央部付近の代表点で測定するのが一般的である

が、設置条件又は風の影響などによって適切に測定できない場合がある。また、太陽電池セル及び太陽電池モジュールの温度測定においては、センサの取付方法又は取り付け場所の選択に、知識又は経験が求められる。

E.5 バリエーション4ー肩部分の曲線が緩やかになる

I-V 曲線の肩部分の曲線が緩やかになるのは、劣化の兆候を示している場合がある（FF の低下）。また、肩部分の前後の直線部分のこう配が変化していると、肩部分の曲線が緩やかになったように見える場合がある。

E.6 バリエーション5ーこう配部の傾きが緩やかになる

最大出力点（ V_{mpp} ）と V_{OC} の間である I-V 曲線右側部のこう配は、供試回路の直列抵抗の影響を受ける。直列抵抗が高いと、この部分のこう配が相対的に緩やかになる。

直列抵抗が大きくなる原因として、次の事象が考えられる。

- ー 太陽電池配線に損傷又は断線（又はケーブルのサイズ不十分）
- ー 太陽電池モジュール又は太陽電池アレイの内部接続の不良
- ー 太陽電池モジュール自体の直列抵抗値の上昇

太陽電池アレイのケーブルが長く引き回されている場合は、直列抵抗が上昇する原因となり、肩部分の形状にも影響を与える。I-V 曲線にこの種のエラーが見られる場合は、太陽電池モジュール間の配線又は内部接続の品質に注意する必要がある。また、この種のエラーは、太陽電池アレイ回路の配線上の不具合、その結果としての損傷又は腐食の兆候を示しているおそれがある。

太陽電池モジュールの直列抵抗が大きくなるのは、劣化及び/又は腐食、又は製造上のエラーによる太陽電池セル内部抵抗の増加及び接続箱内の抵抗値が増加などのおそれがある。

カテゴリ 2 試験に記載されている赤外線サーモグラフィ試験は、この種の高抵抗事故を特定するのに有効なツールになる。

E.7 バリエーション6ー上部緩こう配部のこう配の変化

I-V 曲線上部の緩こう配部の変化は、次の原因が考えられる。

- ー 太陽電池セル内の漏れ電流増加
- ー 太陽電池モジュール I_{SC} のミスマッチ
- ー 部分的な日影又は汚れ（ダム状ごみだまりなど）

太陽電池セルの漏れ電流は、通常、太陽電池セル自体又は太陽電池セル間接続の局所的な欠点が原因となる。漏れ電流は局所的な発熱につながるおそれがあり、このようなホットスポットと呼ばれる現象は、赤外線サーモグラフィ試験でも特定することができる。

ストリングを構成する太陽電池モジュールの I_{SC} は、製造上一定のばらつきをもっているが、このようなばらつきがランダムに分布している場合は I-V 曲線の異常として顕在化しにくい。

大きな日影は I-V 曲線に段差又は部分的な変形を発生させるが、ストリング内の複数の太陽電池モジュールに小さな影がかかっている場合又は、複雑な形状の影がかかっている場合には、I-V 曲線の異常として顕在化しない場合がある。

太陽光発電システム保守点検ガイドライン

解 説

解説

この解説は、本体及び附属書に規定及び記載した事柄、並びにこれらに関連した事柄を説明するもので、技術資料の一部ではない。

1 制定の趣旨

2012 年から開始された再生可能エネルギー固定価格買取制度（FIT 制度）のもと、PV システムは、導入量を著しく伸ばしている。一方で、この急速な拡大を受けて、“①国民負担の急増”，“②不十分な設計施工・保守点検”，“③立地地域とのトラブル”などが課題となっている。

2016 年 5 月には、これらの課題を克服するため電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（FIT 法）が改正され、“安定的な発電事業の継続に向け、発電事業者の事業計画の提出・遵守を求める新認定制度”を実施することが打ち出された。

ここで示される新認定制度では、国が策定する“事業計画策定ガイドライン”の下で、民間の作成する“保守点検ガイドライン”の参照が検討されている。

更に、2019 年 2 月には、低圧 PV 設備（50 kW 未満）のシステム所有者に対し、“電気事業法上の義務”（発電設備を設置・管理する責任は、発電設備の施工業者や設備メーカー等ではなく、システム所有者にあり、設置後の発電設備の安全を保つため、稼働後も現地の状況を確認し、適切な管理計画を立案・実施する義務がある）の注意喚起がなされた。

また、International Electrotechnical Commission（IEC）では、保守点検に関する規格として **IEC62446-2** “Photovoltaic (PV) systems – Requirements for testing, documentation and maintenance - Part 2: Grid connected systems – Maintenance of PV systems”（以下 IEC 規格）の制定が検討されている。

上記に鑑み、PV システムの安定的な発電の継続のためには、適切な保守点検が必要であり、将来の JIS 制定を考慮し、IEC 規格を元に保守点検ガイドラインを作成することとした。

しかしながら、IEC 規格は、2018 年に CDV（Committee Draft for Vote：投票委員会原案）が発行された段階であり、今後制定までには内容の変更などが行われる予定である。また、国内と海外ではシステム構成や点検に対する考え方が異なるところもある。したがって、今回作成するガイドラインは、IEC 規格を元にし、既に民間のガイドラインとして発行されている参考情報 I に記載した技術資料などを参考に追加、修正又は、参考資料として記載した。このため、本文書は規格の形式となっており、保守点検を実施する専門家を対象とした記載としている。研修、啓蒙などに本文書を利用する場合には、必要に応じ、本文書を元に利便性の高い手順書などを作成されたい。

なお、追加、修正した内容は、IEC 規格の改定提案を実施するとともに、IEC 規格が正式に発行した時点で最新版への改訂を実施する。

2 IEC規格の制定の趣旨

参考のため、IEC 規格の制定の趣旨を以下に転載する。

“定期的な検査、安全及び性能にかかわる予防是正的な保守とトラブルシューティングなどの PV システムの保守に関する要件並びに推奨案を提供するものである。系統連系 PV システムは、保守の必要性が非常に低い発電手段と一般に考えられている。燃料を使用する発電又は回転部を有す機械を利用する従来の発電源に比較した場合はそのとおりであるが、PV システムも 20 年を超えると想定されている寿命期間

中に期待される発電性能を示すには、予防是正のための保守を、ある程度は必ず必要とする。性能のために要求、又は推奨される保守水準は、PV システム所有者の希望又は発電契約条件によって大きな差がある。しかしながら、最小限の保守は安全性と火災リスクの軽減のために必要不可欠である。保守要件を最小限に限定することこそ、新たに設立された IECRE 適合性評価制度の目的の一部となっている。この適合性評価制度が PV システムとその発電プラントの設計から運用に至るまで、その許認可と認証を動かしていくことになる。”

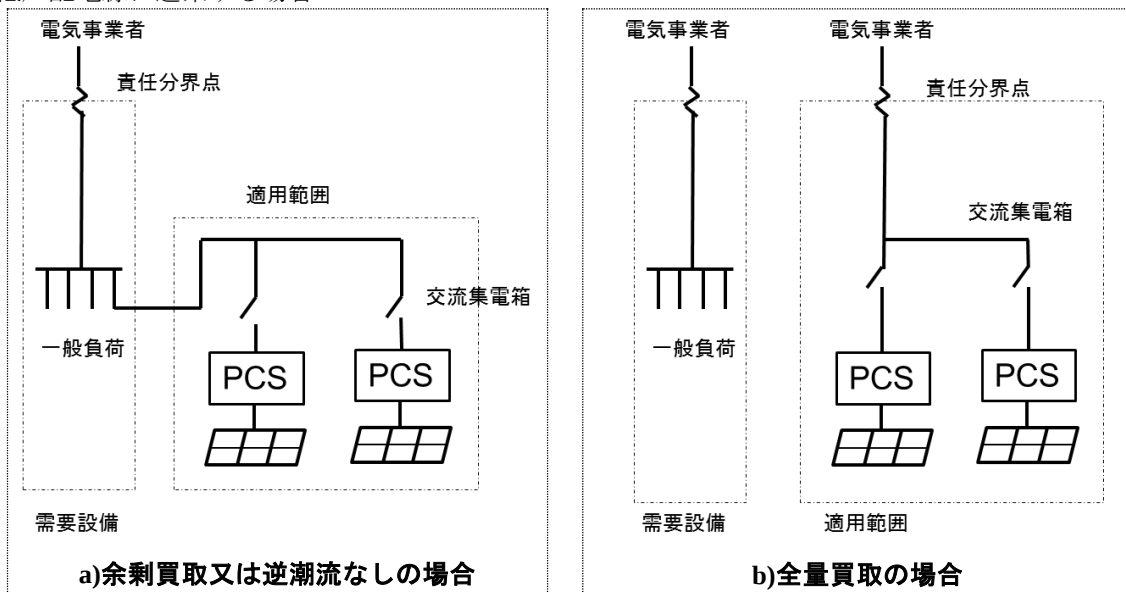
3 適用範囲の考え方

この技術資料は、系統に連系する PV システムが対象となる。系統に連系する PV システムには、“逆潮流あり”、“逆潮流なし”のシステムがあり、更に“逆潮流あり”のシステムには、余剰電力を逆潮流する“余剰買取”と、発電した電力すべてを逆潮流する“全量買取”に分けられる。FIT 法の対象は、10 kW 以下の住宅用のシステムでは、“余剰買取”が行われ、それ以外は、“全量買取”又は“余剰買取”となる。したがって、“逆潮流なし”のシステムは FIT 法の対象外ではあるが、既に“逆潮流なし”のシステムも多数稼動しており、また、今後も増加すると予想されるため、この技術資料には“逆潮流なし”も含めることとした。

この技術資料の範囲には、国内法（平成 15 年経済産業省告示第 249 号第 4 条）で需要設備に準じて点検を実施するとされた設備（高圧以上で受電する 50 kW 以上の全量買取の場合で、保安上の責任分界点から逆変換装置の系統側接続箇所までの設備）を除くこととした。これは、国内法により点検が義務付けられており、かつ、点検方法も明確であるためである。

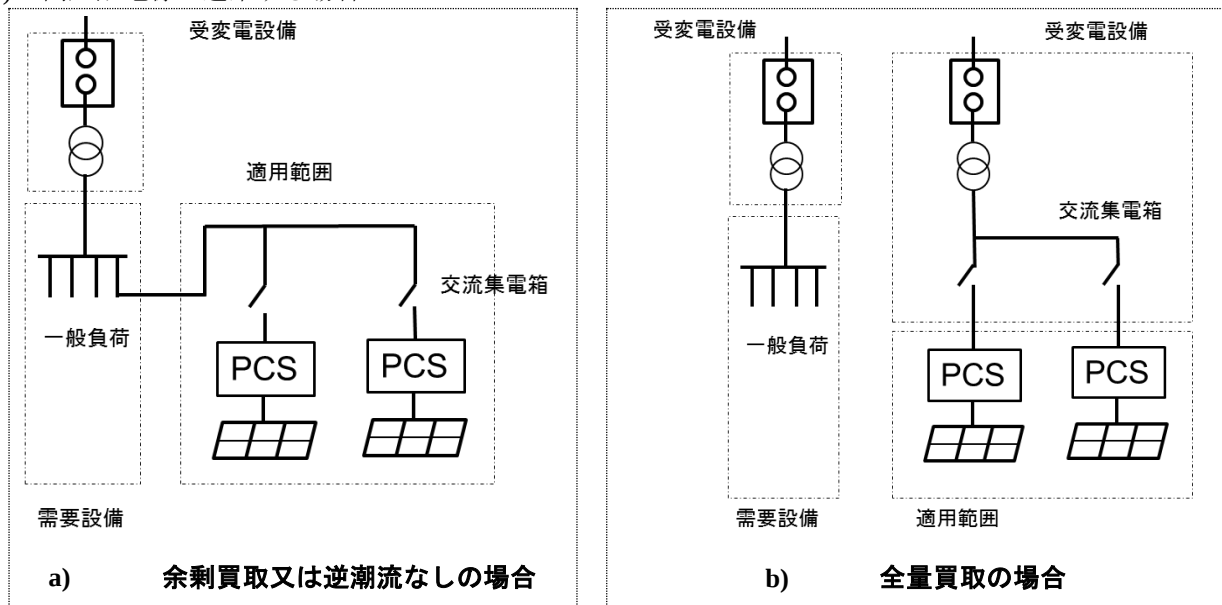
3.1 適用範囲の具体例

a) 低圧配電線に連系する場合



解説図 1－適用範囲の具体例（低圧）

b) 高圧配電線に連系する場合



解説図 2 – 適用範囲の具体例（高圧）

4 国内法の順守

この技術資料は、国際規格の取り入れのため IEC 62446-2 を元に作成された。IEC 62446-2 では、低圧電気設備の技術基準として IEC 60364 群を参照している。しかし、国内では、電気設備技術基準の解釈第 3 条から第 217 条の規定により施設している設備が多い。この場合は、IEC 60364 群の規定ではなく、電気設備技術基準の解釈に示す基準を参照する必要がある。（電気設備技術基準の解釈第 218 条参照）

なお、直流電圧が 750 V を超過する場合は、国内では、電気設備に関する技術基準を定める省令第 2 条 1 項に規定する“高圧”に該当する。この場合に国際規格を参照する場合は、IEC 60364 群ではなく、IEC 61936-1 規格を参照する必要がある。（電気設備技術基準の解釈第 219 条参照）

なお、系統連系に関しては、電気設備技術基準の解釈第 220 条から第 232 条又は電力品質確保に係る系統連系技術要件ガイドラインに準拠する必要がある。

その他、使用前自主検査又は使用前自己確認制度などでも具体的な検査方法などが規定されており、このような国内法は優先して適用される。

5 参考情報 I

次に示す技術資料から参考となる情報を抜粋して記載する。

日本電機工業会(JEMA)・太陽光発電協会(JPEA)技術資料

JM16Z001(第 2 版) 太陽光発電システムの保守点検ガイドライン
 太陽光発電協会(JPEA)技術資料
 太陽光発電事業の評価ガイド

5.1 点検の基本原則

5.1.1 一般用電気工作物における保安責任

一般用電気工作物である 50 kW 未満の PV システムのシステム所有者にも保安責任があり、設備が安定的な発電を行うと共に事故防止のために自主的な巡視、点検を実施し“電気設備に関する技術基準を定める省令（電気設備技術基準の解釈 218 条に規定する日本工業規格又は国際電気標準会議規格を含む）（以下、技術基準という）に適合するよう、設備の保安を行わなければならない。

なお、一般用電気工作物とは、次に示すとおりである。

- a) 他の者から経済産業省令で定める電圧（交流 600V）以下の電圧で受電し、その受電の場所と同一の構内においてその受電に係る電気を使用するための電気工作物（これと同一の構内に、かつ、電氣的に接続して設置する小出力発電設備を含む。）であって、その受電のための電線路以外の電線路によりその構内以外の場所にある電気工作物と電氣的に接続されていないもの。
- b) 構内に設置する小出力発電設備（これと同一の構内に、かつ、電氣的に接続して設置する電気を使用するための電気工作物を含む。）であって、その発電に係る電気を前号の経済産業省令で定める電圧以下の電圧（交流の場合 600 V 以下、直流の場合 750 V 以下）で他の者がその構内において受電するための電線路以外の電線路によりその構内以外の場所にある電気工作物と電氣的に接続されていないもの。

一般用電気工作物には、一部例外はあるが、600 V 以下で受電する一般住宅又は小規模な店舗、事務所など、又は同じく 600 V 以下で受電する 50 kW 未満の PV 設備などが該当する。

5.1.2 一般用電気工作物におけるシステム所有者の留意事項

システム所有者が留意する保守点検に関連した事項を次に示す。

- a) 日常運転中に、警報又は停止が発生した場合の処置に関しては、機器の特性に応じて製造業者が必要事項を指示又は表示しているので、これに従う。
- b) 高所に設置してあり容易に点検できない太陽電池アレイなどは、安全で目視可能な場所（地上など）からの目視点検とし、必要な場合は、専門技術者（PV システムに関する基礎知識を保持する者）に依頼して実施する。
- c) 接続箱、集電箱、パワーコンディショナ（以下、PCS）及び PV 用開閉器の内部は高電圧となっている部分があるため、外部からの目視、異音、異臭、振動などの点検に留める。
- d) 日常巡視の結果、異常があると思われる場合は、専門技術者に相談し、詳細な点検を行う。

5.1.3 一般用電気工作物における製造業者の留意事項

製造業者が留意する保守点検に関連した事項を次に示す。

- a) 台風、地震、火災、落雷、雨漏りなどが発生した場合、システム所有者に求める注意、指示又は表示を行わなければならない。
- b) 点検の必要項目、判定基準、測定方法、その他注意事項に関し、システム所有者へ指示又は表示を行わなければならない。

5.1.4 一般用電気工作物における施工業者、専門技術者の留意事項

施工業者及び専門技術者が留意する保守点検に関連した事項を次に示す。

- ー 太陽電池モジュールの直並列の枚数、PCS との適合性、太陽電池アレイの方位、太陽電池アレイの傾斜角、架台の強度、太陽電池モジュールの配線、塩害地域、多雪地域への設置など、PV システム及び機器の仕様に関わる内容は、設置前に問題がないことを確認する。

5.1.5 事業用（自家用）電気工作物における保安責任

一般用電気工作物以外の電気工作物（自家用電気工作物を含む事業用電気工作物）は、工事、維持及び運用に関する保安の監督をさせるため、システム所有者が必ず電気主任技術者を置くことが法律で義務付けられており、電気主任技術者は、保安規程に従って保守点検を実施する。

5.1.6 保守点検の進め方

保守点検ガイドラインに従った保守点検を安全、確実に実施するための手順例を以下に示す。

保守点検の進め方（手順例）

No	工程	手順	参照
1	作業前準備	(1)作業計画の作成 (2)システムデータの確認 (3)作業手順書の作成 (4)点検作業用機器の準備	解：5.2 点検前の準備 本：4 システム文書要件 解：6.2 竣工時に提供されるシステムデータの例 解：6.3 架台、基礎設計情報 解：6.13 土木構造物等に対する具体的な根拠資料の例 本：9 点検報告書 本：10 保守点検の進め方 本：B 定期点検要領の例 解：6.5 屋根設置システム 解：5.4 点検に用いる機械器具
2	安全の確保	(1)安全対策の実施 (2)服装及び墜落防止 (3)感電防止 (4)緊急連絡体制	本：A 電気安全上の考慮点 本：CPV システム運用 解：6.14 DC システムー感電保護
3	点検の実施と記録	(1)点検の実施 (2)点検結果の記録 (3)点検結果の評価	本：11 点検作業 本：13 追加手順 本：D 点検要件と方法 解：5.5 測定方法の補足 解：6.4 日影評価 解：6.5 屋根設置システム 解：6.7 発電性能に関する問題の診断 解：6.8 パワーコンディショナ製造業者指定検査 解：6.9 追尾装置製造者指定検査 解：6.10 データ収集システム専用検査 解：6.11 パワーコンディショナ診断 本：E I-V 曲線形状の解釈
4	トラブルシューティング	(1)原因の特定 (2)修理又は応急処置の実施	本：12 トラブルシューティングと修理
5	再稼働と後片付け	(1)再稼働の処置 (2)後片付け	
6	点検結果の報告	(1)報告書の作成 (2)点検結果の報告	本：9 点検報告書

注記 1 保守の結果、機器交換などで機器の更新（廃棄）が必要になった場合、廃棄物処分法に従い、有資格業者に廃棄を依頼し、廃棄すること。

注記 2 参照欄の「本：」は、保守点検ガイドラインの本文を、「解：」は、同解説

5.2 点検前の準備

点検の事前準備は、次によるものとする。

a) 作業計画書を作成する。

点検対象設備名，作業日時，作業内容概要，人員，体制（指揮命令系統）などを記入する。

b) 点検対象設備の図面，取扱説明書，今までの点検記録などを準備する。

設備の構成，特徴及び機器仕様を十分理解する。

c) 点検作業手順書を作成する。

－ 手順は，安全確保に十分留意し作成する。特に高所作業，充電部への接近作業による感電防止及びシステムの安全な復旧に対しては，十分な検討を行う。

－ 準備する工具，器具，計測器安全保護具（ヘルメット，安全靴，手袋，安全帯など）及び標識類（危険，立入禁止，点検中，投入禁止，高所作業中など）を記入する。

－ 計測器用電源，照明など点検に必要な電源の確保も事前確認することが必要である。

－ 機器及びシステムの点検作業記録用紙を作成する。

d) 点検作業用機器を準備する。

－ 点検作業手順書に従い工具，器具，計測器，保護具及び標識類を準備し，数量を記入した確認リストを作成する。

－ 工具，器具，計測器，保護具，標識類は，適正な物を用意し，事前に動作確認などの点検を行う。なお，計測器は，定期的に校正が行われたものを使用する。

－ 作業終了後確認リストによる確認を行い，紛失，置き忘れ及びこれによる事故を防止する。

5.3 日常点検

この技術資料では，システム所有者が実施する日常点検（日常巡視）は扱わないこととしているが，参考のため日常点検要領を以下に記載する。

日常点検は，システムの異常及び不具合を早期に発見し，安全を確保するとともに故障などを未然に防止するためのものである。

一般用電気工作物の場合，日常点検の周期は，毎月 1 回程度及び地震，台風，洪水，火災又は悪天候（大雨・強風・大雪・雹・落雷など）の後とし，**解説表 1**を参照してシステム所有者が点検する。個別のシステムでの設置環境などの理由によって点検者が必要と判断した場合，専門技術者などに相談する。

システム所有者自身が実施することを前提とした点検のため，工具，計測器などを用いない，主として目視での確認とする。

なお，事業用（自家用）電気工作物の場合は，保安規程に従い実施する。

注記 解説表 1において，パワーコンディショナを PCS，漏電遮断器を ELB，電力量計を WH，サージ保護装置を SPD と表す。

解説表 1－ 日常点検要領

点検箇所・部位	点検項目		点検要領
太陽電池アレイ，架台	目視	太陽電池モジュール表面の汚れ及び破損	表面に著しい汚れ，きず及び破損がない。
		太陽電池モジュールのフレームの破損及び変形	フレームに破損及び著しい変形がない。

解説表 1－日常点検要領（続き）

点検箇所・部位	点検項目		点検要領
太陽電池アレイ，架台	目視	架台の腐食及び破損	架台に著しいきず，汚れ，さび，腐食及び破損がない（さびの進行のない，めっき鋼板の端部に発生するさびは除く）。
		ケーブルの破損	ケーブルに著しいきず，破損がない。
		屋根葺材の破損	屋根葺材が破損していない，すき間又はズレがなく収まっている。
		電線管の破損	配線ケーブルを納める配管に著しいきず，腐食などがない。
		周囲の状況	影の状態の確認，鳥の巣，雑草，樹木などの状態が安全，発電性能に著しい影響がない。
接続箱（PCS 内蔵型を含む），集電箱	目視	外箱の腐食及び破損	外観に著しい腐食，さび，きず，及び機能を損なう可能性のある破損がない。
PCS	目視	外箱の腐食及び破損	外観に著しい腐食，さび，きず，及び機能を損なう可能性のある破損がない。（鍵付きの場合）扉の施錠がされている。
		外部配線（接続ケーブル）の損傷	PCS へ接続する配線に著しいきず，破損がない。
		電線管の破損	配線ケーブルを納める配管に著しいきず，腐食などがない。
		通気確認（通気孔，換気フィルタなど）	通気孔をふさいでいない。 換気フィルタ（ある場合）が目詰まりしていない。
		異常音など	運転時の異常音，異常な振動，異臭及び異常な過熱がない。
		表示部の異常表示	表示部に異常コード，異常を示すランプの点灯，点滅などがない。
		発電状況	表示部の発電状況に異常がない。
その他（開閉器，ELB，WH など）	目視	外箱の腐食及び破損	外観に著しい腐食，さび，きず，及び機能を損なう可能性のある破損がない。

5.4 点検に用いる機械器具

点検を行う機械器具として絶縁抵抗計，テスタ（回路計），電圧計，電流計，低圧検電器，接地抵抗計及びインピーダンス兼開放電圧測定器が主な機械器具として必要となる。それ以外に I-V 曲線測定装置などがある。

注記 作業性又は安全性が向上した新しい測定法に基づいた測定器が市販されている場合がある。

点検に用いる機器は，最新の測定器の動向や測定時の長所，短所を考慮し，選定・使用することを推奨する。

5.4.1 代表的な機械器具

a) 絶縁抵抗計

低圧電路及び機器の定期点検における絶縁抵抗測定又は地絡時の故障個所の原因調査に用いる。100 V のレンジは，200 V 以下の低圧電路，機器の維持管理に使用する。250 V のレンジは，400 V 以下の低圧電路，機器の維持管理又は竣工時に使用する。500 V レンジは，600 V 以下の低圧電路及び機器の維持管理又は竣工時に使用する。

b) テスタ（回路計）

電圧、電流、抵抗、導通などの測定が可能な機器である。アナログ式とデジタル式がある。デジタルの小型タイプは、電圧が 500 V までしか測定出来ないものもあるため仕様の確認が必要となる。テスタの中には直流 10 A まで測定可能なものもあり精度は落ちる（誤差 3 % 程度）が電圧計、電流計として利用できる。

c) クランプ式電流計

低圧電路の電線を挟み込み、負荷電流又は漏えい電流の測定に用いる。測定する電流によりクランプ部分の大きさが変わるため、用途により種類を選ぶ必要がある。精度は誤差 3 % 程度である。なお、直流電流を測定する場合は、直流用電流計が必要となるため、交流直流両用クランプ式電流計が便利である。

d) 低圧検電器

低圧検電器は、常時携帯して低圧電路の配線・機器の充電、無充電を確認するために用いる。交流直流両用型が望まれる。

注記 日本の場合太陽電池アレイの電路は非接地であるため、直流検電器では動作しない場合がある。実際に漏電している場合に検知出来ずに感電する恐れがあるので注意が必要である。

e) 接地抵抗計

各所接地工事の接地抵抗測定に用いる。一般的には補助接地極を利用する直読式接地抵抗計が用いられることが多い。ビル屋上などで補助接地極が打設出来ない場合などは、簡易接地抵抗測定器で測定できる。

f) I-V 曲線測定装置

ストリング単位又は太陽電池モジュール単位で I-V カーブを測定することができる。また、各ストリングの I-V カーブの初期データをとっておくと、定期的に比較測定することにより、太陽電池の発電性能変化を把握することができる。



解説図 3－代表的な機械器具

5.5 測定方法の補足

測定方法については、一般事項を**附属書 D**に記載しているが、記載事項の補足的な内容又は参考情報を次に記載する。

5.5.1 絶縁抵抗の測定

5.5.1.1 太陽電池アレイ及び接続箱

太陽電池アレイ及び接続箱の絶縁抵抗測定は、次による。

a) 測定方法

太陽電池アレイの絶縁抵抗測定は、太陽電池が発電しているため安全に留意して実施する。試験方法は次の二つのいずれかで行う。

- 1) P-N 間を開放した状態で行う方法 作業性を考慮して、短絡用開閉器が用意されていない場合の標

準方式とする。ただし、太陽電池電圧が試験電圧に影響を与えること、地絡が発生している太陽電池アレイを試験する場合、他機器損傷の危険があることに留意し、手順を守って実施する。試験方法は、解説 5.5.2.1 a)による。

- 2) P-N 間を短絡した状態で行う方法 短絡による危険及び回路を開閉するときの開閉器の開閉能力不足による接点部の損傷を回避する。また、接続状態によっては、短絡点以外の場所に電圧が生じる場合があるので注意する。試験方法は、解説 5.5.2.1 b)による。

b) 試験機材

測定に用いる機器は、解説表 2 による。

c) 測定箇所

絶縁抵抗測定は、異常発見時の異常箇所の特定を容易にするため、経済性及び手間を考慮して可能な範囲で細分化したサブシステム単位で実施する。通常は、集電箱、中継端子箱（接続箱）、分電盤などの開閉器で区分できる単位回路ごとに実施する。このため、対象システムを調査し測定単位回路を決定する。特に、竣工前の検査では、工事の不備（電線の損傷及び誤配線）の検査を実施し、安全が確認されてからシステムの検査に移行する。

d) 測定範囲

設備の絶縁抵抗測定は、開閉器などで区切ることができる回路ごとに行う。開閉器の設置状況によって、回路ごとに含まれる機器・配線を明確にし、測定漏れがないように測定範囲を決定する。

解説表 2－測定に用いる機器

機器名称	備考
絶縁抵抗計(メガー)	太陽電池アレイは、JIS C 1302 解説表 1 の電気設備・電路の区分では、“600 V 未満の低圧配電線及び機器などの維持管理のための絶縁測定、100 V・200 V・400 V 配電路の竣工時の絶縁測定”に該当すると考えられる。したがって、標準状態で太陽電池アレイの開放電圧が 500 V 以下の場合は 500 V のメガーを用いる。ただし、個別仕様書で 1 000 V のメガーの使用が指定されている場合及び太陽電池アレイの開放電圧が 500 V を超える場合は、1 000 V のメガーを用いる。
温度計及び湿度計	測定時には天候、気温及び湿度を記録するため温度計及び湿度計を準備する。

e) 測定方法

太陽電池アレイは対地静電容量が大きいため、絶縁抵抗値が安定するまでに時間を要する。したがって、各ストリングの絶縁抵抗をほぼ安定する時間（例えば、1 分間）を順次測定し、ストリング間の絶縁抵抗値のばらつきを評価する。

f) 測定結果の評価

結果の評価は、システム所有者が判定基準を定めて行う。解説表 2 及び表 D.1-3 に記載した判定基準は、開閉器で区分できる回路ごとにあるべき法定解釈上の最低値である。判定基準は、竣工時のストリング、太陽電池サブアレイ及び太陽電池アレイの実測値に基づく実用的な値を設定することが、維持管理上有効である。また、測定値が判定基準値以上であっても、次の場合には原因の調査を行う。

1) 経年変化

前回の測定時と比較して大幅に低い絶縁抵抗値となった場合、太陽電池アレイを切り離すなどして原因を調査する。

なお、太陽電池は面積が大きく、また、構成部材である透明樹脂に温度特性の悪いものがあるため、構造上、絶縁抵抗の変化が比較的大きなものもある。そのため、前回との測定条件の違いを明確にして判断する必要がある。

2) 相対変化

太陽電池アレイが複数の太陽電池サブアレイ及びストリングに分割できる場合、ほかの太陽電池サブアレイ及びストリングに比べて異常に低い値（例えば、数 100 MΩ 又は数 10 MΩ に対し、数 MΩ 又は 1 MΩ 以下）がある場合は切り離すなどして原因を調査する。ストリング間にばらつきが少ない場合は、N 個のストリングで構成されている太陽電池サブアレイの絶縁抵抗値は、ストリングの絶縁抵抗値のほぼ 1/N となることが予想できるため、太陽電池サブアレイの出力開閉器を開放（オフ）し、各ストリングの断路器をすべて入として、出力開閉器の太陽電池アレイ側の正極にメガーのプローブを接続して太陽電池サブアレイごとに測定する方が、太陽電池サブアレイを多数組合せたシステムでは効率的である。

g) 絶縁抵抗測定後の放電接地

一般回路の絶縁抵抗測定では測定終了後、人体の安全のため、回路を接地することによって残留電荷を放電する。

太陽電池アレイは開放電圧をもつ電源と見なした場合、絶縁抵抗測定後であっても電線で端子を直接接地することは危険であるため、放電接地は行わず、回路に接続されているサージアブソーバの接地端子を介して行い、その後は、自然放電による対地電圧の減少を待つ。放電後の復旧操作は、電圧計による対地電圧の確認後に行う。

なお、サージアブソーバが当該太陽電池アレイにない場合は、自然放電だけを行う。

5.5.1.2 パワーコンディショナ

絶縁抵抗測定において、メガーの電圧印加で損傷のおそれがあるもの（サージアブソーバ及び電子回路の指定部分）は、除外して試験できる。測定は、次の測定法による。詳細は、製造業者の指示による。

a) 試験機材

解説表 2 に示す絶縁抵抗計（メガー）を用いる。

b) 測定箇所

次に示す測定部分を測定し、記録する。

- － 極性を異にする充電金属部の間
- － 開路状態の同極端子間
- － 充電金属部と接地されるおそれがある非充電金属部又は人の触れる非充電金属部との間

この場合、接地極は非充電金属部とみなす。測定単位回路ごとに回路構成を確認し、必要な安全処置、保護処置、絶縁抵抗の判定基準値及びメガーの適用を明確にする。これらは、次回の測定にも用いるので、測定結果記録用紙の備考欄に記入しておくといよい。

絶縁抵抗の基準値は、測定単位回路を構成する機器の試験成績書、関連規格及び電気設備の技術基準の解釈条項によって決定する。

c) 測定回路

絶縁抵抗測定回路を**解説図 4** に示す。

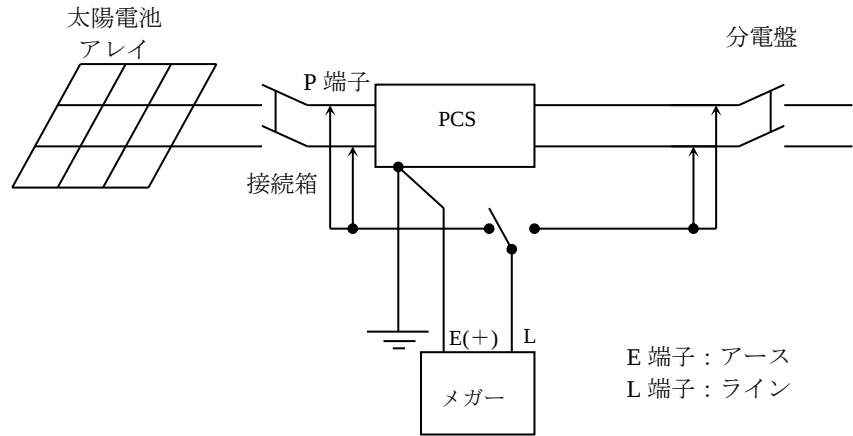
5.5.2 絶縁抵抗測定方法

5.5.2.1 太陽電池アレイ及び接続箱

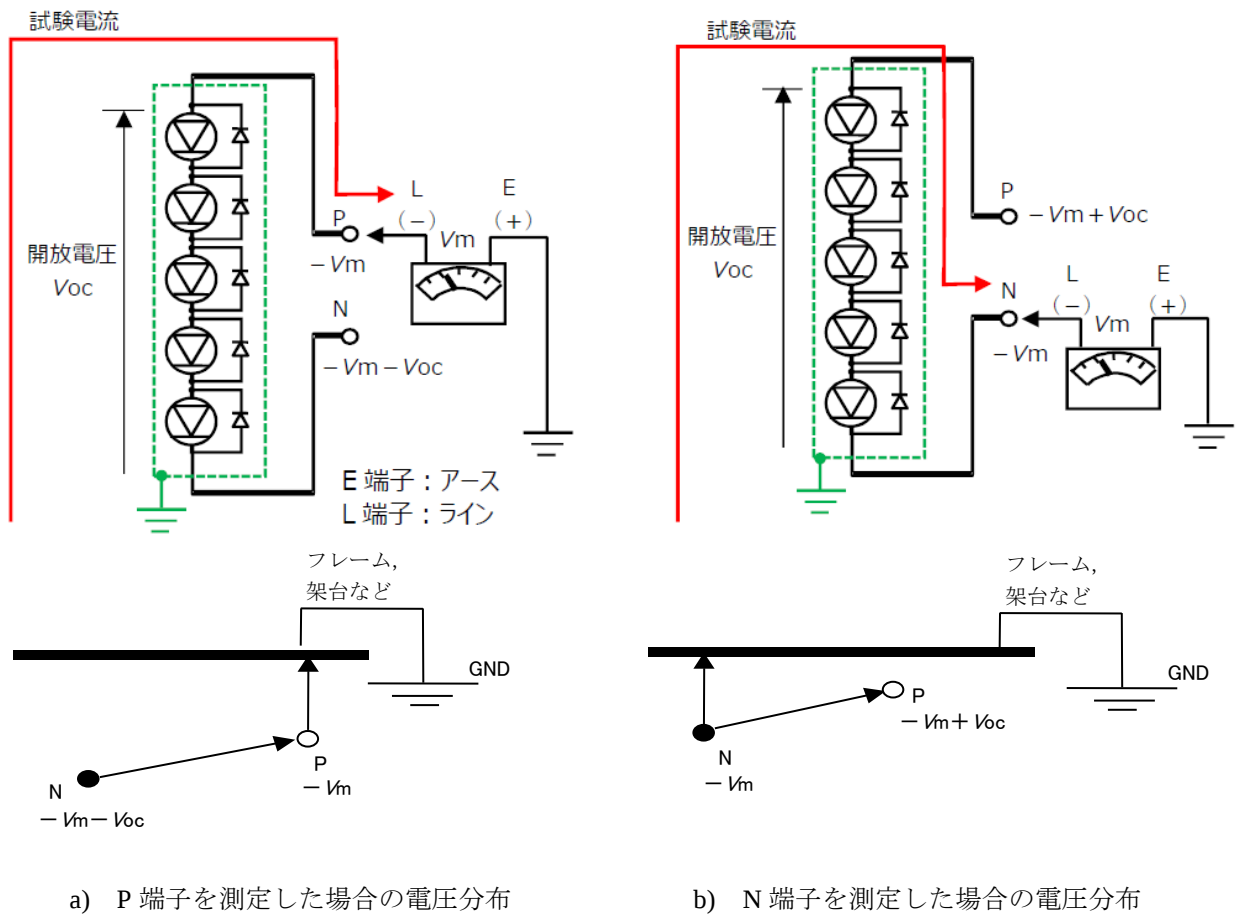
太陽電池アレイ及び接続箱の絶縁抵抗測定方法は、次の a) 又は b) による。

a) P-N 間を短絡しない方法

- 1) 試験機材 直流電圧計（テスタ）及び**解説表 2** による絶縁抵抗計（メガー）、温度計及び湿度計を用いる。
- 2) 回路図 絶縁抵抗測定回路（P-N 間を短絡しない方法の例）を**解説図 4** に示す。



解説図 4- 絶縁抵抗測定回路



解説図 5- 絶縁抵抗測定回路

3) 測定手順

- 3.1) 出力開閉器を開放(オフ)する。出力開閉器の入力部にサージアブソーバを取り付けている場合、接地端子を取り外しておく。ただし、薄膜太陽電池モジュール等において、直流回路内で N 極を接地している場合、N 極と接地点とを一時的に切り離す。
- 3.2) メガーの E 側を接地端子に、L 側を測定対象の太陽電池ストリングの P 側に接続する。
- 3.3) メガーの電源を入れ、P 側端子の抵抗値を測定する。絶縁劣化がないことを確認した後、N 端子側を測定しても良い。P 端子側を測定した場合、メガーの電圧は負極性のため、N 端子まで開放電圧が重畳される。N 端子側を同様に測定した場合、開放電圧が逆極性で重畳され、メガーの電圧を減じることになり、測定時は注意が必要。また、仮にストリング中に地絡や太陽電池内の絶縁劣化や断線などの不具合箇所があった場合、N 端子側を測定したときに、バイパスダイオードが逆極性になるため、太陽電池モジュール内のバイパスダイオード等の内部素子を損傷するおそれがある。したがって、測定は P 端子側を先に行い、絶縁劣化がないことを確認する。

地絡が生じている場合は、汎用のメガーでは地絡抵抗を介してメガー側に太陽電池の発電電流が流入してしまうため、P 端子側を測定した場合は測定値が低くなる傾向、N 側端子を測定した場合は測定値が高くなる傾向があり、正しい測定値が得られない。よって、JIS C1302 に適合した「PV 絶縁抵抗計」にて測定し、絶縁抵抗値を求めることを推奨する。

注記 P 端子側で絶縁抵抗を測定した際、絶縁低下していた場合、N 端子側の絶縁抵抗の測定はしないこと。

- 3.4) 測定終了後、サージアブソーバの接地側端子を直接手を触れずに元の接地端子に接続し、残留電荷を放電する。テストの DCV レンジで P-E 間及び N-E 間電圧を測定し、それぞれの電圧が P-N 間電圧以下になっていれば放電が完了しているので、出力開閉器の投入操作などの復旧操作を行う。

注記 DC750V を超える箇所は、高圧に分類され、作業する場合、それに応じた保護具が必要となる。作業上の安全を考慮すると、絶縁抵抗測定は、太陽電池が発電していない状況下にて、汎用の絶縁抵抗計を使用し、P-N 間を短絡する方法にて、当該システムで指定された電圧を印加し測定することを推奨する。

b) P-N 間を短絡する方法

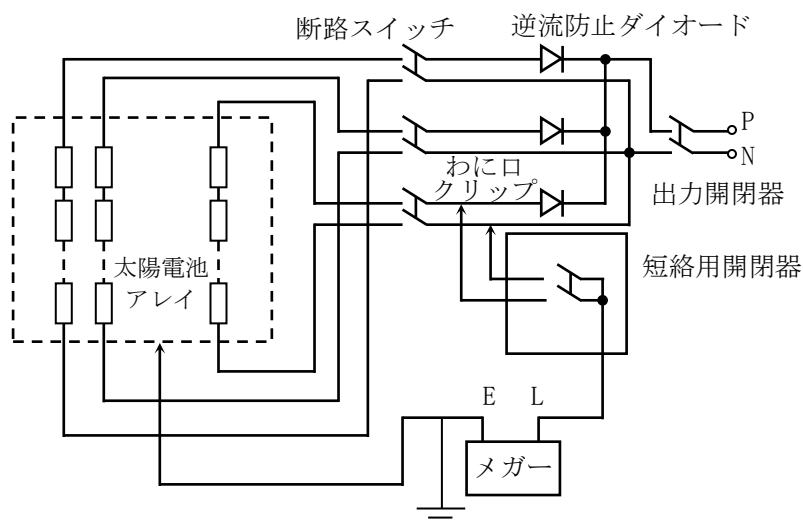
P-N 間を短絡する絶縁抵抗測定方法は、次による。

1) 試験機材

短絡用開閉器、短絡用クリップリード及び絶縁抵抗計（メガー）、温度計、湿度計を用いる。

2) 回路図

絶縁抵抗測定回路（P-N 間を短絡する方法の例）を解説図 6 に示す。



解説図 6 – 絶縁抵抗測定回路(P-N 間を短絡する方法の例)

3) 測定手順

- 3.1) 出力開閉器を開放（オフ）する。出力開閉器の入力部にサージアブソーバを取り付けている場合は、接地側端子を取り外しておく。
- 3.2) 短絡用開閉器（太陽電池の開放電圧より遮断電圧が高く、出力開閉器と同等以上の電流遮断能力をもつ直流開閉器の二次側を短絡し、一次側にそれぞれわにロクリップを取り付けたもの）を開路する。
- 3.3) すべてのストリングの断路器を開路する。
- 3.4) 短絡用開閉器の一次側の（+）及び（-）のわにロクリップを、逆流防止ダイオードよりも太陽電池側と断路器との間にそれぞれ接続する。接続後、対象とするストリングの断路器を閉路する。最後に短絡用開閉器を閉路する。
- 3.5) メガーの E 側を接地端子に、L 側を短絡用開閉器の二次側に接続する。メガーで電圧を印加し、抵抗値を測定する。
- 3.6) 測定終了後、短絡用開閉器を開路してから、断路器を開路して、最後にストリングのわにロクリップを外す。この順序を誤ってはならない。断路器には、短絡電流を遮断する機能はなく、また、短絡状態でわにロクリップを取り外すとアーク放電が生じ、測定者が火傷するおそれがある。
- 3.7) 対地電圧を測定して残留電荷がないことを確認した後、サージアブソーバの接地側端子を再度取付ける。

注記 日射があるときに測定すると大きい短絡電流が流れ、非常に危険であるため、短絡用開閉器を用意できない場合は測定してはならない。また、太陽電池の直列数が多く、電圧が高い場合も、不測の危険を防止するため測定しない方がよい。

5.5.2.2 パワーコンディショナ

PCS の絶縁抵抗測定方法は、次による。

a) 測定準備

絶縁抵抗測定は、停電状態で実施する。また、高電圧を印加するため関係者への連絡、立入禁止などの安全処置を実施する。また、システム機器の取扱説明書などを参照して、サージ保護装置などの主回路、接地回路間接続部品及びプリント基板のうち、必要なものを取り外すなどの保護処置を実施する。天候、気温及び湿度を記録する。

b) 測定手順

- 1) 単位回路ごとに開閉器を開路する。このとき、予備回路など常時開路されている開閉器は記録する。
※単位回路：1 スtring 毎など、単体で回路を構成する回路のこと。
- 2) 単位回路ごとに充電部を一括にして、筐体又は内部の接地端子の間の絶縁抵抗値を測定及び記録する。
- 3) 充電部を接地線に触れさせて放電する。
- 4) 一括した配線を取り去り、開放（オフ）した開閉器を閉路（オン）する。マーキングなどに注意して試験前の状態に復旧する。

c) 測定値の評価

- ー 測定値が計画時に設定した基準値を下回っていないか確認する。
- ー 測定値が前回から著しく低下していないか(経時変化)及び同様の構成機器から成るほかの単位回路と比べて著しく低くないか(相対変化)を評価する。経時変化及び相対変化に異常がある場合は、測定値が基準内であっても不適合とする。

なお、絶縁抵抗は、特に屋外設備では雨など、天候の影響が大きいので、前回の測定値又は測定条件を加味して評価する。

注記 大型の PCS の場合、PCS 内部の絶縁抵抗測定をすることがある。この絶縁抵抗測定はメーカー作業員など、PCS 内部構造を理解した専門技術者による実施を推奨する。

5.5.3 太陽電池の開放電圧測定

5.5.3.1 試験目的

竣工検査で開放電圧を測定する主目的は、各太陽電池モジュールが太陽電池アレイの設計図面どおりに正しく接続されていることを確認することにある。また、定期点検時に開放電圧を測定する主目的は、太陽電池モジュールの劣化及びStringの配線に異常がないかどうかを確認することにある。各Stringの開放電圧は、太陽電池モジュールの開放電圧に直列数を乗じた値であり、設置条件が同じ場合は、日射条件が多少変動しても大きくばらつくことはない。String間の電圧差が太陽電池モジュール 1 枚分の開放電圧以内であれば、竣工検査の場合、接続は正しいとみなし、定期点検の場合、太陽電池モジュールの劣化などはないものとみなす。ただし、同一太陽電池サブアレイ内のStringの開放電圧のばらつきがほぼ揃っている中であって、明らかに異なる傾向の開放電圧を示すStringは、その原因を明らかにする。また、各Stringのばらつきがない場合であっても、同一な原因（接続誤りなど）が全Stringにあることもあり得るので、測定条件下の太陽電池モジュール 1 枚分の開放電圧がどの程度の値なら適切であるかを太陽電池モジュールの特性表などで把握しておくことが大切である。

なお、低い日射条件（例えば、 0.2 kW/m^2 未満。雨天、朝夕など。）による特性は、特性表に示されていない場合があるため試験を行わないことが望ましい。

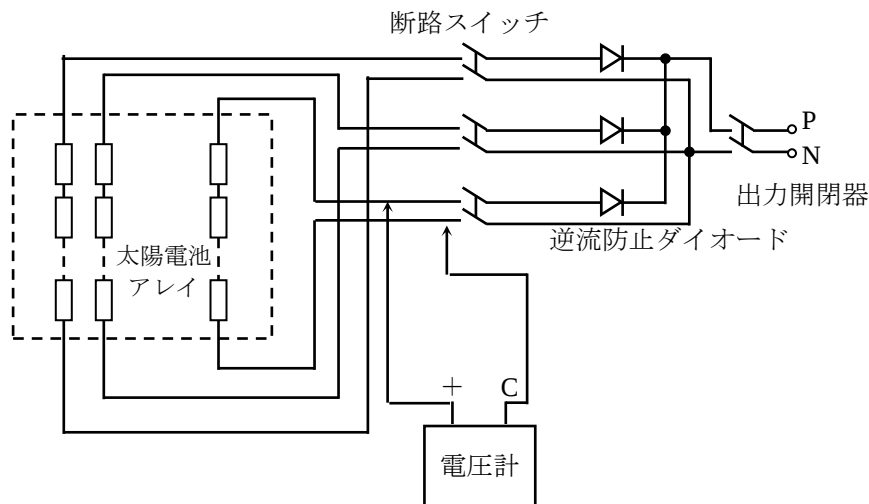
5.5.3.2 試験手順

試験手順は、次による。

a) 試験機材

直流電圧計を用いる。

b) 開放電圧測定回路例 開放電圧測定回路例を**解説図 7**に示す。



解説図 7 – 開放電圧測定回路例

c) 測定順序

- 1) 運転を停止させる。
- 2) 中継端子箱（接続箱）（中継端子箱がない場合は PCS）の出力開閉器を開放（オフ）する。
- 3) 中継端子箱（接続箱）の各ストリングの断路器をすべて開放（オフ）する（断路器がある場合）。
- 4) 各太陽電池モジュールが日影になっていないことを確認する（各太陽電池モジュールが均一な日射条件になりやすい薄曇りだと評価がしやすい。ただし、朝夕の低い日射条件は避ける）。
- 5) 直流電圧計で各ストリングの P-N 端子間の電圧を測定する。テストを用いる場合、誤って電流測定レンジとすると、短絡電流が流れて危険であるので、電圧測定レンジになっていることを確認してから測定する。また、デジタルテストを用いる場合は、極性表示（プラス、マイナス）の確認を行う。

- d) 評価 各ストリングの開放電圧の値が、測定時の条件下で妥当な値であるかどうかを確認する。各ストリングの電圧の差が太陽電池モジュール 1 枚分の開放電圧より小さいことを目安とする。

注記 薄膜系太陽電池のように開放電圧が高い太陽電池モジュールの場合は、ストリングごとに開放電圧を測定することが困難な場合がある。このような場合の測定方法、判定基準は太陽電池モジュール製造業者の指示に従う。

5.5.4 接地抵抗の測定

5.5.4.1 直読式接地抵抗計による場合

直読式接地抵抗計による測定は、次による。

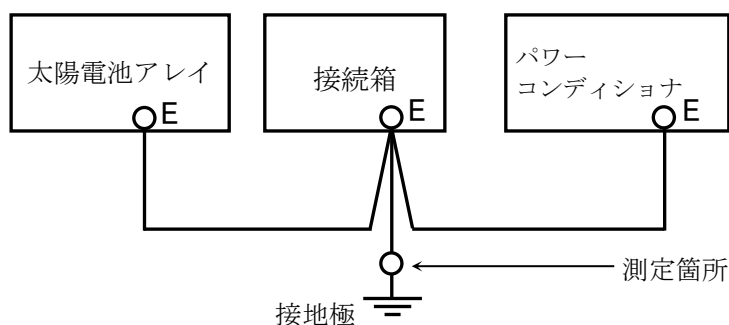
a) 測定器具

直読式接地抵抗計に規定する接地抵抗計、又はこれと同等の性能をもつ接地抵抗計を用いる。

b) 測定箇所

PV システムの各々の接地端子からは、接地支線によって機器間を連結、又は、接地極に集中して配線されている。連結の場合の測定箇所を**解説図 8**に示す。

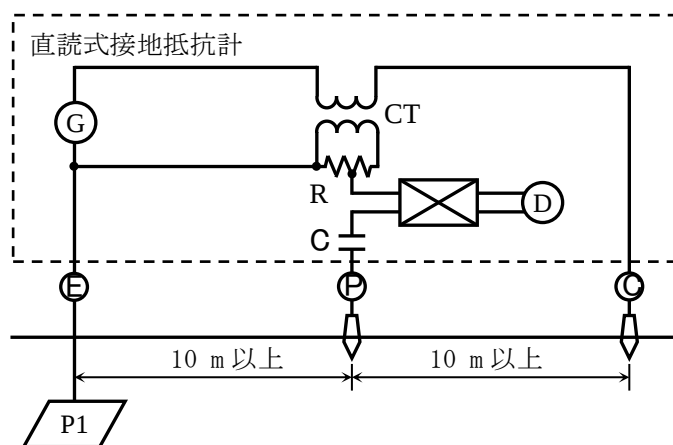
なお、システム内に複数の接地極をもつ場合は、それぞれについて測定する。



解説図 8 – 接地抵抗測定箇所

c) 測定回路

直読式接地抵抗計による測定回路を**解説図 9**に示す。



- Ⓔ : 被測定接地端子
- Ⓕ : 補助接地端子(電圧検出用)
- Ⓖ : 補助接地端子(電流検出用)
- G : 電源
- CT : 変流器
- R : しゅう動抵抗
- D : 電流検流計
- C : 接地電流直流阻止用コンデンサ
- P1 : 被測定接地極

解説図 9 – 直読式接地抵抗計による測定回路

d) 測定方法

1) 測定準備

- 2.1) 接地端子から連結線などを外す。
- 2.2) 接地極から一直線上に 10 m 以上離して補助接地極を打ち込む。住宅用などでは、補助接地端子の打込みが困難となることが多いので、あらかじめ補助接地極を設置し接地端子近辺に端子を引き出しておくといよい。このようなときには、補助接地端子位置を確認しておく。

2) 測定手順

- 2.1) 接地端子及び補助接地端子に接地抵抗計を接続する。
- 2.2) 接地抵抗計の検流計などを見ながら調整する。
- 2.3) 接地抵抗値を読み、記録する。

e) 判定基準

C 種接地工事の場合 10 Ω 以下、D 種接地工事の場合 100 Ω 以下

注記 接地抵抗値の緩和要件は、電気設備の技術基準の解釈第17条を参照。

5.5.4.2 補助接地端子の設置が困難な場合

補助接地端子の設置が困難な場合の測定は、次による。

a) 測定器具

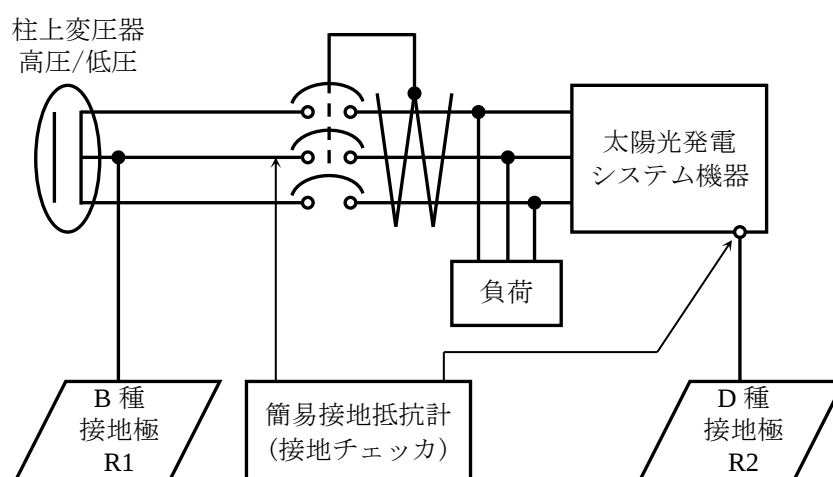
柱上変圧器の接地を利用して簡易に接地抵抗を測定できる接地チェッカを用いる。

b) 測定箇所

解説 5.5.4.1 b) に準じて計画する。

c) 測定回路

補助接地端子の設置が困難な場合の測定回路を解説図 10 に示す。



解説図 10 – 補助接地端子の設置が困難な場合の測定回路

d) 測定方法

1) 測定準備

柱上変圧器の接地線を確認する。

2) 測定手順

2.1) 柱上変圧器との接続開閉器を開（オフ）にするなどの必要な処理を行う。

2.2) 測定値を記録する。

e) 判定基準

この測定においては、柱上変圧器低圧側の接地及び被測定接地の合成抵抗が求められる。したがって、測定結果が被測定接地の基準抵抗値（C 種接地工事の場合 $10\ \Omega$ 以下、D 種接地の場合 $100\ \Omega$ 以下）となった場合、絶対値として合格とすることができる。また、柱上変圧器低圧側の接地が単独でも測定可能な場合、その測定値を測定結果から減算することによって判定が可能である。これらの判定が不可能な場合は、竣工時又は前回の測定値からの変化の相対評価を行う。

注記 接地抵抗値の緩和要件は、電気設備の技術基準の解釈第17条を参照。

5.5.4.3 接地線が接地幹線に接続している場合の特例

ビルなどへの設置の場合、単独に接地装置を設置することが困難なときには、ビル内の接地幹線に接続することがある。このような場合には、幹線側の接地端子及び PV システム機器の接地端子間の抵抗を測定し、完全に接続されていることを確認する。この場合、幹線接地極の接地抵抗は改めて測定しなくてもよい。

5.5.5 パワーコンディショナの動作確認

PCS の運転、停止などの状態表示、発電電力、発電電力量などのサービス表示を確認することによって、PCS の動作が正常であることを確認する。

なお、PCS の操作方法及び表示内容は、製造業者の取扱説明書による。

5.5.5.1 状態表示

運転、停止などの状態表示の確認は次による

a) 確認方法

運転、停止などの切替が手動で行えるものについては、PCS の運転を行い、その後停止させる。手動で切替が行えないものについては、製造業者が指定する方法で運転及び停止を行う。

b) 判定基準

停止中に停止の表示又は停止を示す表示が行われていることを目視によって確認する。運転中に運転の表示又は運転を示す表示が行われていることを目視によって確認する。

5.5.5.2 サービス表示

発電電力、発電電力量などのサービス表示の確認は、次による。

a) 確認方法

運転しているときのサービス表示値を読み取り、記録する。

なお、確認した日時及び天候も記録することが望ましい。

b) 判定基準

発電電力量表示は、運転中に発電電力量を示す表示が行われていなければならない。積算電力量表示は、値を表示しなければならない。

c) その他

天候などの事情によって、表示確認ができなかった場合は、システム所有者との問診によって確認し、記録する。

5.5.5.3 投入阻止時限タイマー動作

投入阻止時限タイマー動作の確認は、次による。

a) PCS を連系運転状態とし、引込口開閉器又は PV 用開閉器を開放（オフ）して停電状態とする。

b) 保護装置が働き PCS が直ちに（通常 1.0 s 以下）停止することを確認した後、再度投入する。投入から PCS が自動始動するまでの時間を測定し、これが規定の時間（通常 150～300 s）であることを確認する。

c) 引込口開閉器を開放（オフ）する場合は全停電となるため、あらかじめシステム所有者の了承を得る。

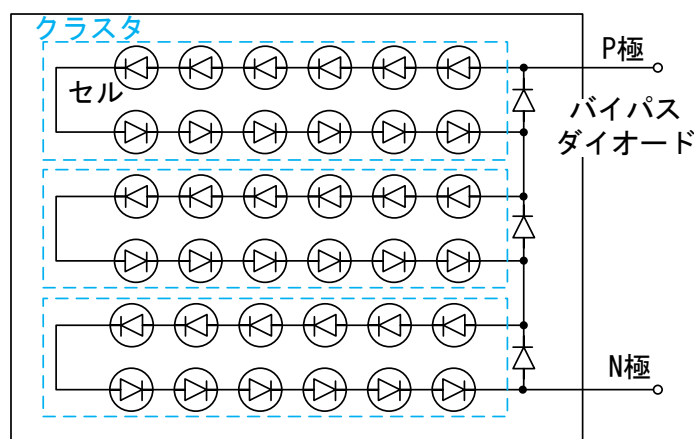
注記 復電後の自動再起動が認められていない場合は、少なくとも 300 s 程度、自動再起動しないことを確認した後、手動復帰させる。

5.5.6 バイパス回路試験

5.5.6.1 バイパスダイオードオープン故障試験（バイパス回路開放故障検出）

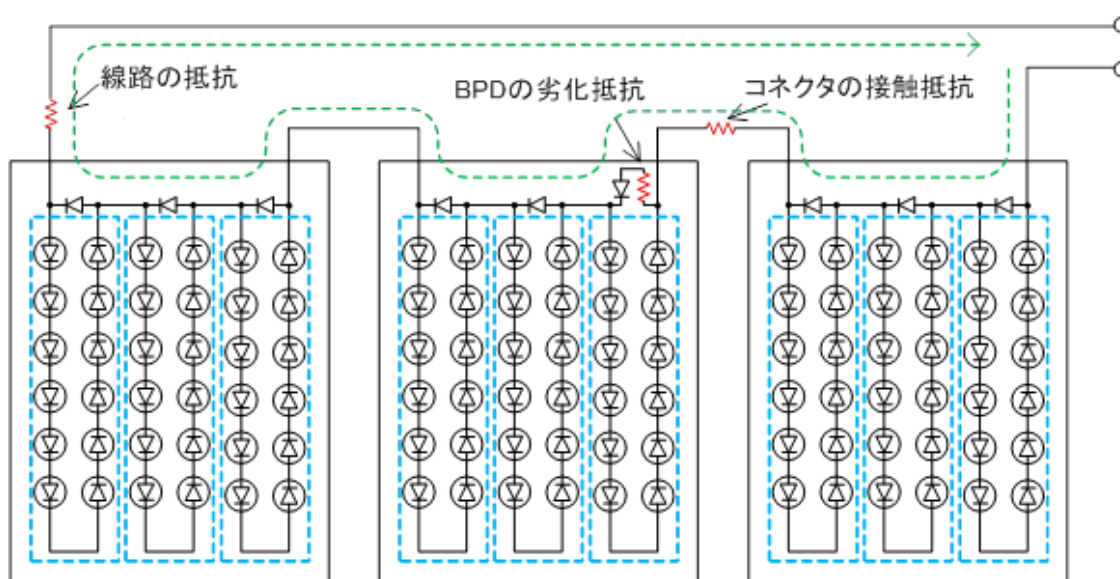
a) 試験目的

バイパス回路に異常があると、太陽電池モジュールの一部がゴミや汚れ、影等で発電できなくなった場合、その部分は負荷となり、発電効率が低下するだけでなく、発熱し、焼損、絶縁性能の低下に発展する可能性がある。これを防ぐため、通常、結晶シリコン系、一部の薄膜系の太陽電池モジュールには、数枚の太陽電池セルの直列数ごとにバイパスダイオードを並列にこの直列した太陽電池セルとバイパスダイオードを含むバイパス回路の単位をクラスと呼ぶ。（解説図 11）



解説図 11ー太陽電池モジュール内のバイパスダイオードの搭載例

オープン故障（開放故障）は本文 13.4.3.1 で示したとおり、疑わしい太陽電池モジュールの一部に日陰を作り、太陽電池モジュールの温度や電流の変化を確認しない限り、検出することは困難であり、長時間の作業にもなる。ここでは、比較的簡単に測定が可能な市販のバイパスダイオード故障判定装置を用いた例を示す。



解説図 12ー太陽電池ストリングで見た場合のバイパスダイオードの影響

b) 故障の検出：バイパスダイオード故障判定装置

1) 測定手順

- 1.1) パワーコンディショナ（PCS）の運転を停止させる。
- 1.2) 接続箱（接続箱がない場合は PCS）の出力開閉器を開放（オフ）する。
- 1.3) 接続箱又は PCS 内蔵の各ストリングの断路器をすべて開放（オフ）する。
- 1.4) 測定器のセルフテストを必ず実施し、正常動作を確認する（短絡電流[ISC] $+\alpha$ の電流を流すことでバイパスダイオードの異常の有無を確認する装置のため、使用前の動作確認は安全上、必須）。
- 1.5) 各ストリングの P-N 端子間に装置を附属の取扱説明書に従い取り付け、測定をする。

2) 判定基準

解説図 12 のようにバイパスダイオードを含む回路に異常がある場合、短絡電流以上流せないため、異常があると表示される。異常が見つかった場合は太陽電池モジュール単位で異常確認を行い、故障箇所を特定する。

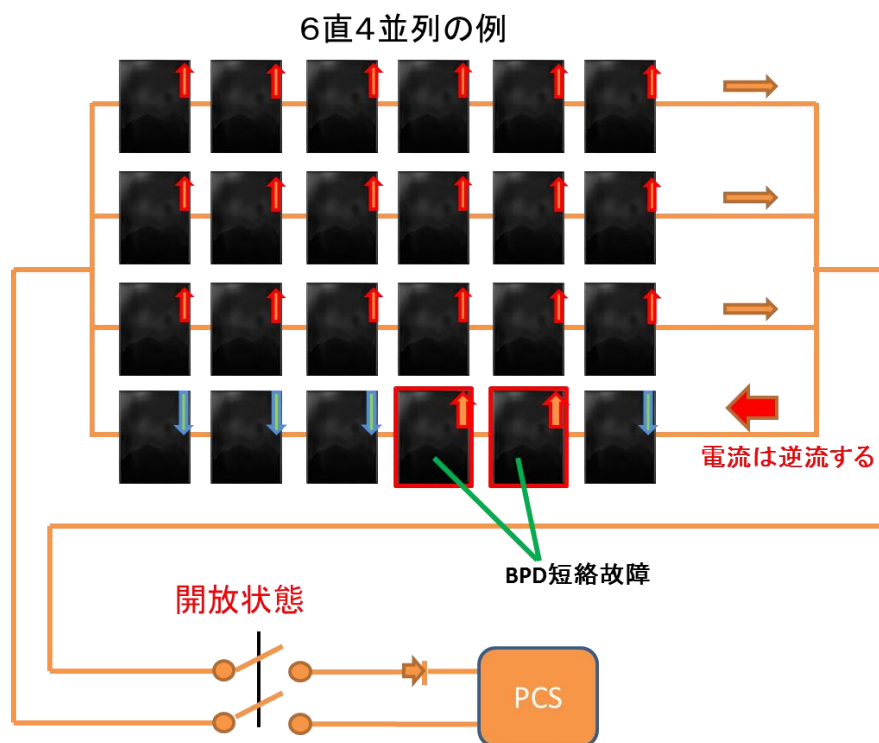
注記 1 太陽電池モジュール内のバイパスダイオードの配置、設置は様々であるため、バイパスダイオードの故障診断で異常を確認できない場合もある（ストリングが並列構成であるもの等）。バイパスダイオードの接続形態、回路図を太陽電池モジュール製造業者に予め確認することを推奨する。

注記 2 バイパスダイオードは、雷など突発的事象により故障することがある。

注記 3 日中、日射が安定している状態で測定すること。

5.5.6.2 バイパスダイオードショート故障試験（バイパス回路短絡故障検出）

バイパスダイオードショート故障は前述のとおり，クラスタ単位で太陽電池モジュールが発電できなくなるため，開放電圧の低下や発電の低下が生じる。また，**解説図 13** のように逆流防止ダイオードを使わないシステムの場合，正常な他のストリングからバイパスダイオードがショート故障したストリングに電流が流入（逆流）するため，太陽電池モジュールの電流の向きでも異常を判定できる。



解説図 13 CIS 太陽電池のバイパス回路ショート故障の事例

5.5.6.3 バイパス回路常時通電

太陽電池モジュール内のセルの電気経路の抵抗成分が大きくなるとバイパス回路が常時通電する状態になる。この段階になると，連系状態で運転中は，発電電流は常時バイパス回路を流れ，セル側の電気経路には流れない状態となる。電路探索器等で電流の有無を調べると故障箇所を特定することができる。また，この段階の太陽電池ストリングのインピーダンスは，他のストリングと比較して大きな値となっているため，ストリングのインピーダンス測定を行うことも有効である（**解説 5.5.7** 参照）。もしくは常時通電されたバイパスダイオード（BPD）は発熱しているので，サーモグラフィで観察することも有効である。

5.5.7 インピーダンス測定試験

a) 一般

太陽電池モジュール間のコネクタは施工不良があると当該コネクタが劣化し、直列抵抗成分が増加、それにより発電能力の低下やコネクタ部の発熱により最悪、近接するものに引火するおそれがある。太陽電池モジュールの製造不良や経年変化に伴う突発的な発電能力の低下もある。これらは定期点検あるいは不具合発生時にストリングのインピーダンス測定を行い、電気経路のインピーダンス又は直列抵抗成分を調べることで異常を検知することができる。これを実現するのが、インピーダンス測定器である。ここでは、このインピーダンス測定器を用いた太陽電池アレイのストリングの直列抵抗成分の測定法について説明する。

注記 インピーダンスの測定は交流波印加方式、TDR（時間領域反射率測定）方式など、測定器の原理により差異を生じる場合があるため、故障判定基準については、測定装置の説明書等を参照する必要がある。

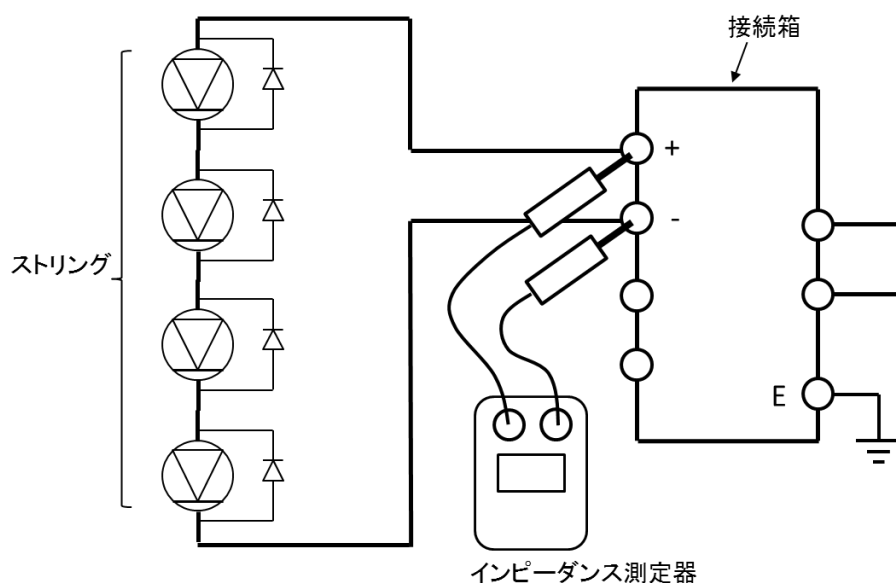
b) 測定の前提条件

インピーダンス測定は、モジュール内部の全てのセルが直列接続されたモジュールで、かつ、全てのモジュールが直列接続されていることが条件となる（**解説図 15**）。測定結果を相対比較により判定する場合、モジュール枚数及び種類が同一であることが条件となる。並列接続された集電部（P-N 間）では測定できない。

c) 測定方法

測定箇所の断路器を開放状態（**注記**参照）にし、プラス(+)及びマイナス(-)端子間のインピーダンスを測定する。配線ケーブルを含めた電気経路全体のインピーダンスは、多少の誤差はあったとしても太陽電池モジュールの直列数が等しければ、ほぼ同じ値の結果が得られる。

注記 接続箱の構造により、ストリングを開放状態にする手段が異なる。ストリング毎に断路器が設置されている場合は、測定時は主開閉器を遮断後、断路器を遮断する。断路器が無く、各ストリングにヒューズが設置されている接続箱では、ヒューズを外して測定する。ストリングを開放する手段については、使用接続箱の説明書等を参照する。



解説図 14 インピーダンス測定回路の例

d) 測定結果によるストリング状態の判定事例

次の内容について他のストリングと比較することにより、ストリングの状態を推測する。

1) 太陽電池モジュール内电路の高抵抗化

他のストリングと比較して、開放電圧はほぼ等しく、インピーダンス（直列抵抗成分）のみが大きい場合、太陽電池モジュールの高抵抗化が疑われる。

2) 太陽電池モジュール内电路の断線

他のストリングと比較して、開放電圧が1クラスタ分以上低下し、かつインピーダンス（直列抵抗成分）が大きくなっている場合、太陽電池モジュール内での断線が疑われる。

3) バイパス回路のショート故障

他のストリングと比較して、インピーダンス（直列抵抗成分）がほぼ等しく、開放電圧が1クラスタ分以上低下している場合はバイパス回路のショート故障が疑われる。

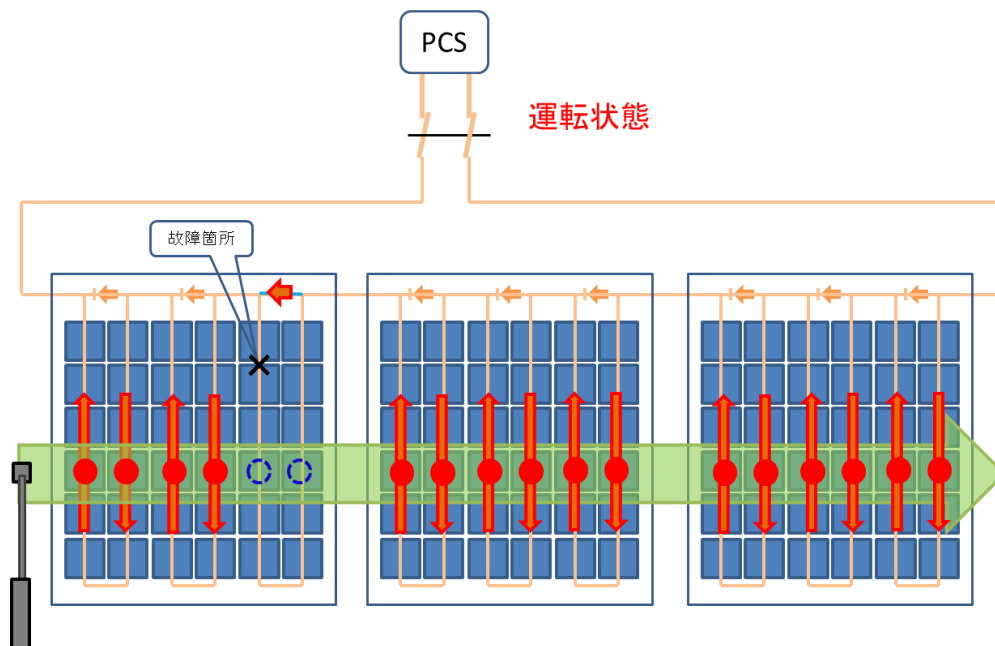
e) 故障箇所の特定方法

開放電圧とインピーダンス（直列抵抗成分）を測定することでストリングの故障が疑われる場合、運転状態で市販の電路探査器を使って故障箇所（故障した太陽電池モジュール）を特定することができる。発電電流がバイパス回路へ迂回している部分を探す。また、電流が流れていない部分をサーモグラフィで観察すると他の部分より温度が上昇していることが分かる。

以下にモジュール内に、3つのバイパス回路が配置された結晶型ストリングにおける故障箇所特定手法の事例を示す。

1) 運転状態で故障箇所を特定する方法

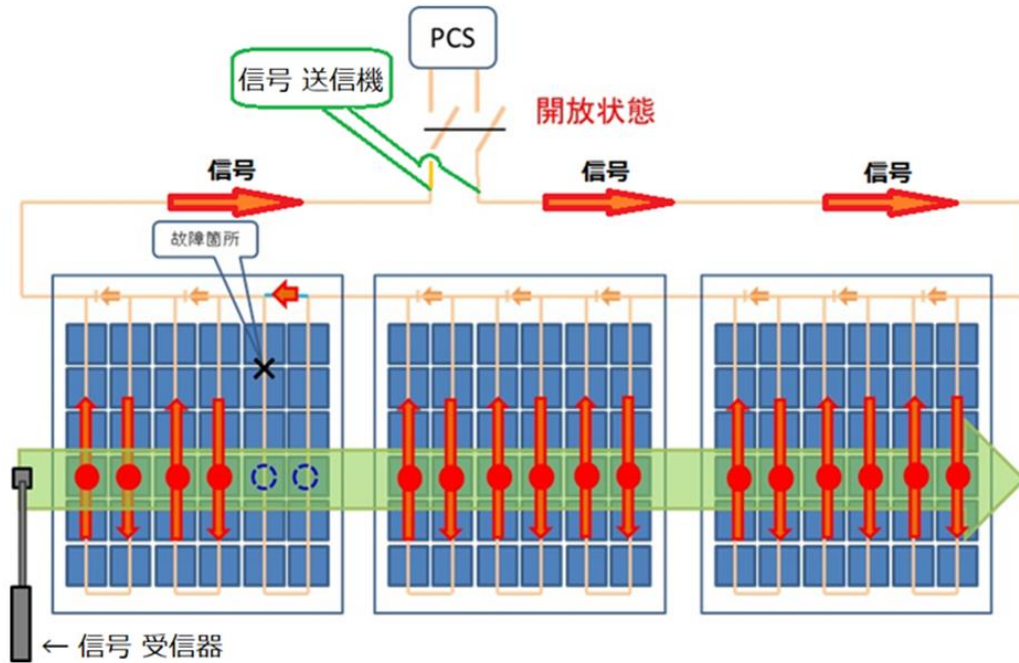
解説図 15 に運転状態で故障箇所（故障した太陽電池モジュール）を特定する方法。



解説図 15 直列抵抗が上昇した場合の故障箇所特定方法

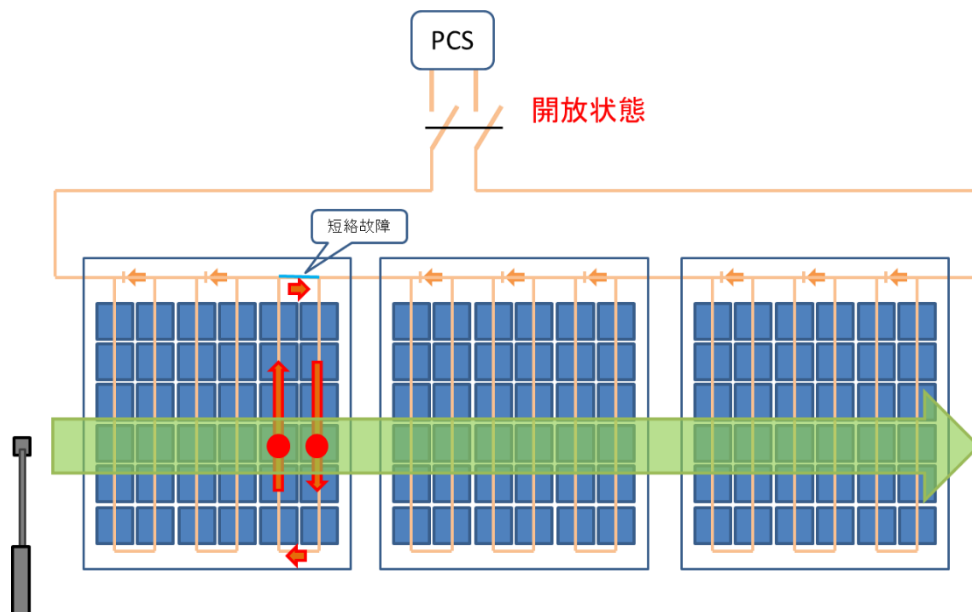
解説図 15 にあるような運転状態で故障箇所（故障した太陽電池モジュール）を特定する方法の他に、解説図 16 のように開放状態で断線箇所を特定する方法もある。

2) 開放状態（PCS を解列した状態）で断線箇所を特定する方法



解説図 16 直列抵抗が上昇した場合の故障箇所特定方法（開放状態で行う方法）

次に、バイパス回路がショート故障した場合は、解説図 17 のようにストリングを開放状態にして市販の電路探査器で電流が流れている部分を探す。



解説図 17 バイパス回路がショート故障した場合の故障箇所特定方法

6 参考情報 II

IEC 規格の中で、この技術資料に規定として記載するには至らない項目又は関連情報を参考情報として記載する。

6.1 断路器，開閉器，遮断器（全般）

この技術資料にて、断路器，開閉器，遮断器について、その機能及び特長を次に示す。

a) 断路器

回路に電流が流れていない状態で、回路の閉（オン）・開（オフ）を行う電力機器で、保守点検を行う時に機器を回路から確実に切り離す（断路する）ために使用される。断路器には、電源を遮断する機能はなく、遮断器又は開閉器で電流を遮断してから、断路器を開（オフ）として回路から切り離す必要がある。

b) 開閉器

回路に正常動作時の電流が流れている状態で回路の閉（オン）・開（オフ）を行う電力機器。

c) 遮断器

回路に正常動作時の電流が流れている状態及び事故時の過電流が流れている状態で回路を開（オフ）することができる電力機器。

6.2 竣工時に提供されるシステムデータの例（4.2 関連情報）

解説表 3 は、住宅用 PV システムにて竣工時にシステム所有者に手渡す書類の一例を示す

解説表 3 – システムデータの例

書類の種類		内 容
1	取扱説明書	製造業者（メーカー）から提供された PCS，表示装置の説明書類など
2	保証書	太陽電池モジュール，PCS，表示装置，販売施工業者の連絡先
3	完成検査報告書	システム構築者又は製造業者の様式による
4	太陽電池モジュールレイアウト図	太陽電池モジュール配置図，ストリング接続図など
5	電気事業関連	PCS 整定値，配線図，発電シミュレーション
6	設計図書	電気，構造，発電見積もりなど，設計関連の設計書
7	太陽電池モジュールの仕様書	仕様が分かるもの（データシート，カタログなど）
8	支持物の構造図及び強度計算書	
9	地質調査，載荷試験（杭，平板）結果	地上設置の場合
10	電気設備の配線図	単線結線図
11	設備の配置図	PCS 及び太陽電池モジュール，分電盤など関連する設備の配置図
12	施工記録	施工の経過が分かる写真など （特に施工後に確認が困難な場所）

注記 書類名は上記と同じとは限らない。書類は完成図書など一つにまとめられることが多いが、PV システムは発電設備であるため、システム所有者は、これら情報を把握しておく必要がある。

6.3 架台、基礎設計情報（4.6 関連情報）

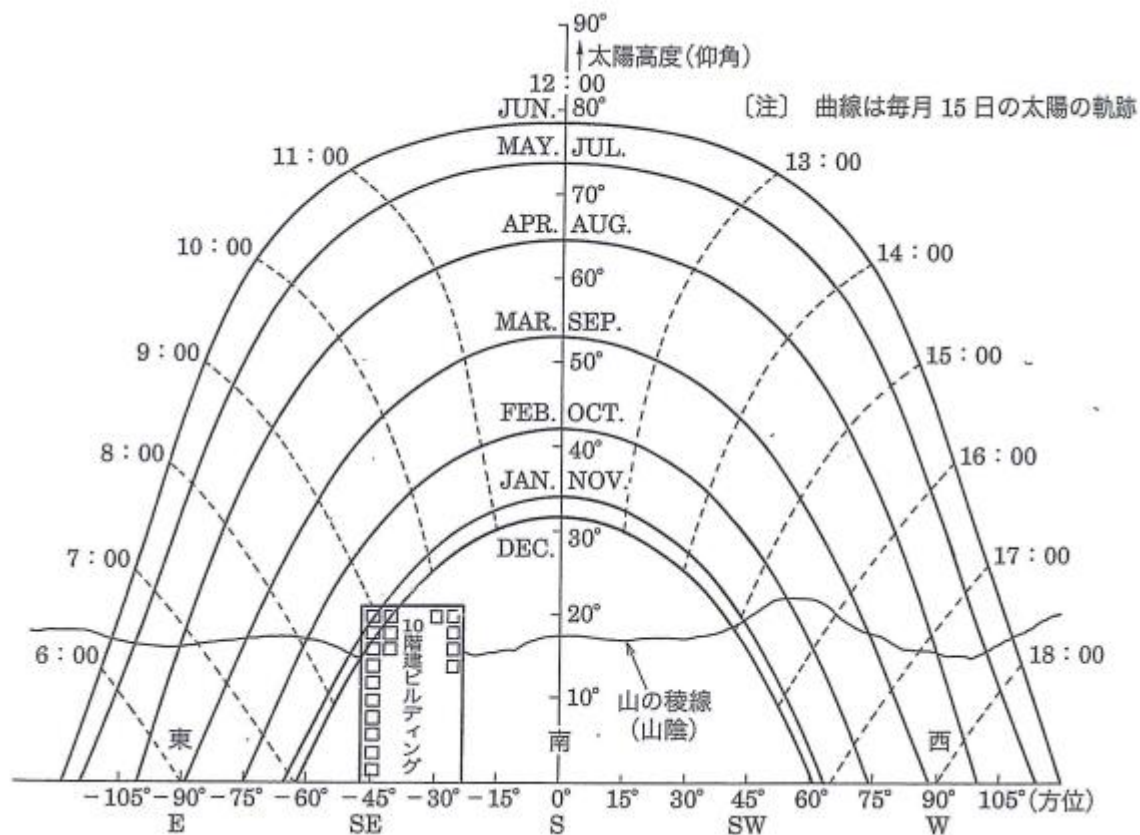
太陽電池アレイの架台設備についての提供されることが望ましいデータシートを次に示す。また、架台構造が専用設計されたものである場合は、関連文書を含める。

- 架台設備の設計図面
- 地上設置型 PV システムの場合は、地盤調査及び基礎又はくいに関する情報
- 構造計算に関する書類
- 地質調査、載荷試験（杭、平板）結果

6.4 日影評価（D.4.5 関連情報）

太陽電池アレイは近隣の建築物、地形又は植栽などに日射が遮られると発電が低下する。設置場所における太陽軌道図にこれらの遮へい物を重ねると、太陽電池アレイが日影になる時間が推測できて、発電量が低下することが予測できる。また、計画段階で日影の影響を予測しておけば、将来、新たな遮へい物の出現に対応可能となる。

解説図 18 を用いて、例題を考察してみる。太陽軌道図は設置場所の緯度による。縦軸は設置位置から見た太陽の高度（仰角）、横軸は設置位置から真南を 0° として東西の方位を表す。この例の設置場所は、北緯 35° とする。1 月を例にとると、8 時半までは山影になり日射はなく、8 時半から 10 分程度日射があるが、続いて隣接のビルに遮られて 9 時 10 分ぐらいまで日射が得られない事がわかる。また、夕方には午後 3 時過ぎ以降は山に遮られて日射は得られない。新たな遮へい物が出現したり、予測される場合は、**解説図 18** に追加して、その影響を考慮する事ができる。



解説図 18 – 太陽の日出・日入の方位及び高度（仰角）（緯度：北緯 35° ）

6.5 屋根設置システム（11.1.2, 附属書 B 関連情報）

コーキングなど、防水に用いている材料の耐用年数、施工状態、設備の固定方法及び固定先などを考慮して点検頻度を定めることが望ましい。また、施工時の状況によって著しい劣化が起こることもあり得るため、住宅点検のタイミングなどと合わせて、防水処理及び屋根葺材の確認をすることが望ましい。確認すべき対象は以下のものが挙げられる。

- － 屋根裏からの雨漏れ跡の有無確認
- － 屋根裏からの野地板の腐食有無確認
- － コーキング劣化の有無
- － 固定ネジの緩み、錆の有無
- － 屋根材のひび割れの有無 等

6.6 太陽電池アレイの汚染と清掃（11.3.6 関連情報）

太陽電池アレイは、雨により洗浄されることを期待し、洗浄計画を特定していない場合が多い。汚染により発電が阻害されない場合は洗浄は不要であるが、著しく汚染される場合は、洗浄を計画する。

太陽電池アレイの洗浄方法は、製造業者に確認し実施すること。モジュール表面ガラス処理膜を侵すような高圧水、ブラシ、溶剤、研磨剤及び強い洗剤（強酸、強アルカリなど）は使わない。可能な限り、洗浄は日射量が低い状態で行い、部分的な日影による損傷を避けるようにすることが望ましい。

なお、屋根の上など高所に設置されている場合は、転落などの事故とならないよう足場を設けるなど落下防止対策が必要となる。

また、大規模システムには、ロボットによる洗浄設備が存在する。

6.7 発電性能に関する問題の診断（12.4 関連情報）

小型無人航空機（ドローン）を活用し、赤外線カメラで上空から熱画像を撮影する手段が開発されている。太陽電池モジュール内の変則的な温度のばらつきを検知し、逆バイアスセル、バイパスダイオードの故障、はんだ接合不良、接続不良などを発見できる場合がある。

なお、小型無人航空機（ドローン）を活用する場合は、国土交通省への許可申請、自治体や土地所有者（管理者）への許可申請など関連法令を遵守すること。

6.8 パワーコンディショナ製造業者指定検査（13.3.1 関連情報）

PCS 製造業者（メーカー）指定検査の一例を示す。

- a) ヒューマンマシンインタフェース（HMI）、データ収集システム（DAS）のディスプレイ上の系統、太陽電池アレイの電圧値及び発電電力量をすべて記録し、妥当性確認を行う。
- b) ログ上最新の運転履歴、システムエラーを記録する。
- c) 防塵フィルタを清掃又は交換する。※フィルタの清掃頻度は周囲環境（虫、塵埃）に依存する。
- d) 筐体・盤内を清掃する。
- e) ファンを試験して正しい動作を確認する。
- f) ヒューズを確認する。
- g) 接続部のトルクマークの位置ずれの有無、必要に応じてトルクを確認する。
- h) ガasket シールを確認する。
- j) 警告ラベルが規定位置にあることを確認する。
- j) 過度の熱蓄積による変色を探す。
- k) 避雷器の健全性を確認する。
- l) 接地システムと接続部との導通性を確認する。

- m) PCS と壁又は PCS と基礎との機械的接続を確認する。
- n) 内部断路器の動作を確認する。
- o) 最新のソフトウェアがインストールされていることを確認する。
- p) 問題が見つかった場合には、システム所有者又は製造業者に連絡する。
- q) 行った作業すべてについて所見を文書化する。

6.9 追尾装置製造業者指定検査（13.3.2 関連情報）

追尾装置製造業者指定検査の一例を次に示す。

- a) 製造業者の保守推奨策に従い、グリスを適切なグリスキャップに注入し、追尾装置の油さしを行う。
- b) コントローラボックス内の電圧を確認する。
- c) 透明なエンクロージャカバーを使う追尾装置電子機器は、内部機器が日射の暴露からの不良がないように見えることを確認する。
- d) コントローラエンクロージャ内に過度の水分の蓄積がないことを確認する。
- e) デジタル水準器を使って、傾斜計の校正及び位置決めを確認する。
- f) 部品同士が擦れる、又は当たっている兆候がないか太陽電池アレイを確認する。
- g) 追尾装置のフレーム又は機器同士の境界面に金属応力、接続の緩み、異常なトルク及び歪曲がないか確認する
- h) ドライブシャフト及び可動機器の近傍の植生を除去する
- i) 退避動作を確認する。

6.10 データ収集システム専用検査（13.3.3 関連情報）

データ収集システム専用検査の一例を次に示す。

- a) 電圧読取値を記録する
- b) 校正してある機器と比較して電流変換器の読取値の妥当性確認を行う。
- c) 校正してある機器と比較してセンサの読取値の妥当性確認を行う。

データ収集システムが正しく機能していることを確認するために、データ収集システムが測定した値をトレーサブルな校正記録をもつ機器の値に対して確認する。データ収集システムが記録した日射強度、温度及び電力測定値を校正計器から得た値と比較することは、データ収集システムデータを不正確にする原因となり得るセンサ校正上の問題を特定する一助となる。

校正を必要とするセンサ及び監視機器の校正頻度は、システムのオーナーとオペレータが承認した書面の説明書がない限りは、証書及び製造業者の推奨の頻度よりも長くてもならない。

システムの精度に応じて、同等のストリング又は同等の PCS のデータとの間に矛盾又は異常がないか比較する。

データ収集システムの設計文書が省略されていたり、詳細が十分ではないということはよくある。このような省略の結果、竣工検査でデータ収集システムの設計ミスがないことを確認しないことが多く、定期検査時には完成したデータ収集システムが正しいかを確認する比較対照とするものがないということが起こり得る。データ収集システムが建物の IT システムと接続される場合、建物のネットワークの改修又は定期的保守が、通信の接続性に問題を引き起こす可能性があるということを、O&M 係員が知っていることが望ましい。

6.11 パワーコンディショナ診断（13.5.2 関連情報）

PCS 製造業者から提供される具体的な PCS のエラー（異常，不具合）と対策方法の一例を，**解説表 4** に示す。

解説表 4－PCS のエラーと対策例

PCS のエラー	対策
DC 不足電圧	発電性能低下のシステム診断措置
DC 過電圧	V_{DC} ストリング試験
DC 地絡	地絡検知手順
ゲート機能	接続部を確認 製造業者に連絡
AC 不足電圧	すべての遮断器が閉（オン）であることを確認する 電圧計を使って AC 電圧を確認 範囲内であれば，手動で再起動 範囲外であれば，一般送配電事業者に連絡する
AC 過電圧	電圧計を使って AC 電圧を確認する 範囲内であれば，手動で再起動を行う 範囲外であれば，一般送配電事業者に連絡する
電力低下	単に日射不足のため，システムが停止しつつある可能性が高い。 晴天であれば，発電性能低下システム診断のための措置をとる。
温度上昇-ファンが作動していない	ファンの電源を確認する。良好であれば，ファンを交換する。 問題があれば，電源を交換する。
温度上昇-ファンは作動	センサ読取値を確認確認-問題があれば，センサを交換する。良好 であれば，冷却ファンの汚れ，吸気口と排気口のフィルタに過度の たい積物（埃，種子及び昆虫の死骸など）がないか確認し，必要で あれば清掃するか交換する。

PCS の不具合の中には，不具合要因が平常に戻ると自動的に解消されるものもあるが，PCS を手動でリセットすることが必要な不具合要因もある。また，PCS の故障に対し修理を行う場合は，製造業者の技術者が行うことが多いが，製造業者が訓練した係員が行う場合もある。点検リストは製造業者から提供される。PCS 点検リストの一例を次に示す。

なお，PCS の保守の中には，安全に検査を行うためにシステムを停止（直流・交流の解列）することが必要なものがある。

次の PCS 点検リストの一例は，大規模集中方式 PCS（住宅用規模ではない）に適用されるものであり，全製造業者の全機種についてすべてを網羅することを意図するものではない。

- 主要機器及び制御盤に変色がないか確認する。必要な場合は，検査用鏡を使用する。
- 直流コンデンサと交流コンデンサに過熱による損傷の跡がないか確認する。
- 前面のディスプレイパネルの電圧及び電流の読取値をすべて記録する。
- 筐体，換気システム，絶縁面の外観及び清潔度を確認する。
- 端子及びケーブルに変色，腐食及び過熱がないか確認する。
- トルクマークを確認し，必要に応じて，端子，コネクタ及びボルトを指定のトルクで締める。
- 気温及び曇りか晴れかも含めて，周囲の天候条件を記録する。
- 損傷又は火傷の跡がないか，交流及び直流の両方のサージアブソーバの外観を確認する。
- 全安全装置（緊急停止装置，ドア開閉器，地絡検出器）の動作を確認する。

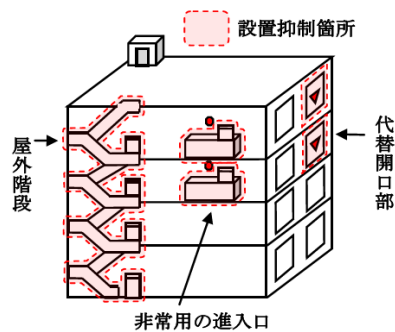
- j) エアフィルタのエレメントを検査（洗浄又は交換）する。
- k) 発見された不具合を是正する。
- l) 保守スケジュールカードに記入する。
- m) 検査報告書を作成する。
- n) 製造業者が訓練した係員が現場にいる場合は、ソフトウェアの更新も含めて、推奨される現場での手直しを行う。

6.12 PV 設備に係る防火安全対策（箇条 A.6 関連情報）

PV 設備を設置する建物に必要な防火安全対策

- a) 消防隊員が活用する施設周囲への設置抑制（解説図 19 参照）

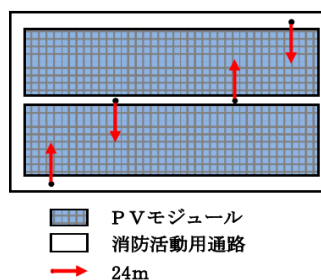
屋外階段、非常用の進入口、代替開口部及びその周囲おおむね 50 cm の範囲には、太陽電池モジュール（PV システムモジュール）、直流配線などを設置しない。



解説図 19 – 消防隊員が活用する施設周囲への設置

- b) 太陽電池モジュールの屋根への設置方法（解説図 20 参照）

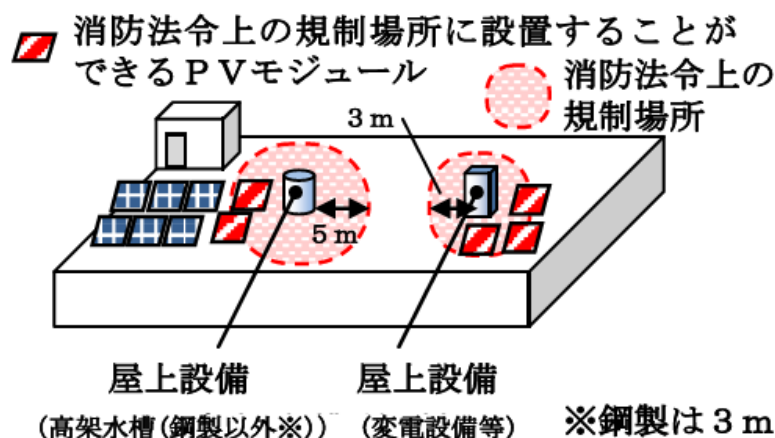
大規模に設置する場合、消防活動用通路をすべての太陽電池モジュールとの距離が、24 m 以内となるよう設置する。



解説図 20 – 消防活動用通路の設置例（建物屋根上）

c) 消防法令上の規制場所への太陽電池モジュールの設置（解説図 21 参照）

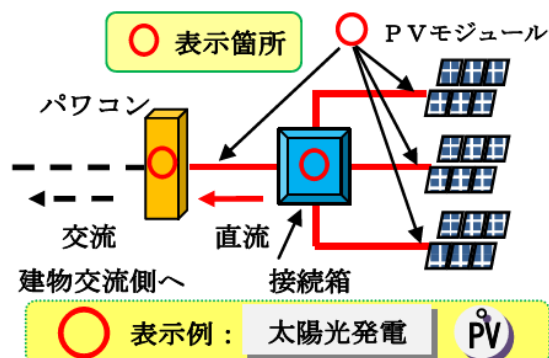
一定の条件を満足する太陽電池モジュールは、屋上設備の周囲で消防法令上、建築設備などを設置できない規制場所に設置できる。



解説図 21 – 一定の条件を満足する太陽電池モジュールの設置

d) 防火対象物に求める感電防止対策（解説図 22 参照）

消防活動における、消防隊員の感電危険を低減するために、次の基準に従い必要に応じ、表示などを行う。



解説図 22 – 表示が必要な範囲

直流接続箱、パワーコンディショナなどを、太陽電池モジュールに近接して設置されるなど PV 機器であることが容易に判断できる場合又は、機器本体に表示された商品名により、PV 機器であることが容易に判断できる場合を除き、感電防止の為の表示を、機器本体の容易に確認できる位置に一箇所以上設ける。

直流配線を、太陽電池モジュールと接続していることが容易に判断できる場合又は、配線表面の色又は模様により、直流配線であることが容易に判断できる場合を除き、感電防止の為の表示を、どの位置においても、一箇所以上、容易に確認できるように設ける。

6.13 土木構造物等に対する具体的な根拠資料の例（4.6 関連情報）

土木構造物等の根拠資料の例として，次の図書があげられる。

- a) 地上設置形サイトの場合
 - 1) 法に準じて開発されたことを証する図書
 - － 構造計算書
 - － 杭引き抜き試験（複数）
 - － アンカー強度試験，資料
 - － コンクリート強度試験
 - 2) 許可書，許可条件，完了検査済証など
 - 3) 開発申請に用いた図書（許可を要しない場合には施工に用いた図書）
 - － 計画平面図，同立面図
 - － 排水計画図（図面作成者の資格を含む）
 - － 各土木構造物の構造及び施工に関する図書
 - 4) 土質調査の報告書
 - 5) 土木構造物の管理基準
- b) 屋根設置形の場合
 - 1) 施工図
 - 2) 施工記録（施工経過の写真など）
 - 3) 屋根の構造図

6.14 DC システム－感電保護（D.1.2.3 関連情報）

絶縁性能の国内基準は，電気設備の技術基準の解釈の次の箇条を参照。

第 3 節 電路の絶縁及び接地

【電路の絶縁】第 13 条

【低圧電路の絶縁性能】第 14 条

【高圧又は特別高圧の電路の絶縁性能】第 15 条

【機械器具等の電路の絶縁性能】第 16 条

6.15 パフォーマンスレシオ（PR 値）による発電性能の検証（12.4 関連情報）

a) 解説

- 1) PV システムが、期待される発電性能を発揮していることを確認する。
- 2) 発電性能の確認には PR 値を用いるが、PR 値は発電シミュレーションと異なり、計測期間の天候不良等の影響がなく確認できる。
- 3) 実発電電力量については、発電開始から月次等での実績データをできるだけ長期間にわたり確認することが重要である。このようなデータの整備は、運用・保守の観点からも必要性は高い。
- 4) PR 算出に必要な気象計測機器が、適切に選定、設置、清掃、点検、校正され、必要に応じ交換されていることの確認は重要である。

b) 評価のポイント

（二次評価）

- ・発電性能として PR 値を継続的に算出し評価する。

$$\text{PR 値} = \frac{\text{実際の発電電力量 [kWh]} \times \text{STC 時の日射強度[kW/m}^2\text{]}}{\text{公称最大出力値 [kW]} \times \text{傾斜面日射量[kWh/m}^2\text{]}}$$

c) 評価方法・評価例

（二次評価）

- 1) **JIS C 8960** 太陽光発電用語に定義される システム出力係数（英語：Performance Ratio）は、PV システムの定格出力、傾斜面、日射量、及び実発電電力量（電力メーター値）から算出される指標で、その変動状態を評価する。
- 2) なお、環境条件（影等）、施工条件（配線長等）も加味した想定発電電力量と実発電電力量（電力メーター値）の比を指標として、その変動状態を評価する方法もある。